平成24年6月定例会

飯島町議会会議録

平成24年 6月 8日 開会 平成24年 6月18日 閉会

飯 島 町 議 会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程(第1号) 平成24年6月8日 午前9時10分 開会・開議

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 1 町長議会招集あいさつ
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 第 2号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 第 3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 第 4号議案 平成23年度飯島町一般会計補正予算(第7号) 専決
- 日程第 8 第 5号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 専決
- 日程第 9 第 6号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) 専決
- 日程第10 第 7号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号) 専決
- 日程第11 第 8号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 専決
- 日程第12 第 9号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) 専決
- 日程第13 第10号議案 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴う関係条例の整備に関 する条例

- 1 -

- 日程第14 第11号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第12号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第13号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第14号議案 平成24年度飯島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 第15号議案 飯島町道路線の認定について
- 日程第19 第16号議案 飯島町道路線の廃止について
- 日程第20 第17号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員(12名)

 1番 久保島 巖
 2番 宮下 寿

 3番 浜田 稔
 4番 三浦寿美子

 5番 竹沢秀幸
 6番 北沢正文

 7番 倉田晋司
 8番 中村明美

 9番 坂本紀子
 10番 堀内克美

 11番 平沢 晃
 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高 坂 宗 昭	副 町 長 箕浦税夫総務課長 鎌倉清治住民福祉課長 吉川秀幸産業振興課長 唐沢 隆建設水道課長 紫芝 守会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄

市村晶子

議会事務局書記

- 2 -

本会議開会

開 議

平成24年6月8日 午前9時10分

議長

おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、 ただいまから平成24年6月飯島町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的なご 審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。 なお今定例会は節電・省エネ対策の一環として軽装としましたのでご理解とご協力をお 願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。

町 長

皆さんおはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。 平成24年5月17日付飯島町告示第9号をもって平成24年6月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。春の農作業も概ね終わり、心配をいたしました農作物に対する凍霜害などの被害報告もなくて初夏を迎えることができました。関東甲信越地方の梅雨入りは昨年は5月27日と例年より早かったわけでありますが、本年は九州地方は一部既に梅雨入りというふうに報じられておりますけれども、当地方も平年並みのそろそろ梅雨入りかというふうに思っておるところでございます。また向こう1カ月の予報では平年より曇りや雨の日が多いというふうに報じられておりまして、最近の雨の降り方は極めて局地的でありゲリラ的であるということを考えますと、東日本はもとより長野県北部の震災も癒えていないだけに、今年は穏やかな災害のない梅雨であってほしいと願っておる次第でございます。

さて、内閣府の発表いたしました5月の月例経済報告によりますと、景気は依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあるとしまして、先行きにつきましては景気回復が確かなものになることが期待されておりますけれども、欧州債務危機をめぐる不確実性が高まっており、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下ぶれ等によって日本の景気が下押しされるリスクが存在していると考えられております。併せて電力供給の制約や原油高の影響、更にはデフレの影響等にも注意が必要と思われます。また上伊那管内の4月の有効求人倍率の実数値は0.61倍でございまして、対前月比で0.07ポイント下回り県内でも最も低い数字となっており、雇用情勢においても厳しく深刻な状況が続いていることに憂慮をしておるところでございます。一方国では不安定な政権運営と政争が繰り返されておりまして、野田政権の命運がかかる社会保障と税の一体改革においては消費増税法案の政府与党内でのまとまりもなかなかなく、筋道は極めて不透明で予断を許さない状況にございます。

さて、東日本大震災、長野県北部地震から約1年3カ月が経とうとしております。復興の基盤を確立するための復興基本法が昨年6月に交付をされたところでございますが、震災に起因する死者、行方不明者は約20,000人にものぼり、未だ30万人余りの多くの方々が避難生活を余儀なくされ不自由な生活を送られておりますが、飯島町におきまし

ても現在24世帯47名の方が避難をされ生活をされております。地震や津波、原発による災害は住民生活や産業活動などにも打撃を与え、住む、働く、生活をすることに対する厳しい状況が依然続いております。家や肉親など大切なものを失った方々が悲しみや落胆の淵から立ち上ろうとする中での確たる将来を安易には語ることができないほどの厳しい現実を前にして、国政にあたる皆様が真に国益を優先した国民のための政策を展開をされますように、祈るような気持ちで国政の動向を注視をしておる今日このごろでございます。このような中ではありますが町では第5次総合計画実施の2年目を迎えております。町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」に向けて、重点プロジェクトを中心に本年も様々な施策を実施をしてまいりますのでなにとぞご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては人事案件が1件、条例案件6件、予算案件7件、その他案件3件、計17件でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げまして議会定例会開会のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、3番 浜田 稔 議員、4番 三浦寿美子 議員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

堀内議会運営委員長。

議会運営 委員長

会期につきましてご報告を申し上げます。去る5月25日午前9時10分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきまして審議を行いました。行事等諸般の事情、また案件の内容からいたしまして本定例会の会期は本日6月8日から6月18日までの11日間と決定されましたのでご報告を申し上げます。なお提出議案の内容からしまして全議案とも即決が適当と判断をいたしましたので併せてご報告を申し上げます。以上です。

議長

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月 18日までの11日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日から6月18日までの11日間とすることに決 定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

堀内委員長自席へお戻りください。

会期の日程については事務局長より申し上げます。

事務局長(会期日程説明)

業 巨

日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

最初に平成24年3月定例会において議決された「保育制度改革に関する意見書」「長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書」につきましては、平成24年3月21日に衆参両院をはじめ関係機関へ送付しましたので報告をいたします。

次に請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願・陳情等は お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定によ り所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告いたします。3月から5月における例月出納検査の 結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に町当局からの報告を求めます。

町 長

それでは私からは4点についてご報告をさせていただきます。

先ず平成23年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法の施行令第146条第2項に基づきご報告を申し上げます。平成23年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成24年度に繰越いたしました。繰越をいたしました事業は1つに、高齢者支えあい拠点施設建設事業、2つ目に農業用用排水工事、3つに林道横根山線改良工事、4つ目に飯島小学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、5つ目に七久保小学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、6つ目に飯島町中学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、6つ目に飯島町中学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、6つ目に飯島町中学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、この6事業でございます。細部につきましてはお手元の繰越計算書をご覧いただきたいというふうに思います。

次に、平成23年度飯島町土地開発公社決算について、去る5月31日開催の公社理事 会において審議をお願いし承認をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基 づきご報告を申し上げます。平成23年度の土地開発公社事業は柏木工業団地の開発につ きまして用地の買収及び造成設計のための測量業務を委託実施し、年度末に用地の売買契 約の締結を行っております。同じく開発中の陣馬工業団地の拡張分につきましては、企業 立地の実現に至らなかったことから造成工事未着手の状況であり、引き続き誘致活動に取 り組んでまいります。保有土地の処分といたしましては代行取得用地と分譲住宅地の売却 を行っております。代行取得につきましては伊南バイパス用地につきましては契約に基づ いて計画的に国への売却を進めてきておりますが、23年度では平成19年度分の売却が 完了となり、最終となります平成20年度分につきましては今24年度をもって完了の予 定でございます。分譲住宅地につきましては販売促進策として設けました分譲住宅地の紹 介謝礼金の制度の活用によりまして、赤坂分譲住宅地 1 区画の売却をいたしました。主な 収益といたしましては、伊南バイパス用地取得事業に係るもの 302,000,000 円、分譲地の 売却事業で 5,800,000 円など、事業収益が 312,500,000 円、これに事業外収益を加えた収 益合計額 313,700,000 円に対しまして、用地取得費等事業原価 309,000,000 円に一般管理 費及び事業外費用等を加えた費用合計が 313,900,000 円となりまして、差引き 147,000 円 の損失を計上する結果となりました。これによりまして前期からの繰越欠損金累計を考慮 した欠損金合計額は 10,000,000 円余りとなり、厳しい財務状況にはありますが今後も土 地開発公社本来の目的達成のため努力をしてまいります。公社決算内容の詳細はお手元の 決算報告書のとおりでございますのでご覧をいただきたいというふうに思います。

続きまして平成23年度第29期の財団法人飯島町振興公社事業報告及び清算につきま して、去る3月29日の清算人会において承認されましたので、地方自治法の規定に基づ いてご報告を申し上げます。平成23年度の振興公社事業は指定管理業務が6年目を迎え、 本郷の道の駅産地形成促進施設、千人塚公園、与田切公園、図書館の4指定管理者業務、 及び山岳施設管理、道の駅本郷の管理、観光協会事務局の3業務において契約に基づき業 務を実施をいたしました。また財団法人飯島町振興公社も公益法人制度改革によりまして 平成23年度をもって解散をし、平成24年度に新たな法人を設立準備するための年であ りました。飯島町振興公社は昭和58年にスケート事業をはじめとする独自事業により設 立をされまして以来、公園など町有施設の効率的な管理運営に29年間にわたって務めて まいりました。業務終了につきましては昨年11月18日開催の理事会議決をもって解散 となりました。以降、振興公社の財産の清算を進めてまいりましたが、県の許可を受け本 年3月29日に清算人会を開催し、残有財産のすべてを飯島町へ寄付することが承認され まして清算が結了をいたしました。第29期の決算につきましては11月18日解散時の 決算と3月29日清算結了時の決算となっておりまして、清算結了によりまして飯島町へ の寄付金は現金預金で 6,548,960 円、固定資産で 256,885 円となり財産の処分は終了をい たしました。内容につきましてはお手元の決算及び清算をご覧をいただきたいというふう に思います。

最後に株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成23年度第21期の決算につきまして、去る 5月29日開催の同社株主総会において承認をされましたので、地方自治法の規定により その経営状況についてご報告をいたします。先ず第21期の主な事業といたしましては平 成23年7月からのテレビのデジタル化対応に向け、ケーブルテレビ用のデジタルチュー ナーの無料配布、及び取り付けを平成21年度から引き続き行ってまいりました。平成2 3年度では戸建住宅と集合住宅を対象に2,208台、年度末合計13,500台余りの 取り付けを終了し、全体での設置率が90%になりました。加入状況につきましてはほぼ 前年同数の新規加入者がございましたが、一部、解約・脱退が増加したことから通期では 41件の減少となりました。一方、テレビに次ぐ収益事業でありますインターネット事業 につきましても大手の光サービスBフレッツとの競争もありましたが、低料金などのメリ ットを明確にした営業活動等から通期では加入増となりました。またCATVは行政チャ ンネル等を通じての行政サービスや地域情報の提供、更に地域コミュニケーションの醸成 に重点を置いた営業を継続をしておりますので、是非とも加入の継続並びに未加入の皆様 の新たな加入をお願いする次第でございます。経営的には利用収入が伸び、昨年度を上回 る売り上げが確保できたこととともに、合理化経営による経費削減にも努めたことにより まして 64,350,000 円の当期純利益を確保することができました。なお決算の詳細につき ましてはお手元の資料のとおりでございますのでご覧をいただきたいというふうに思いま す。以上4件につきましてご報告をいたしました。よろしくお願いします。

議長

議長

ただ今報告のありました件の各会計に関わる件につきましては、最終日の全員協議会に おいて質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。事務局

長より議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第1号議案人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命をする任期3年の委員でございます。現在、湯澤敏美氏、吉川雅治氏、米山まつゑ氏の3名が在任中でありますが、湯澤敏美氏が本年9月30日をもって3期目の任期が満了となります。任期満了後の後任委員の候補者として上原保氏を法務省に推薦をするに当り議会の意見を求めるものでございます。任期は本年10月1日から3年となります。上原氏の経歴につきましてはご覧のとおりでありますが、人格、識見とも適任者として提案をさせていただきました。なお法務省の手続きに任命まで約3カ月程度必要となりますために、今議会において提案をさせていただいたところでございます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようにお願いを申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は討論を省略し、これより第1号 議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行い ます。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

「替成者起立

議長

お座りください。起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定 しました。

議長

日程第5 第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本案は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、一部を除きまして平成24年4月1日に施行されたこと。また東日本大震災からの復興に向けた税制上の追加措置がされたことによる改正を、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をしたものでございます。主な改正点でございますが、1つとして個人住民税では年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要としたもの。2つ目としては固定資産税でございますが地域決定型特例措置ということで通称「わがまち特例」という制度が導入されました。これによりまして公害防止用下水道施設に係る特例割合を市町村の条例で定めるということに改正がされたものでございます。3つ目として住宅用地に係る特例措置の期間を延長し、この間の負担水準の率を80%から90%に改めまして、平成26年度まで継続していくというものでございます。最後に4つ目でございます。東日本大震災の追加措置として被災居住用財産の譲渡期間の延長、被災住宅の住宅借入金控除の特例の新設などが主な改正点でございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)

議 長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長りませんか。

(なしの声)

議長質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第6 第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本案は東日本大震災からの復興に向けた税制上の追加措置がされ、被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例措置が設けられたことによる必要な改正を地方自治法の規定に基づきまして専決処分をしたものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長

(補足説明)

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第7 第4号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第7号専決)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第4号議案平成23年度飯島町一般会計の補正予算(第7号専決)について提

案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要 が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月3 0日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づいて今回の議会において 報告を申し上げ承認を求めるものでございます。先ず初めに平成23年度事業につきまし ては、厳しい財政環境の下ではありましたが概ね計画どおりの行財政運営ができました。 これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜と心より感謝を申し上 げる次第でございます。さて今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額 にそれぞれ 84,880,000 円を追加をし、歳入歳出それぞれ 4,736,178,000 円とするもので ございます。主な内容でありますが、歳入につきましては固定資産税の徴収率が見込みよ り高くなったことによりまして 6,000,000 円の増額補正とし、地方譲与税他、各種交付金 は交付確定に基づいて補正をいたしました。また特別地方交付税が予算に対しまして約 89,000,000 円の増額となったことや、各種事業の事業費確定による歳入歳出予算の調整を 行った結果、財政調査基金に 50,000,000 円、減債基金に 50,000,000 円、公共施設等整備 基金に 40,000,000 円を積み立てることといたしました。これにより財政調整基金の平成 23年度末残高は約840,000,000円となっております。次に主な歳出の内容でありますが、 公共下水道事業特別会計の事業費の減額によりまして一般会計からの繰出金を減額をいた しました。その他平成23年度の決算書にあたって必要な補正を行ったところであります。 細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議をいた だき承認を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長

(補足説明)

議長

1番

久保島議員

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1点だけちょっとお伺いします。19ページ22款の諸収入で違約金なんですが、 7,035,000円、もう少し詳しくご説明ください。

総務課長

違約金の関係でございますけれど、あのご存じの通り昨年建設業者1社、まああの町内 といえば大手の建設業者でございますが、その業者さんがあのまあいくつか契約がござい まして、その契約保証金等ございまして、まああのある程度の分入ってきておるわけなん ですけど、その分まあ残っている部分も含めまして当初契約保証金という形で債権を設定 してあった額につきまして補正をするということで、詳しい事業も言った方がよろしいで すか?

1番

久保島議員 だいたい解りました。

総務課長 よろしいですか。内容的にはその関係でございます。

議長 はい他にありませんか。

4番

26ページの健康増進事業なんですけれども、今回、各種がん検診や総合健康診査そ 三浦議員

れから75歳以上の検診など減額補正になっているわけですけれども、ピロリ菌もそう ですかね、この各種がん検診とか総合健康診査なんかはあのだいぶ受診率が予定よりも 下がってしまったということなんで、ちょっと実績と現状が分かればお願いしたいとい うふうに思います。

住民福祉課長

各種がん検診につきましては、がん検診自体が6つございます。その中で特に、細か な精査はしてございませんけれども、胃がん検診の関係が胃カメラの方へ移行すること によってバリゥームがかなり減ってきているということで、当初あのがんばるつもりで 予算を多くみたんですけれども、1,200,000 円ほどの減をしましたということでござい ます。それから乳房検診の関係も 300,000 円ほど減になってございます。これもあの見 かけより少し少なかったというようなことでございます。それから総合健康診査でござ いますけれども、これにつきましても当初の見込んだ予算よりも実績として少なくなっ たと、その細部につきましてはまだ細かな精査は今後9月の決算の時に申し上げるとい うようになっております。ピロリ菌につきましても同様でございます。

議長

他に。

9番 坂本議員

23ページのですね2255の児童発達支援施設(つくし園)なんですが、一応これ まあ負担金が減ったということで利用者が減ったということですが、それはどのような 原因、まあ発達障がい児は増えているはずなので、利用者の予定より減るっていうこと がちょっと私には解せないんですけれども、利用形態の問題なのか、まあ行かなくても、 つくし園を利用しなくてもお母さんたちが近所で何とかなったのか、そこら辺はどのよ うに考えてますか。

住民福祉課長

つくし園の関係でございますけれども平成22年度の実績ですと12名行っておりま した。それが23年度今回7名ということでございます。内訳につきましては乳幼児が 4名、学童が3名ということでございます。これにつきましては減った理由はあの実際 にあの年が増すにつれて普通の保育園へ行けるようになれるとか、その他、通えるとい うような形の中での減少というように考えております。以上でございます。

議長 3番

他に質疑はありませんか。

浜田議員

まず10ページの歳入、町税ですけれども、固定資産税6,000,000円の補正というこ とで、随分区切りがいいんですけど、何か特例的な事態が起こったのかお尋ねしたいと 思います。それから28ページ農林水産業費3224の農地利用集積事業、50件とい いますか、500アールを予定して利用無しということはあの何か原因をつかんでおら れるのかどうか。以上です。

住民福祉課長

固定資産税につきましては当初あの 580,000,000 円という大きな金額が見込みでござ いましたけれども、これにつきましては徴収率とかいろいろ勘案しての数字でございま す。で徴収した結果その1%ぐらいにあたる6,000,000円につきまして予定よりも多か ったということで、特別大きな理由っていうものはございません。

3番

浜田議員

1件だけですか、1案件ですか。

住民福祉課長

総合的なあのトータルの固定資産税が上がってきてその差です。徴収率につきまして

産業振興課長 28 まして のあの ざいま

は今年度98.2%ということで、徴収率が当初の見込みよりも少し増になったということで、1件がドカンと更正があって多くなったとかそういったことではございません。28ページの農地利用集積事業の減額補正の関係でございますけれども、こちらにつきましてはあの新規のもののみこの事業の対象ということになりまして、既存ではたくさんのあの利用集積あるわけですけれども、まあちょっと事業自体のハードルが高い部分もございまして、新規のものがなかったということでございます。今後は先ほど申し上げましたように人・農地プランの事業の中で今アンケート調査等で進めておりますけれども、そちらの事業ではかなりの実績が上がるんではないかというふうに考えております。

議 10番 他にありませんか。

堀内議員

1つお伺いします。35ページで文化館費の委託料が文化館昼夜管理業務1,200,000減額になっておりますが、このことは平成24年度からは文化館の委託料というものが増額になると理解してよろしいですか。

教育次長

現在、文化館の方はですね指定管理に出してあるわけですが、昼間に関してはその職員が管理しておりますのでこの委託料に相当する部分は発生しておりません。土・日及び夜間については従来通りその指定管理者から更にして委託する格好が出てこようかと思いますので、概ねこの 1,200,000 を減額した状態でスタートできるというふうに考えております。

10番

堀内議員 教育次長

24年度の負担が多くなるか少なくなるかそれだけ答えてください。

例年と比べると同じだと思います。23年度は昼間の管理が入るという想定で2,500,000 ほどの予算を組んでおりました。実際まあ通年ベースでいきますと1,300,000 くらいですので、従ってこの1,300,000 ベースでいきますと例年と変わりありません。

議長

はい、他にありませんか

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第7号専決)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第4号議案は承認することに決定しました。

議長

日程第8 第5号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号専決)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第5号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第4号専決)について提案説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要なものの生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づきまして3月30日付で専決処分をいたしましたので今回の議会において報告をし承認を求めるものでございま

す。予算規模におきまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ 25,112,000 円を追加し、歳入 歳出それぞれ 950,502,000 円とするものでございます。内容につきましては保険給付費の 確定によります国県の支出金、療養給付費の交付金、共同事業交付金等を平成23年度決 算書にあたって必要な補正をし、支払準備基金に50,000,000 円の積み立てをいたしまし た。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご 審議をいただき、ご承認賜りますようにお願い申し上げます。

議 長 1番

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

久保島議員

12ページ第2款保険給付費のところでですね大幅に減額になっているわけですね。それから高額療養費の方につきましても8,400,000 ということで、この要因等につきまして何かお心あたりがあるんであればご説明をいただきたいと思います。

住民福祉課長

あのここにつきましてはあの国から形としては概算交付という形になります。であの正式には24年度に入って精算をする形になります。でそこに至る経過は数字等は出しているんですが、全体的にあの保険給付費が見込みよりも少なかったっていうことでございます。

議長

5番

竹沢議員

細かいことですみません。 11ページの国保運営協議会の報酬ですが 38,000 円減ですけれど、委員はそれぞれ法律・条例の定めによって3グループから選出されておると思いますが、例えばドクター関係の人が出席できないとかそういうことでもし減額になっておるということであるかどうかということが1つと、もしそういうことであればその開始時間だとかねそういうことも考えてその先生も出れるようなそういう改正方法も検討したらどうかと思いますがいかがでしょうか。

住民福祉課長

金額の減額につきましては議員ご指摘のとおりでございます。開催時刻等につきましては今後の検討というようにさせていただきたいと思います。

議長

他にありませんか。

他にありませんか。

3番

浜田議員

同僚議員のあの質問の関連なんですけれども、給付費が見込みより少なかったというのは書いてあるとおりでですね、それが実際にあの利用者数が減ってですね健康状態が良くなったのか、あるいは様々なあの事情でその診療を抑制したのかとか、その辺りの分析については何かお持ちでしょうか。以上です。

住民福祉課長

これにつきましてはあの専決の補正というようなことで、現状と予算との乖離を補正していくというものでございます。中身につきましては9月までには分析をしていきたいというように思っております。

議長

他にありませんか。

ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

- 11 -

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第5号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号専決) を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありません か。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって第5号議案は承認することに決定しました。 議長

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

> 午前10時42分 休憩 午前10時55分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第9 第6号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専 決) を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第6号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第4号専決)につ いて提案説明を申し上げます。今回のこの補正につきましても前件の補正予算と同様に3 月30日付で専決処分をいたしましたので今議会にご報告をして承認を求めるものでござ います。予算規模におきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,111,000 円を減額し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ 102,998,000 円とするものでございます。内容につきまし ては徴収保険料、一般会計の繰入金、後期高齢者医療広域連合納付金の確定の他に、平成 23年度決算書にあたって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によっ て担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い 申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

計論なしと認めます。これで計論を終わります。

これより第6号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専 決)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありま せんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

日程第10 第7号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決) を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第7号議案平成23年度介護保険特別会計の補正予算(第4号専決)について提案理由 の説明を申し上げます。今回のこの補正につきましても3月30日付で専決処分をいたし まして今議会においてご報告をし承認を求めるものでございます。予算規模につきまして は予算の総額から歳入歳出それぞれ 20,180,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ ぞれ 945,237,000 とするものでございます。今回の補正では介護保険料、国県及び社会保 険の診療報酬支払い基金からの負担金、及び補助金、保険給付費、それから地域支援の事 業費等について実績や執行状況等に基づいて減額をするとともに、介護給付費準備基金繰 入金からの繰入額を減額するなどの補正をいたしました。細部につきましてはご質問によ って担当課長から説明いたします。よろしくご審議をいただきまして承認いただくようお 願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第7号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決)を採 決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

日程第11 第8号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号 専決)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第8号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の 専決に関わる承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本補正につきま しても3月30日付で専決処分をいたしましたので議会に報告を申し上げ承認を求めるも のでございます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 24,800,000 円を減額をし、歳入歳出それぞれ 360,780,000 円とするものでございます。主な歳入につ きましては事業の確定によりまして国庫支出金の減額と、繰入金及び町債を減額し、新規 加入者の増加に伴い分担金及び負担金を増額するとともに、使用料に伴う諸収入を増額補 正するものでございます。歳出につきましては事業関係で事業の確定によりまして事業費 を減額し、また管理費を年間実績より減額をした他、決算処理に必要な補正をいたしまし た。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議 の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 9番

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

坂本議員

11ページの脱水車汚泥業務なんですけれども、運行業務の方で 5,410,000 の委託料の 方なんですが、飯島処理区の分ですが減額になっておりますけれども、これの詳しい内容 を教えていただきたいと思います。

建設水道課長

11ページの飯島処理区の移動脱水車の運行業務の 5,000,000 余の減額のご質問でござ います。こちらにつきましては脱水業務につきまして汚泥の量の減少ということで、汚泥 脱水車の運行の業務が回数が減ったということでの減額ということでございますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。 議長 他にありませんか。 (なしの声) 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声) 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第8号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号専 決)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありま せんか。 (異議なしの声) 議長 **畢議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。** 議 長 日程第12 第9号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4 号専決)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 それでは第9号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号専 町 長 決) について提案説明を申し上げます。本補正につきましても3月30日付で専決処分を いたしましたので、今回の議会に報告を申し上げ承認を求めるものでございます。予算規 模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,100,000 円減額をし、歳入歳出それ ぞれを 260,456,000 円とするものでございます。主な内容につきましては歳入につきまし ては繰入金と町債の減額、それから分担金及び負担金で受益者分担金、及び新規加入者加 入金で増額、諸収入として県道の竜東線関連工事に伴う補償費によりまして増額を、それ から歳出につきましては管理費を年間の実績により財源組み替えをいたしまして予備費の 減額をいたしたところでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説 明します。よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。 議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。 3番 浜田議員 9ページの雑入のこの内容は何なんでしょうか。5,900,000です。 建設水道課長 9ページの雑入 5,900,000 円の内容でございます。こちらにつきましては田切地区の竜 東線の工事に係ります県の補償費の金額でございます。 議長 他にありませんか。 (なしの声) 議 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 長 これより討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声) 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第9号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号専 決)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありま せんか。

議長 議長 副町長 住民福祉課長 議長 6番 北沢議員 住民福祉課長 議長 3番 浜田議員 住民福祉課長 議長

異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 日程第13 第10号議案外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴う関係条例 の整備に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 第10号議案外国人住民に係る住民基本台帳への移行等に伴う関係条例の整備に関する 条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は住民基本台帳法の一部を改正す る法律、及び外国人登録法の廃止等の法律が本年7月9日に施行されることに伴い、当町 の関係する条例を一括して整備するものでございます。細部につきましては担当課長から 説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。 (補足説明) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 住民基本台帳法の改正に伴うものでございますので基本的にはよろしいわけですが、関 連してお伺いいたしますが、これによりまして市町村の窓口、特に飯島町の窓口ではこの 事務の流れっていうか、事務の全体量が少なくなるのかどうかという点と、それからもう 1つあの今まで外国人登録というのの人数っていうのは行政のいろんな各種制度の基本に なってきているわけですが、そういったものの統計は今後はとることが可能なのかどうか その点について行います。

先ず事務量の関係でございますけれども、従来まで先ほどご説明申し上げましたように 外国人登録原票への登録、あるいは登録証明書を発行するような業務等が必要になってお りました。これが基本的には在留カードである程度されるというようなことがございます ので事務量の減という形にはなります。ただ転入届等の事務、また住所地等の記載があり ますのでその分は必要になってきます。で、統計的なことでありますけれども住民基本台 帳上に外国人が入ってくるということでございますので、容易に国別管理もできますしト ータルの人数も一緒になって出てくるということになろうかと思います。

はい、他にありませんか。

この制度の説明の図だと入国からの手続きになっておりますけれども、既に在留してい る外国人についてはですね一定の手続きが必要になると思うんですけれども、もしこの手 続きをやらなかった場合の不利益というのはどういったことが考えられるんでしょうか。

基本的にあの現在使われております外国人登録証明書の効力っていうのは在留期間内有 効でありますので、実際にあの7月9日の超したとしてもそれは有効でございます。で従 ってその期間満了になる前に更新する場合は入管局の方へ手続きしますので、その段階で 新たな手続きが必要になるということになります。

他にありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

3番

浜田議員 この条例に賛成する立場から討論いたします。あのまあある意味では住民登録と同じよ

- 15 -

(異議なしの声)

- 16 -

うな扱いに移行するのかなというふうに理解しておりますけれども、私が認識している範囲ではですね、やはり在留外国人の方々に対する説明のレベルが市町村によってかなり差があるというふうに認識しています。例えば駒ケ根市では民間のボランティア団体がですね3回にわたってそういった説明をするということをすでに実施していますけれども、飯島町では私もいろいろお話をしましたがまあそういったことは行われていないということでですね、この説明から抜け落ちる方が出ることを大変心配しております。ですのでこの施行にあたってはですね、くれぐれも周知の手段を尽くすように希望して賛成討論といたします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第10号議案外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第14 第11号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第11号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は行政文書の用紙が今原則としてA判化されていることから、様式サイズをA判に改め、使用されていない中・大測判を削除し、併せてただいま、ご議決いただきました住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止等の施行に伴います条例の整備を行うものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第11号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議

日程第15 第12号議案飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第12号議案飯島町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして提案理由 の説明を申し上げます。飯島町地域防災計画を見直すにあたりまして多くの町民の皆様の ご意見を計画に反映するために、現行の委員に議会からの代表と各地区の代表を増やすとともに、新たに福祉関係の代表、女性の皆さんの代表、交通安全協会の代表、消防委員会の代表、及び県の防災アドバイザーを入れて、委員定数20名以内から40名以内に再編成するために条例の一部を改正したいというものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明しますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 6番 北沢議員 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1点伺います。この防災会議の果たす役割については災害対策基本法並びに飯島町防災 会議の条例によりまして、飯島町の地域防災計画を作成しその実施を推進することという 大きな項目があるわけでございます。いわゆる防災計画はこの防災会議が作成をするとこ ういった条文になっているわけでございまして、いま提案のありましたように多くの皆さ んの意見を取り入れてこの防災計画を作成するということについては異論がないわけでご ざいますが、同時に災害対策基本法の中では第42条によりまして諸般の防災計画を作成 するにあたりまして、防災計画に基づき当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作 成し、及び毎年、市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修 正しなければならないという条項があるわけでございます。飯島町の中でも40人という のは最右翼のまあこういった委員会になるわけでございまして、いわゆる委員の数が多く なりますと小回りがきかないといいますか、非常にあの大きな委員会になります。私の見 たところでは過去3年間、例えば21、22、23についてはこのいわゆる委員会が開か れていないと、要するにまあ見直しの必要がなかったとも取れるわけでございますけれど も、まあそういったことが行われていない中で更に40人という大所帯になるわけでござ いまして、まあ今後の運営の中では今までの過去のことは別にしても、今度の震災を機に そういった運営が毎年的確に行われていくことが必要であるというふうに考えるところで ありますが、そういった意味から40人という人数は検討されたかどうかを伺います。

町 長

お話にございましたように、この町の安心安全ひいては防災ということについては町民の皆さんの生命財産を守る最大のまあひとつの行政課題であるというふうに捉えておるわけでございまして、この度の震災等の教訓を踏まえましても、やはりこの機能と組織というものはしつかり底辺に位置付いたものでなければならないというふうに思っております。今まであの各機関の代表等を20名以内でやっておりましたけれども、今回こうしたことを経験するについてですね、やっぱりあの広く、あの見直しの内容につきましてはまあ全面改正というような形でやってまいりますけれども、常にあの防災意識というものが町の位置付けでどうあるべきかというようなことも含めてですね、それからまたその時々によって新たな課題も生じてまいります。単なる防災計画を一部加除修正するという部分でなくて、その時々の町の防災のあり方というものも、この委員の方々に最低1年は1回くらいはお願いをしてやっていくべきだというような位置付けを持って、そしてそれぞれの多くの意見をお聞かせいただきたいということの中で設けた趣旨でございますのでご理解いただきたいと思います。確かにあの倍増いたしますので運営経費もかさんでくるわけでございますけれども、中にはあのこれは無報酬でお願いをしておる当て職的な機関の委員もおられるわけでございますので、そのお金のことで絞るとかいう趣旨は全くございません

のでご理解いただきたいというふうに思います。 他にございませんか。

議長

8番 中村議員

今、詳細伺いましたけれども、人数が40名というまあ大所帯になるわけですけれども、 その中でその人数構成ですね、その辺のところが決まっていたらお聞きしたいのと、あと 女性がいないところにこれから女性が加わるわけですけれども、その大きな災害の後に本 当に女性の声があの届いていない、女性の目線が行き届いていないということで町も女性

総務課長

を入れるんだと思いますけれども、その辺で男女別にしてですね女性がどの程度まあ加わ る予定であるのか、私の考えでは半数または3分の1は女性を入れるべきと思いますけれ ども、その辺はあのどの様になってまあ決まっているのか今後のことなのかお聞きします。 それではあのちょっと新旧対照表の方をご覧をいただきたいと思いますが、第3条防災 会議は会長及び委員をもって組織する、委員は次の各号に掲げるものをもって充てるとい う形になっております。その中で8号までは今までと同じで考えております。9号のその 他町長が必要と認め任命する者の中で人数を増やしていきたいなあというふうに考えてお ります。先ずあの議会関係につきましては現在総務産業委員長さんが1名のみこの組織に 入っていただいておりますが、全体で議会の方からは4名、この総務産業委員長さんを含 めて4名というふうに考えております。それから現在その区長会長ということで地域では 1名の方しか出てきていただいておりませんが、やっぱりこれは四区共通の課題だという ことでございますので4人に来ていただきたいということ。それから後あの上伊那医師会 それから商工会、「Aさん、エコーシティ、社会福祉協議会会長さん、それから建設業関 係の方というふうになっておりますが、新たに今お話のございましたように女性の立場と いうことの中で日赤奉仕団、これは各地区代表がおられますので今のところ4名というよ うに考えております。その他福祉関係ということで民生児童委員会の会長さん、それから もう1つ地域もやっぱりこれはあの1つの形として一緒に考えていかなくちゃいけないと いうことで総代それから自治会長の代表の方4名ほど、あと先ほど町長の提案の中でもあ りました交通安全協会の代表、消防委員会長さん、県の防災アドバイザーということを含 めまして、新たにまああの40名には今の段階ではいかないと思います。今言った数字的 な形を申し上げますと。40名いかないと思いますがその40名の範囲の中でまた女性も 考えながら適宜お願いをしていきたいというように今のところ考えておりますのでよろし くお願いします。

議長 9番

はい他に。

坂本議員

関連なんですけれども、今まあ具体的なあの人数というかあの立場の人たちの説明があ りましたけれども、福祉と言ったんですけれども福祉というとまあ民生児童委員の方とま あ女性の立場からで日赤奉仕団ということで、実際にあの障がい者の障がいを持っている 方が今のお話の中には入っていないわけでありまして、そこら辺をやはり全体の中で障が いっていう立場のところで1名ほど入れていただいた方がいいかと思いますので、これは 要望として意見としてお願いしたいと思います。今後の予定あるとしたらそこら辺はどう 考えているかお願いしたいと思います。

総務課長

現在あの今申し上げた人数でいきますと40名になっていないと思いますので、あのそ

の分についても検討しながら今確実にということは言えませんけれど、検討させていただ きたいと思います。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

8番

中村議員 賛成の立場で討論いたします。この委員が40名増えるわけですけれども、ただいまお 聞きしましたこれで現在4名、大変少ない人数でございます。今後ですねあの委員を増や すに当たり女性の選出におきましては乳幼児を持っている方、中高年の方、また高齢者の 方、このような段階で女性を選出していただいて、本当にいざとなったときに悲しむ人が ね少なくて済むようなそういうことを本気で考えて選出をし、よかったなあと思われるよ うな委員会にしていただきますことを切に要望いたしまして賛成といたします。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 計論なしと認めます。これで計論を終わります。

> これより第12号議案飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。お 諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。 議長

議長 日程第16 第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

> 飯島町電源立地地域対策交付金事業基金、これを使いまして中町コミュニティ消防センタ 一の建設を行いましたが、この事業を完了したことに伴いまして本条例の一部を改正する ものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。 議長

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議長

> これより第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例を採決いたきっとします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17 第14号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題とい 議長

たします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第14号議案平成24年度飯島町一般会計の補正予算(第1号)について提案 理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 17,964,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,239,964,000 円とするものでございます。主 な内容ですが震災等の緊急雇用対策事業を活用して4つの事業に取り組むことといたしま してそれぞれ計上させていただきました。臨時職員を雇用して各事業に取り組みますが適 正な事務処理により本事業の目的を達成するよう努めてまいりたいと考えております。次 に市町村振興協会の基金交付金や一般コミュニティ助成事業、地域発元気づくり支援金に ついて交付決定がなされましたので予算措置をいたしました。また今年度限りでございま すが南信地域の町村交通災害共済事務組合より事業推進の特例交付金が交付されることに なりましたので必要な予算措置を行ったところでございます。その他新年度間もない時期 でございますので当面の事務事業執行に最低限必要な補正をさせていただいたところでご ざいます。細部につきましては担当課長からそれぞれ申し上げますので、よろしくご審議 をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長 産業振興課長 (補足説明) (補足説明)

教育次長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番

坂本議員 9ページのですね防災対策費の放射線測定器なんですけれども 3,000,000 ということな んですが、これの具体的な内容とこれは買ったものを町だけで使用するのか、それともそ

れに対して貸出を行っていただけるのかその点を教えていただきたいと思います。

総務課長

防災対策費の放射線測定器 3,000,000 円でございますが、あの一旦あの役場庁舎管理費 の方へ載っていた通信機器を含めた表示板をこれをおとしました。それで要するに撤去し ました。で新たにまあコンパクト的な測定器を購入しようというように考えております。 ただあの今あのだんだん良いものが出てきたり、それから価格も高いものから安いものが あったりいたしますので、この本日議決いただいた後に数、それから使用方法等を検討い たしまして有効活用できるような形で検討していきたいというように考えております。

議長 6番 北沢議員

他にありませんか。

9ページの交通安全対策費の関係でございますが、今回の南信交通共済の方からの特別 交付金をこれに充当するという内容で補正予算が組まれておりますが、まあ実質はあの 500,000 円のカーブミラー等がまあその財源だと、あとは従来の事業を組み替えるという ような内容かと思います。従来の交通安全対策特別交付金事業は一般財源になりますけれ ども概ねその使途が交通安全対策に使われるという目的をもって交付されるものでありま して、この部分に事業としては充当されていた部分があるかと思いますが、ほとんどこれ が今回交付される財源で賄うということになりますと、その部分の事業というのはまあ例 えば建設の方の事業費でそういった事業を行っていくのかどうかそういった点について伺 います。

総務課長

今までの形はまあ一般財源という形で交付金の、あの交通災害共済じゃなくて交付金の 方でございますけれどそれは一般財源としてまあ有効活用して使っておりました。ですの で今回来た共済の方からの特別交付金につきましては、当面そのとりあえず交通安全対策 ないしは防犯的なこと等も、防災的なことも含めて活用してほしいということですのでそ ちらの方へ充当してございますけれど、あの交通安全からの交付金そういった関係につき ましては議員言われましたように、それもガードレール等々の方にも有効活用できればと いうように考えておりますので、またその分について再度検討させていただきますのでよ ろしくお願いいたします。

議長

他にございませんか。

8番 中村議員

2点お伺いします。10ページの2305介護保険事業について伺います。この中で国 の交付金を使って要介護者や団体等の活動の調査をするように今伺ったわけですけれども、 その調査の目的といいますか趣旨とか今後それをどのように活用していくのか伺いたいと 思います。でもう 1 点ですけども、13ページ5211、214,000 円でその小学校と体育 館のところの水利でしたっけ、そこを直すということを言われましたけれども、これをも しですね災害時の避難経路というふうになっていますとこれも使える交付金があるわけな んですけれども、そういう国の交付金等補助とかそういうものが使えるかどうかも検討さ れて、それが無くて、または該当しないために一般財源からするというそういう方法なの か、その2点伺います。

住民福祉課長

前段の方の2305緊急雇用の事業についてその活用方法でございますけれども、先ほ ど申し上げましたように要介護者の認定率の軽減のための調査ということで、基本的には あの65歳以上の方全員にチェックリストというのを配りまして、その中身を精査してい ただくということでございます。その中で得られた情報につきましては今後の包括の中で 具体的な活動の中で呼び掛けをしていくとか、例えば介護関係の必要であれば認知症の関 係の教室もやっておりますし、健康増進のための事業もやっておりますので、そういった 方面に活かしていきたいというように考えておりますし、団体活動の調査等につきまして はまず現状の把握が必要であるという、それぞれの高齢者団体の皆さんがどのように考え ているかというところから、そこの組織化等についても現状の把握の中から今後結びつい ていくということでございますので、その現状を把握することによってでございます。

教育次長

飯島小学校のあの水利排水の修繕の部分でございますが、国の補助事業については下限 額、要するに一番下のうちの最小の補助額、補助事業費が決まっておりまして、この事業 についてはそれをかなり下回ってしまう事業なことから該当になりません。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第14号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を採決いたしま す。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

- 21 -

- 22 -

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第15号議案飯島町道路線の認定について

日程第19 第16号議案飯島町道路線の廃止について

日程第20 第17号議案飯島町道路線の変更について

以上、第15号議案から第17号議案までの3議案につきましては、いずれも町道路線の案件でありますのでこれを一括議題といたします。本3議案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第15号議案町道路線の認定について、第16号議案町道路線の廃止について、及び第17号議案町道路線の変更について一括して提案理由の説明を申し上げます。いずれも国道153号伊南バイパス建設に伴う町道の付け替えにより、本郷・飯島間の路線の認定等を行うものでバイパス同区間の一次供用前の事務手続きのひとつとして国道と町道の区域を確定する必要があることから、道路法の規定に基づき日程、廃止、変更を行うものでございます。認定につきましては町道唐沢川連絡線他2路線の認定を、廃止につきましては町道大田線他1路線の廃止を、変更につきましては町道鳥居原線他31路線の変更を行うものでございます。詳細につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は3議案一括して行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第15号議案飯島町道路線の認定について、第16号議案飯島町道路線の廃止 について、第17号議案飯島町道路線の変更について、以上3議案を一括採決いたします。 お諮りします。本3議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第15号議案、第16号議案、第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時32分 散会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程(第2号) 平成24年6月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 久保島 巌 議員

○出席議員(12名)

1番 久保島 巖2番 宮下 寿3番 浜田 稔4番 三浦寿美子5番 竹沢秀幸6番 北沢正文7番 倉田晋司8番 中村明美9番 坂本紀子10番 堀内克美11番 平沢 晃12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高 坂 宗 昭	副 町 長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

 議会事務局書記
 浜田幸雄

 市村晶子

本会議再開

開議

平成24年6月12日 午前9時10分

議長

おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議長

日程第1 これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。

1番 久保島 巌 議員

1番 久保島議員

それでは通告に従いまして質問を始めてまいりたいと思います。今回は4つについてをお伺いいたします。まちづくり懇談会を終えて所感とそれから今後防災計画の見直しについてのスケジュール的なものですね、それから情報公開及び提供に関する私の方から提案がございますのでそれについて、それからセーフコミュニティーの認定取得に対する取り組みについて、それから公民連携手法導入について、以上4点でございます。ちょっと盛りだくさんになりますので町長におかれましては簡単なあの答弁でお願いをしたいと、いうふうにですねご注文を付けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ず最初なんですが、先月28日から31日まで各区でですね開催されましたまちづ くり懇談会を終えて町長の所感をお伺いしたいと思います。まあ例年ですと新年度の予 算概要をお持ちいただいてですね、それを説明していただいて町への要望とかご意見等 を伺うというふうな形でしたが、今年は少々形が変わっておりまして、私が参加した飯 島区の成人大学センターではですね、昨年度緊急雇用で行いました防災計画の見直しの 概要の説明があって、その後DVDを見てそしてグループ、4つに分かれまして懇談を 行ったと、そして書記役の方がですね発表をするという形でございました。気軽にです ね意見を出していくというふうな形ではですね非常によかったというふうに思うところ でございますが、まあ全部の意見や要望をですね聞くことができなかったということで、 ちょっと私には不満でございました。それから書記役の方の発表でございますので多少 個人的な主観やニュアンスのところで違いがございますので、私のグループから発表し た方も私とちょっと私の感覚とは違うところがあったなあと、お聞きしますと他のグル ープでもそんなことがあったというふうに聞いております。今回の防災懇談会ではです ね自主防災会の充実の拡充をお願いします、地域のことは地域でやってくださいねって いうふうな投げかけに私は感じたんですね。言うまでもなく3.11以来自分のことは 自分で守る、家族のことは家族でやると、そして向こう三軒両隣の確認をしていくって いうことがまあ地域防災のまず発災時を含めてですね基本だろうということは認識した というふうに思うんですね。で、これらの共通認識を図るべく防災計画の見直しを行っ て、この計画に無理はありませんか、住民の皆さんにご理解いただけますかっていうよ うな問いかけのための懇談会だというふうに私は理解していたんですね。で、地域のこ とは地域でやってください、避難所は自分で決めてくださいっていうのはこの後の段階

ではなかったかなというふうに思っていたもんですから、多少、違和感を感じたと、気持ちは分かるんですけどね。で、今回はあくまでまだ見直し案のところであって、施行実施というふうなことではないと思っていましたので、改めてお伺いをしたいんですが、今年度のまちづくり懇談会の目的と趣旨っていうのをどこに置かれていたのか先ず町長のお考えをお聞きいたします。

町 長

それでは今議会の一般質問の最初の質問者であります人保島議員のご質問にお答えを してまいります。先ずこの度のまちづくり懇談会を終わっての所感、それから今後の対応 についての中でその趣旨は何であったかということに関連してのご質問でございます。飯 島町では町民の皆さんと協働のまちづくりを一層まあ推進をしていくために、毎年地域づ くり委員会主催のまちづくり懇談会を各区ごとに開催をしてまいりました。今年度のまち づくりの懇談会は今ご案内にございましたように、特に「安心安全のまちづくり、地域の 防災について考えよう」これをテーマに絞りまして現在見直しを行っております地域防災 計画の概要について素案をもって説明をして、多くの皆さんの日ごろ感じておる、あるい は防災についてお感じになっておることのご意見をいただけるようにという考え方の中か ら、意見の出やすいようにまあ分散会形式というようなことも含めて、一部ビデオも見て いただきながら実施をしたところでございます。久保島議員も含めて議会のみなさんも全 員それぞれの会場にご出席をいただきまして本当にありがとうございました。そこで今年 度のまちづくりの懇談会は、多くの皆さん方に今課題になっておりますこの地域の防災に ついて共に考えていただく機会にしたいということと、それから具体的に進めております 町の防災計画の見直しについて考え方の説明を申し上げてそれぞれご意見を聞くというこ とと同時に、この防災というものを改めて自分のこととしてより一層関心を持っていただ く、身近に感じていただくということで、そしてまた有事の折りには自分として何を成す べきかということも含めて関心を持っていただくということを主眼にして広くご意見をい ただきながら、防災計画の見直しについてのご意見を賜ることを目的として実施を致した わけでございます。以上であります。

久保島議員

そういう目的で開催されたとしますとですね、まあなからですね目的は達成されたのかなというふうに思います。ただですねその防災計画の内容についてご理解をいただくということになりますとですね、資料がちょっと貧弱だったかなというふうに感じるところでございます。パワーポイントの資料がですねだめだというわけではありませんけれども、その前段の計画の体系とか概要とかっていうところはまあ簡単にしてですね、被害想定だとかその防災計画のもうちょっと細かい細部ですね、その辺のところをもう少し丁寧に記述した説明資料が欲しかったなというふうに思ったんですね。またあの3.11の津波の映像、それからあの地域防災計画の設立への推進といったようなDVDですね、あれは多少ちょっと違和感があったなあというふうに思います。まああのあれらのDVDのおかげでですねその自主防災会のですね充実・拡充っていうことについて圧力がかかったようなそんなふうに私は感じたんですね。で、もちろん参加者の多くの方はですね自分たちのことは自分で守ると、それから行政におんぶにだっこはもうできないよ、それから安全は行政から享受されるものではないというようなことはですね認識されているというふうに感じました。何とか対策をしていきたいというふうに思っているんだけれども、そのためにどうしたらいいのか、何から手を着けていいのかっていうことが戸惑っているんではない

かと、そこの点を行政から指導・援助を求められているというふうに思いました。で、自 主防災会はですね既に飯島町では各耕地・自治会にあるわけでございまして、それで新規 に立ち上げるわけではありません。しかしこの中身が整わないうちにですねあの名前だけ 作ったというような形がどうしてもあるもんですから、まあ行政側からたぶん作ってくだ さいって言ってお願いされて作ったんだというふうな認識があるもんですから、どうもい まひとつうまく作動していない、動いていないということがあると思います。一方その中 でですね同僚議員も参画しているんですが、南仲町の耕地はですね耕地の組織とは別建て で防災会っていうのは存在していますね。で、リーダーは長年勤めていまして、その方の 思いから先ず救出に必要なものということで、チェーンソーとかバールとかジャッキとか 鉄の棒とか、そういったものを備蓄、自分たちで始めたと、で、これからはですね消火器 が大量に必要になってくるっていうようなこともおっしゃっておられました。で、この活 動はですね元々広小路の除雪作業から始まったんですね。現在はあの近所の企業とか事業 所等も除雪を行っていますので、そのお礼金がもらえているんですね、普通ですとそのお 礼金で多分懇親会などで一杯飲んじゃうと思うんですが、そこは違ってまして、そのお金 を貯めておいて必要な備品を買っていくというふうなことを進めていたわけですね。一方 昨年なんですが、本一耕地、これも同僚議員が関わっているんですが、宝くじの助成金を 使ってですね一早く防災設備の充実を図ったということもありました。ここで特にですね 隣組に無線機を1台ずつ配備したというふうな取り組みをされたと、まあこの無線機につ いては多少あの規格の関係でうまくいかないところもあったかもしれませんけれども、こ の取り組みについては非常に評価されると思います。こういう取り組みがですね行ってい ければ地域自主防災会の見本だと鏡だというふうに思うわけですね、これが全町に広がっ ていけば鬼に金棒ということです。で、この防災計画の見直しが完了した折りにはですね、 この南仲町の自主防災会の取り組みとか、本一の取り組みとかを事例発表に引っ下げなが らですね各耕地に行って自主防災会の充実っていうことを訴えていけば、これはもう身近 な例ですので非常に分かりやすくて取り組みがし易いというふうに思います。これはです ね、だけど次のステップだったというふうにだと思うんですね。で、今回は見直しを行い ますって言う、で、ご意見はどうですかってさっき町長もおっしゃいました。そういうこ とですので、地域のことは地域でやってくださいっていう投げかけをしちゃうとですね、 どうしていいのか今迷っていると、消化不良を起こしちゃっているということを感じてい ます。町長は今回の懇談会で防災計画のですね見直し案、これがですねその趣旨それから その他のですね目的等が参加者の皆さんにご理解が得られたというふうにご認識されたん でしょうか。

町 長

まあ前段あの例を挙げていろいろお話をお聞きしましたが、結果的に今度の懇談会が趣旨が生かされてその理解を得られたかということのご質問でございますが、あのまあ約250名、4会場でございましたけれども出席をいただきまして意見懇談いただきました。あのなかなか意見を出せなかったという空気もあったようにもお聞きしておりますけれども、それでもあの私も各それぞれの分散会に出席をさせていただいて、あのその限りでは全員の方がまあ一言ずつなり自分の考えを述べていただいたということで大変有意義であったなあというふうに思っております。であの、今お話ございましたがあのこの防災計画、特に自分たちの何をなすべきかということを押し付け的にこの理解をしてくれという趣旨

でもって臨んだわけでは決してございません。関心を是非持っていただいて、そして折に は自分として何がなすべきかということも含めて、町はそうしたご意見をお聞きして防災 計画全体をひとつ見直していくんだと、作り直すということの趣旨でございますのであの まだまだ道半ばでございます。そうしたことも踏まえて、これはあの言葉で言えばまあ自 助、共助、公助ということで、防災対応も当然そうした役割分担でやっていかなきゃなら ないわけでございますので、ただあの耕地・自治会によってはあのその耕地そのものの組 織と自主防災会の組織が別にあるんだよということもあるようでございますけれども、基 本的にはこれは区であり、それから日常の組織構成であります耕地なり自治会というもの が母体となって地域の自主防災会っていうものは成り立つことが一番いいんではないかと いうことでございます。それからあの内容的にもハードの面とソフトの面あろうかと思い ます。当然あの今ハードの無線機の問題やいろんなあの機械器具のこともございました。 これはあのこれまでもある程度自治補助金等も活用する中で充実してまいりましたけれど も、今度はそういうことも含めて一体的にこの防災計画の中で町が支援をして自主防災会 を育成していく充実していくということの役割についてはまあ町もこの防災計画の中で十 分位置付けをしてやっていきたいというふうに思っております。まあいろいろあのご意見 いただきましたけれども、総体的にはその防災に対する考え方というものは今度の東日本 の震災の契機以降、いろいろ計画の見直しに対する趣旨も含めてご理解はいただいたかな あというふうに思っておりますので、今後その対応を防災計画の見直し作業ということの 中で進めてまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

3. 11以来ですね防災計画っていうことに対して、地域防災ということに対してで すね非常に関心があるということでございますので、是非ともですねその関心に町長以下 皆さんが答えていただくということでいっていただきたいというふうに思うところでござ います。そこでですね今回の防災計画の見直しのこととですね、それからあの今後どうい うふうに進めていくかっていうことで懇談会の中でも話が出てまいりまして、今年度の防 災訓練、これをどういうふうな位置付けにするかということでございます。で、まあ防災 計画の見直しに沿ったものにしていくにはですね少々時間が足りないなあというふうに私 は思っているところですね。で、まあ各自主防災会で計画を立ててもらったりですね避難 所を設定し直したり、避難経路を設定したりということになるとですね、かなりな時間が 要するというふうに思うところでございます。で、問題点は無いわけではなくて、今まで そのいろいろな訓練をやってきて課題が出てきておりますが、それをクリアだんだんして いって防災計画の見直しに結び付けていくんだよということであれば、またそれは別な訓 練の内容的になってくると思うんですね。で、昨年度まで安否確認ということを主眼に置 いたいわゆる私から言わせれば見せるための訓練というふうに感じているんですが、それ よりも実際に避難所に避難する経路を、避難するといった訓練にですね主眼を置いたもの にしていってほしいというような声もですねまあ懇談会の中にもありました。段階的に今 年はここまで来年はここまでっていうふうにステップ的に考えていくということもできる でしょうけれども、まあ先程申しましたが実証実験をしてだんだんにレベルアップしてい くということも大事なんでしょうけれども、いずれにしても住民の皆さんがこぞって参加 できるような、そんなものにしていけたらというふうに思っているんですね。そうします とその防災計画の見直しを進めていく中で、この今年度の防災訓練というものの位置付け

をどういうふうにするか、その辺の日程的なものとですね今後の防災計画のスケジュールですね、をどんなふうに捉えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

町 長

まあ防災計画の見直しの過程の中で具体的にまあ今後、特にまあ今年度以降でござい ます。その日程と訓練の日程と今後のまあ内容、考え方でございます。飯島町地域防災計 画の素案の概要について今回まあ説明を申し上げて、町民の皆さん方のいろいろとご意見 をいただいてまいりました。特にあの出された、また整理をしてまいりますけれども、各 地区からにおけますご意見としては、この被害の想定がどんなふうになるのかといったよ うなこと、それからそれに対するまあ避難の方法の問題、それから自主防災組織の強化の 問題、要接護者の安全確保、今もお話ございましたけれどもその問題、それから安否確認、 それから防災訓練の実施方法の例えばこれはあの昼間、早朝には限らないよということで ございまして、土曜、日曜、また深夜と昼間では全然災害の対応も違ってまいりますので その辺の問題、大変あの多岐にわたってご意見をいただきましたので、それらを参考にし ながらまたいろんな想定の中で防災計画の中に位置付けていくということが必要だろうと いうふうに思います。で、今後はそれらを整理をいたしまして町民の皆さん方にこれもお 示しをして浸透していかなきゃならんという形でございますが、再三申し上げております ように、このことはあの今後町の防災会議というものを充実をして、そこでまあ方向付け をして決定をしていくと、これはあの災害対策基本法からも位置付けられておる1つの組 織制度でございますので、それに則ってやっていきたいというふうに思っております。当 然のことながらこれはあの1回だけでその計画を策定しましたというわけにはまいりませ ん。複数回の審議を重ねて、そして出来ればまあ秋頃には1つの成案をもってお示しをし たいと、決定をしてまいりたいと、お願いしてまいりたいというふうに思っておるところ でございます。ただあのなかなか原発の問題他すぐに国でも方向付けができない部分も今 現在あるわけでございますので、そうしたことについてはそれ以降都度必要に応じて見直 し改定というものも行いながらやっていく必要があるだろうというような考え方を持って おります。

それから訓練の実施の内容でございます。確かにあの今まではそれぞれの地域の区長さんはじめ総代さんはじめ取り組んでいただいておりますけれども、ややもするとまあマンネリ化した訓練のための訓練というようなことも否めないわけでもございません。ただそうしたことはあの訓練主体ももちろんそうでございますけれども、町民の皆さん方が一番強くそのことはこれでいいのかというふうに思っておっていただくんではないかというのを今度の懇談会を通じてもわかりましたので、ただこれはまああの毎年早朝にやっておりますけれども、本当の実戦的な対応については真昼間の問題、あるいは土日によってもまたここに居住しておる町民の皆さん方の居住環境というものは全然違ってまいりますので、その辺も想定しなきゃいけないわけでございますけれども、なかなか実質は難しいということでございますので今年は一応例年に準じて9月2日日曜日を一応想定をいたしました。まだあの内容についてはあの区長さん他、その内容に十分まだ位置付けしてございませんけれども、いずれにいたしましても少し今までと様子を変えた形でやっていく必要があるということ、それからまたそれをステップにして次年度以降もまたいろんな角度からしていく必要があろうというふうに思っておりまして、またあの十分またお願いして協議を重ねてご提案申し上げてまいりたいと思いますけれども、いずれにしても若干これは

現実的な訓練をしていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

久保島議員

是非ともですね現実に沿った訓練がなされるということを希望いたします。それでは ですね2つ目の項目にまいりたいと思います。まあ懇談会のところでも触れましたけれど も、現在町民にこの提供されている情報っていうのがですね十分なのかなあというふうに ちょっと疑問を感じています。懇談会の資料にもですね今年度の予算概要っていうのは配 ってもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。それから地域防災計画の見直 しの概要もまあ全部じゃなくてもいいんですが、その被害想定の部分とかその辺のところ はですねお配りした方が解りやすかったかなというふうに思います。まああのインターネ ットを使えばですね町の財政健全化指数等が取得できますけれども、まあ現在ですと平成 22年度分ですね、だけど起債残高とかですねまあ借金返済の部分ですね、それから返済 計画っていうところがちょっとうまく解らないんですね。でまあ数字的なものもそうなん ですけれども、じゃあその事業が何に使われたのか、何に使うつもりなのかっていうこと もですねよく解らないということがよく私も聞かれているんですね。そこでまあ必要なも のまでね削減をして、で、基金をね増やしていくっていうようなこともどうなのかなあと いうふうなことも聞いております。まあ人間で例えれば食事もろくにしなんでですね貯金 をして、まあエンゲル係数は下がってきますけれども、貯金も増えていくけれども身体は ですね栄養失調になってしまって重篤になるということでは困ると、町にもですね栄養剤 が必要なんじゃないのっていうことも聞かれております。で、まあたぶんですねその町の 将来っていうことを小配してということだろうと思うんですが、そのこの火の消えたよう な街の中とかですね、それからバイパスが開通してどうなるのとかということの他にも、 町の財政状況がどうなるのかということもですね心配されていると思います。そのような 方々にはですねやっぱりある程度の資料っていうのを配布する必要があるだろうというふ うに思うんですね。でまあそこで私がですね以前にちょっと申し上げた中学生でも解る予 算書っていうのをですね再度提案をしたいというふうに思っているんです。中学生でもっ ていう言い方はですね昨年のこども議会の折にですね、あこれはちょっと子ども達の方が 認識が高くてですね表現としては適切じゃないかと思いましたが、まあちょっと分かりや すいのでそんな表現をさせていただいておりますが、まちづくり懇談会に参加するような 方はですねやっぱり認識が高いと、でその方々に配布するだけでもいいかなと思っている んです。まあ中学生にはもちろんあの副読本として配布して何かに使ってもらえれば非常 にありがたいんですが、見もしないものを作ってというのがあるというようなことをよく 言われてですね、そんなことそれで批判を受けたくないというようなことで前回は再検討 じゃなくてお断りっていうんですかね、あったんですが、まあそんな非難するような人に は配らなくていいと、欲しいという方に配ればいいわけでございまして、まあ後半の部分 にですねいわゆる資料として昨年度の決算状況と健全化指数を載せるということでします と1冊にまとまるわけですよね。だからタイミング的には予算が成立した後ということに なると思います。まあイラストやですね写真を取り入れて分かりやすいものにすればです ね必ず喜んでいただけるというふうに思います。あの昨年作成した「人と緑輝くふれあい のまち」第5次総合計画の冊子がですね非常にいいものができましたよね。あれをやっぱ り参考にしてですねあんなような感じで作っていただければ価値もあるし喜ばれるという ふうに思いますが、まあまた再度言いますが中学生でも分かるような予算書、決算書って

いうのを作成っていうのを再提案しますが町長いかがでしょうか。

町 長

あのご質問をいただいてあのお答えをする前に、ちょっと議長さんの許可を得て確認 をさせていただきたいと思いますけれども議長さんよろしいでしょうか。

議 長町 長

はい。

あの中学生でも、まあ情報公開は十分にということで当然あの趣旨はわかります。中学生でも分かるような予算書、今決算書というような言葉も出ましたけれども、今あの質問をお聞きしてだいたい理解はできる内容的には理解できますが、この予算書の内容を中学生でも分かるようにというふうにおっしゃったのはあの予算編成をして、予算書というのは議会に提出して議決をいただくのが予算書でございます。今、久保島議員のおっしゃっておるのはこの予算を補完をするいわゆる付属書的な説明書、概要書のことを指しておられるんだかどうかということをちょっと確認をした上でお答えをさせていただきたいと思います。

久保島議員 町 長 全くその通りでございます。補完書のことでございます。

それでは2つ目のご質問は住民への情報公開を十分なされているかどうか、特に中学 生も解る予算書の再提案ということでご提案をいただいております。町の予算に関する情 報公開でございますが、住民の皆様に納めていただく税金などの使い道を明らかにしなけ ればなりませんので、このことは大変情報公開というものは重要な意味を持つというふう に私も認識をしております。町の職員全員がその思いでございます。予算のこの情報提供 について全国的にまあいろいろあの聞いたり調べてみますと、解りやすい予算書としてそ の付属書として50ページを超えるものや、中には200ページにも及ぶ資料を作成して いる自治体もいくつかはあるようでございます。より細かな内容を公開することも大切だ というふうに思いますが、簡潔にこのポイントを絞った情報提供を行うことも住民の皆様 に予算の内容を知っていただくという本来の目的から考えますと有効な手法の1つではあ ろうというふうに思います。要はこれはあの知りたい方とそれからなかなか一律的に配っ ても理解を、理解というかそのややもすると無駄な資料になってしまうというようなもの もあるんではないかというふうに思っておりますが、なかなかあの難しいところでござい ます。従いましてあの町ではこれまでもこのやってまいりましたけれども、必要に応じて この付属書的な説明資料、あるいはまた情報公開の面では有線テレビやインターネットや それからその他広報紙も通じて、できるだけ分かりやすくポイントを絞って詳細にという 考え方の中で行って公開してまいりました。それからまたあの内容的にもあの文字だけで なくてですねグラフや図面等も入れたりして、それから中学生の皆さん方にもあの特別一 律的な予算の内容を求められるということはあまりないわけでございますけれども、場合 によってはあの学習会や清龍祭へのこの研究成果のひとつの発表の資料として町の姿、予 算というものも取り上げていただいておる機会も今までもあったように思っております。 大変あの関心を持っていただくことはありがたいことだというふうに思っております。従 ってあのできるだけ情報公開に努めてまいりますけれども、基本的にはあの今のこの公開 の内容というものを踏襲をしながら、それでよりあの具体的に必要な方についてはその内 容というものを場合によっては出前講座でも結構ですし、それから学校の子ども達につい てはまた先生とも教育委員会ともご相談をして資料配布も含めて、町の様子を分かってい ただくということの意味から更にまあ充実していくことも考えてまいりたいということで ありますので、再三ご質問をいただいておりますけれども一応50ページも100ページ も200ページもなるようなこの説明概要書というものを今町で別に作ってというような ことは考えておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

久保島議員

必要に応じては資料提供をしていただけるということでございますので、それでは必 要のある方は請求すれば作っていただけるということだと思います。できるだけですね情 報を欲しがっている方には適切な情報を出していただきたいというふうに思います。町長 今お話の中で有線テレビの話が出てまいりましたが、5月10日付の信濃毎日新聞により ますと高森町ではですね今年度の予算説明をユーチューブに配信したとこういうふうに報 道されておりました。私もちょっと見ておりました。熊谷町長がですね概要説明をしてで すね、それで各課の課長が登場して関連の予算等について説明していくという内容でござ いました。5つのブロックに分かれていたというふうに思います。で、アクセス量はそん なに多くないんですけれども、情報公開の姿勢っていうことでは非常に評価がされている ということでございます。まあこれはケーブルテレビ用に撮影されたものをユーチューブ にアップしたということらしいんですが、その桜の木の下でですね町長がこう説明をして いるんですよ。要するに机に座って説明しているんではないというところもまた好感を持 てたというところで評判があったんだというように思います。1月のテレビ朝日の全国放 送、同僚議員からも質問がありましたが、人生の楽園の放送の時にはですね非常に前代未 聞のアクセスがあったということで、インターネットの威力っていうのはですねかなり素 無視できないというふうに思っています。今、フェイスブックやですねツイッターなどの ソーシャルネットワークに関しましても盛んでございまして、私もちょっとフェイスブッ クやっているんですが、意外なところからコンタクトがあるんですね。で、非常に反響が 大きいということでございますので是非その辺もお考えいただけたらなあというふうに思 っているんです。今おっしゃったようにホームページもですね是非とも充実していただき たいというふうに思うんですが、先ず最初にですね、来年度は予算・事業計画に対しまし て町長・課長がですねケーブルテレビの説明をしていただいて、それを録画してユーチュ ーブにアップしていくということを、先ずそこからやっていただきたいというふうに思い ますがいかがでしょうか。

町 長

あの様々な町の姿、行政情報というものを公開していくことは今申し上げておりますように大変重要なことであるというふうに思っております。それからあのいろんなあのメディア、媒体を通じてやっていく必要があると、特にあの最近のこのインターネット社会の中に電波に乗せてということも思っておりますし、あの町では今、「いいじま未来飛行」という番組を1週間交代で更新をして有線放送の中でもお知らせをしていろいろと取り組んでおります。いろんな課題についてやっておりますがこれを既にあのインターネットホームページへ乗せてですね、どなたでも何時でも見れるような形にしてやっておりますし、それからあの予算のまあ説明につきましてはいつも区長総代会の皆さん、あるいは四区連絡協議会の皆さんの折りにも理事者あるいは担当課長それぞれ説明をしたりして、それから当然のことながら町民にはいろんな広報や有線やということでやっておりますけれども、ただまあ野外でこの車座式にという1つの感覚的な問題は今お聞きしましたけれども、あのいろんな面でやはりあのインターネットの活用も含めてやっていく必要があるということでございますので、来年の予算を今町長自らこの役場の芝生の上でどうこうっ

ていうことはちょっとまたこれから検討いたしますけれども、できるだけのインターネットを含めた情報公開に努めてまいりたいと、今具体的にいろいろ検討しておりますのでちょっと総務課長の方から補足してご説明申し上げます。

総務課長

検討というか現状等々をお話させていただいて、また新たな考え的なことも含めまし てお願いをしたいと思いますけれど、今あの町長が申し上げましたようにインターネット を活用しまして町の情報を周知していただいておるわけでございますけれど、そのホーム ページの他にですがあの議員の皆さんの中でも活用されているかと思いますが、携帯のメ ール配信サービスこれをやっております。まあこれはあのホームページに載せております 町の情報、それからイベント等の情報でございますが、まあそれに付け加えまして先程も 話のありました防災それから防犯的な情報も含めまして携帯への電子メールで配信をして おるこのサービスがやっております。まああの町のあの情報からイベント情報、毎週1回 やっております。それから防犯とか防災関係につきましては緊急な情報につきましては随 時やっております。配信の内容につきましては広報、文字放送でお知らせしたものも配信 しておりますし、この電子メールそれからホームページ、通常活用されていない方につき ましてもこの電子メールですかこの方に加入していただけると新しい情報が適宜情報提供 をさせていただくというように考えておりますので是非活用をしていただきたいと思いま す。それからですねあのまあごく最近でございますけれど、定住促進の方では先程お話が ありましたようにフェイスブックそれからツイッター、まあブログも含めてですがこれを 始めたところでございます。ですので、まあ町の情報まあこれ予算に限らないことでござ いますけれど、適宜配信してまあ定住につなげるということも含めてやるようになってお りますので、まあそこら辺も是非活用していただけると思いますし、あの現在使われてい るものがまだ100%活用されていないという状況もございますので、そこら辺も含めま してまた新たなことも検討していきたいというように思っております。以上です。

久保島議員

是非ともですねメディアをうまく使っていただきたいというふうに思うところでございます。3番目にまいります。再び新聞情報なんですが、5月13日の長野日報によりますと箕輪町はですねWHO世界保健機構からですねセーフコミュニティーに認定されたと、認証式と認証祝賀会が行われましたという報道がございました。セーフコミュニティーに認定されているのはですね、国内では4市町だけということですね。世界でも274ということでございまして非常に稀有な取り組みということでございます。まあセーフコミュニティーとはケガや事故ですね、それは偶然の結果ではなくて予防できるという観点から地域住民と行政関係機関がですね共同して、地域のだれもがいつまでも健康で安全に暮らせる町をつくろうという取り組みでございまして、まあ噛み砕いて言えば転ばぬ先の杖ということでございますかね、そこで箕輪町は平成21年12月の議会で平沢町長が認証取得宣言というのを行いまして、それから取り組みが始まったということです。高坂町長もですねあのマニフェストでもそれから普段からもおっしゃっておられます。安全安心のまちづくりということをおっしゃっておられますので、この辺の検討をされた経過があるかどうか先ずその辺をお聞きします。

町 長

3つ目のご質問はセーフコミュニティー認定の問題でございます。箕輪町がWHOからの認定を受けたということに関してのご質問でございますが、その検討経過でございます。町といたしましてもまあセーフコミュニティーの今おっしゃった安全安心なまちづくりの

この趣旨には賛同できる私自身も思うわけでございますし、またあのそのことをいろんな 形の中で安心安全な地域づくりというものを健康面も含めて様々な対策として講じて今取 り組んでおることはもうご承知のとおりでございます。このセーフコミュニティーの認証 というものはそれを集大成して国際的にまあ認めていただくということのまあひとつの手 続きでございます。箕輪町のこの認定に至るまでの経過はいろいろあったようでございま すけれども、いずれにしてもまあプロジェクトとして立ち上げて3年を経過をしながら、 またそれに掛かる費用も今まで全体ではまあ金額をことを申し上げますと、お聞きします と 13,000,000 ほどまあひとつの掛けてそうした手続きを経てきたというふうにお聞きして おります。それからまたなかなかあのそうした表向きな面と同時に、今後の3年ごとにま あ更新をしていかなきゃならんという1つの手続きもあるようでございまして、その都度 またかなりのお金も掛かるというようなことも前のあのISOのいろんな環境の手続きも そうであったと思いますけれども、同じようなこともあるわけでございまして、であの要 は町自身がどういうことでこの安全安心な地域づくり組織づくりというものを町民の皆さ ん方のご協力を得て町が行政の中で進めていくかという、そのことをしっかりきちんとで きるかどうかということでございますので今、町としましてはそういう方向で取り組んで おりまして、いろんなことを考えながら、従ってあのいま箕輪からこれ認定があったんで これはいいことというような考え方はすぐ飛び付いてどうのこうのということではないと 思いますので、今までも検討した経過は至っておりませんということを申し上げたいと思 います。

久保島議員

検討した経過はないと、それからこれからもするところはないということでございますので、そんなふうに捉えておりますが、あのこの取り組みはですねまあ全国の11の自治体ネットワークというのがございまして、そこでもですね要するに災害時の支援体制っていうのも項目の中に取り組んでいくっていうことを言っておるわけですね。で、現に箕輪町はこの取得を目指している愛知県の幸田町というところですね、災害時の相互応援に関する協定っていうのを結んでまいりました。で、これでまあセーフコミュニティー協定は防災・防犯だけではなくて、交通事故や自殺ももちろん先ほど町長おっしゃいましたように病気とかということも全部含まれておるところでございまして、従いましてその行政・警察、地域、家庭、学校、企業などみんな含まれてくるわけでございますので、非常に幅広いものになってくると、これがですねやっぱり地域防災を進めていく上での根っこの部分になってくるんじゃないかなと思います。で、地域防災計画を進めていくという上ではですねこれ非常に有効な手段ではないかなと思うんですが、もう一度町長この辺の取得に対してですねまあ費用も掛かるということでございましたが、その点からはいかがでしょうか。

町 長

まああの更に今後取り組むべきというようなご提案でございますけれども、この今お話にございましたようにこのセーフコミュニティーというのは事故などによるケガはもちろんでございますけれども、そうしたことを偶然の結果としてでなくて事前に予防できるというような1つの取り組みが大変まあ評価できるところだろうということでありますが、その他には交通安全の問題だとかそれから職場の安全、農作業の安全等々まあすべて広範囲に及ぶわけでございます。最近でできておりますのが今お話にございましたように地域防災に対するこのセーフコミュニティーの問題も当然位置付けられるということでござい

ます。であの町はそれぞれ個々の分野で担当は違いますけれども、そうしたことをひとつになってこの安全安心なまちづくりという第5次総合計画のひとつのポジションの中で体系付けて今取り組んでおりますし、それから防災の問題につきましても今回の防災計画の中にそうしたことを連携してまあ入れていく必要もあるというような考え方をしておりますので、当面は今のこの課題の中に沿ってまあ町独自の考え方で進めていきたいということでございますので、今この国際的なWHOの認定を受けるその手続きとして準備をしていくということは今のところは考えておりません。

久保島議員

是非ですね町民の安全安心のためにご努力いただくということでよろしくお願いした いと思います。4番目にまいります。またまた新聞によりますと5月18日の長野日報な んですが、駒ケ根市ではライフライン等の公民連携に関するワーキングチームを立ち上げ たということで、9月を目途に方向性を出すということでございます。公民連携というの はあまり聞き慣れない言葉なんですが、まあ従来はたぶん官民連携と言っていたのかもし れませんが、まあ官民だとですね官僚の官の字であんまり感じがよくないということなん でしょうか最近公民連携と言うようになったんでしょうか、それともまあ第三の公共事業 ということで公共サービスというのがありますが、それを民間と連携してやっていこうと いう意味で公民連携となったのか、その辺がちょっと説明が分からないんですが、それで もたぶんですねそういうことではないかということです。で、駒ケ根市では国のモデル地 域指定を受けてですね昨年発足したワーキンググループで基本方針として地域経済の活性 化、雇用の確保、行財政改革、安心安全とサービス向上、それから災害対策、こういうも。 のを含めて料金徴収等の窓口業務も、それから料金算定とかですね、それから徴収とか検 針業務、その辺を一体的に地元の企業に委託していこうというような方向性でいるようで ございます。町もですねいろいろの業務委託をしておりますけれども、この辺について公 民連携の手法導入ということを検討した経過がございますでしょうか。

ちょっと時間がなくなってきましたので4の2もついでに言っちゃいますが、まあ町は 今、事務事業という部分でですね事業の一部を民間も含めて委託をしているんですが、ま あ公民連携という一体的なものではないというふうに思っています。で、私も時折あの民 間委託を推進すべきということで言っているんですが、まあこれは行財政改革の一端とし てということでいつも言ったんですが、まあよく考えてみますとですね、あまり触れてき ませんでしたが地元の業者の育成・擁護ということもですねこの公共事業が少なくなって きた現在やっぱり必要なことなのかなあというふうに思っております。まあこの業者さん が残っていないとですね、まあ災害発生のときにはですね非常に苦慮してしまうようにな ってしまいますので、是非ともですね残っていくためには必要だと思っているんですね。 で、1社で難しければ企業体のようなですね受け皿を作ってもらってそこに委託するとい うこともいいだろうと、まあ現にあの下水道なんかについてはですね管理運営は民間業者 に任せているわけでございますので、それをだんだん深く広げていくという形で考えれば 不可能ではないというふうに思っているんです。まあ料金算定とか徴収この分野をですね、 いわゆる聖域として守ってきたと言うとおかしいですが、聖域としてはしないでですねそ こも含めて全部委託ができないかと、まあ業務委託から更にレベルアップした公民連携導 入ということについて検討されないかというふうなことでお答えをいただきたいと思いま す。

町 長

それではあの次のご質問の公民連携手法の導入のことについて、2つの質問一括してお 答えしてまいりたいと思いますが、今あのご質問にございますこの公民連携、新しい行政 手法のひとつであるということでございまして、だいぶあのいろんな考え方の上に進んで おることは事実でございます。であのご理解いただきたいのはこの公民連携、1つの枠組 みはあるわけでございますけれども、やはりあの町も含めて今まで進めておりましたあの 外部委託をできるだけ民にできることは民でやっていただいたらというようなことの行政 改革の一環的な部分もございますし、それから最近のこの指定管理者制度の問題、それか ら公設民営のこの取り組みの問題、等々みんな広い意味ではこれはあの公民連携の手法の 1つであるというふうに捉えておりますし、あのそういう定義になっておることは事実で ございますので、町もいろいろと今までも、例えば定住促進のことについてはこの協議会 というようなものも含めて、あるいはまた6次産業今いろいろと町は進めておりますけれ ども、そうした意欲のある地域の取り組む皆さん方の知恵と力を借りて行政とタイアップ してまあ1つのことを進めて成果をあげておるというような事実もございます。それから あの手法としましてはあの上下水道の外部委託やそれから移管の管理の問題もございます。 特にあの今上下水道あたりでこの官民公設、もう検針から料金計算から全てあの企業に任 せているというようなことが、ここ駒ケ根もそういうふうに言っておりますし、伊那あた りはもう別室設けてああいう形でまあ料金徴収を進めておりますが、まあそれはそれであ のよろしいんだろうというふうに思いますが、あの方向としては飯島町もそういう方向で とは思っておりますが、やはりあの生活に密着するその基本的なインフラ的な部分につい てはやはりこれは行政自らが責任でひとつやっていくことも、これは安心安全な責任であ ろうというふうに思っておりますので、まああの久保島議員もいろいろの例を示されてお りますけれども、今のこの形の上に更にまあ、この聖域なきというふうに言っております が、どういうところがどうこう有利性があり現状では取り入れ実績があるというようなこ ともまた折に触れてご提示いただいてですね、共にあの研究していただければというふう に思いますし、私共も方向としてはそういうふうにまた考えてまいりたいと思っておりま

議 6番 北沢議員

6番 北沢正文 議員。

それではあの一般質問を行いたいと思いますが、私の質問の中にはあの節電のこともありますので、ちょっと1枚上着を脱いで、まあ節電な意味でも演出をしてから発言させていただきたいと思います。今回の質問でございますけれども、道路に関するものでございます。まあ町長の答弁が長いということでまああのありますが、私のこの質問についてはまあ町長の熱い思いをしっかり語っていただければ私の答弁になると思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。まあ当町はこの地形的には伊那谷の真ん中に位置して、古くは陣屋が置かれておりまして、まあちょうどあの伊那谷の中でもこうまあ両方の山が迫ってきているというようなこんな地形がございます。で、まあ町の中を流れる川は暴れ三流の内のまあ与田切川、中田切川、更には天竜川や前沢川などの河川が深い谷を築いておりまして、交通ひいては交流の妨げになってきたところであります。今日まだまだ改良の余地はあるもののこれらの河川に橋が架かりまして、クルマ社会に対応できる交

通環境が整いつつあります。道路は今更申し上げるまでもなく町を形成する骨格でありま す。この建設には大きな財源を必要とし、土地の協力も得なければなりません。一長一短 にできませんのでまあイメージとしては当町のまちづくりの背骨たる道路開発に時間が掛 かったというところでしょうか。しかし今日、国道、県道、町道の建設が進み、長年の懸 案事項が達成されようとしています。 町長の言い方で言いますと蒔いた種が長年の時を経 て花が咲く直前まで来たとまあこういったところではないかと思います。町の背骨が実際 に姿を見ることができるようになりました。そこで今回はこの大きな変換の時期だからこ そ道路の問題について町長の所信を伺いたい、こう思います。林道を除きました国道、県 道、町道など管理者の別を問わず全ての道路について町長の考え方を伺いたいと思います。 最初に国道に関する件であります。最近のニュースで長野県知事は中央リニア駅の県内建 設に関連して国道153号の塩尻までの国直轄編入を国に対して申し入れたとあります。 で、関係市町村にも足並みを揃えるよう申し入れがあったとされていますが、このことに 関し現在伊南バイパスが飯田国道事務所によって直轄で工事が行われておりますが、町長 はこの塩尻までの153の長野県内の、まあ下伊那の方については一部国直轄があるわけ でございますけれども、この全線直轄編入についてどのようにお考えでしょうか。バイパ スの全線開诵に向けてよい影響があるのでしょうか。またそれらを受けて全線開通の見通 し、このまああの特に伊南バイパスでございますけれどもこの開通の見通しについてはい かがでしょうか。

次に国道に関しては現在の町の中を通過している153、この道路があるわけでございますが、この道路の存在も町にとってはいわゆる町を形成する重要な路線であることに変わりがないわけでありますが、今後特にバイパス開通後の維持関係についてどのようにお考えになっているか一定のお伺いしたいと思います。

町 長

それでは北沢議員からは今後の国・県道あるいは町道も含めてこの道路網の基本的な 考え方についてのご質問でございまして、順次申し上げてまいりますが、先ず最初に国道 153号、この国直轄管理に対する町の考えでございます。ご承知のように国道153号 は中京圏、まあ名古屋でございますけれども、これとあの塩尻市を結ぶ国土の中部圏を横 断する重要なまあ広域幹線道路網の1つであるとともに、伊那谷を南北に貫く中央自動車 道の一部には代替機能を有する大変生命線であるということでございまして、当然のこと ながら町にとっても重要な産業、経済、生活の道路の役割を果たしておっていただくもの でございます。そこでこの県内の区間における管理につきましては一番南の端の根羽村か ら飯田市までが国交省、要するに国土交通大臣が直接管理をする直轄管理区間ということ になっております。それから飯田市から塩尻市までが長野県が管理する区間となっており まして、それぞれの建設事務所が担当しております。当然のことながら上伊那管内は伊那 建設事務所の管理ということになります。そこで伊南バイパスでございますけれども、現 在これはあの本来県が管理するべき道路とするべきものを逆に今度は国の直轄の権限代行 という事業でございまして、国が直接に直轄で整備を今現在進めていただいておるという ことでございまして、今の考え方からいきますとこの供用開始後には同じように長野県が 管理をする伊那建設事務所の管理下になるという形になっておるわけでございます。それ からまたあの沿線における改良計画につきましても伊那バイパス、あるいは今言われてお ります生馬アルプスロード等の計画や、管理主体施行につきましては長野県が今後進めて

いくということでございます。それでご質問の塩尻までのこの直轄管理区間につきまして はこの度のまあ大震災との教訓の問題、それから特にあのリニアの問題、今お話にござい ましたけれども、これとのそのアクセス・アプローチとの問題もありまして、非常にあの 一貫して管理をしていくことがどうしても必要であるという気運が最近特に盛り上がって 参りました。そこであのこの国家的なプロジェクトであるリニアのことも含めて、それか ら災害時の代替機能の問題も含めて、今、関係する市町村挙げて国の直轄指定区間に編入 ということで運動を進めておるわけでございまして、私もまあ当然のことながらあのその 一員として伊南バイパスの期成同盟会の会長という立場もございます。県あるいは国に対 して折りあるごとに共同歩調の中でこの管理区間の変更を国の直轄に向けての今要請活動 を進めておるところでございます。長野県も非常にあの前向きに捉えていただくようにな りました。5月の29日には直接県の建設部長さんが管轄する名古屋の中部整備局の方へ 出向いていただいて、それからこの6月5日つい先週でございますけれども知事が直接国 交省あるいは政府の方へ出向いていただいてこのことを要望をいただいてまいりました。 あの新聞にも出てご承知かと思いますけれども、少しまああの感触としては時間は掛かる けれどもその趣旨はご理解をいただいたということで、大変あの力強く感じておるという ふうに今連絡も入っておりますので、今後とも一層その実現までのお願いを進めてまいり たいというふうに考えておるところでございます。

それから今進めております伊南バイパス飯島工区のあるいはまた駒ケ根に連結する今後 の見誦しでございますけれども、今進めておりますこの飯島工区5.0キロメートルにつ きましては本年度、できればまあ年内までに供用開始をお願いしたいということで今取り 組んでおるところでございます。それから次の南割の交差点までこれは0.8キロ、80 0メーターあるわけでございますけれども、これもあの26年度中に暫定供用開始という 形ですでに公表になっておりますので、今鋭意その工事促進をお願いしておるところでご ざいます。それから最終的な駒ケ根区への接続につきまして、これは1.8キロメートル 残るわけでありますけれども、これも一部にはもう既に工事もピーア等打って始まってお るわけでございますけれども、これはあの表現では平成28年度以降という形の中で位置 付けられておりますけれども、まあ是非1年でも1日でも早くつながるようにお願いをし てというのが私どもの今期成同盟会ではもちろんでございますけれども、地域住民の皆さ んの1つの強い願望でございますのでそんなことで進めてまいりたいというふうに思って おります。当然のことながらあの今、今の考え方でいきますと全線開通後でも今のルール からいきますと全線が県管理の中に置かれるという形になりますけれども、一部にそれま でにまあ完成までにこの直轄化が事前に出来ればまた様変わりした形の中で進んでいくと いうふうに思って期待をしておるところでございますが、現状はそういうことでございま

北沢議員

質問の中で後ほど再確認をさせていただきたいと思いますが、質問はいわゆる直轄編入、私としては今後頭の中で考えますと塩尻までの直轄編入をした方が伊南バイパスの工事にいい影響が与えるんじゃないかと思いますけれども、その辺の感触のお話がありませんでした。それともう一つあの現状の今の153の管理方法についてまあ何らかのこの今までの中での変更やそういうことが考えられるのか。それとも町の希望としては当然まあ私としては国道としてそのまま維持されるのが一番いいと思っているわけですが、まあそ

こら辺の何かの動きがあるのかどうか。まあ現状まあ今日の状況ではまだ分からないと思いますけれども、まあそんなことでもしありましたらお答えいただきたいと思います。

町 長

ちょっとお答えが漏れたところがあって恐縮でございますが、あの153の今後の直轄管理化ということについてはあの今も県も動いていただいておりますので、私共もそうした考え方にお願いをして何とか実現するように努力をしてまいりたいというふうに思います。それからこの旧といいますか今の国道でございます本郷から与田切の橋を渡って飯島の街中を通って田切へ駒ケ根の福岡に至る、この現道につきましてはまだあの方向付けがなされておりません。これはあの先行して供用開始しております伊那バイパスの北の方、それから一部には駒ケ根もまあ平成19年度に供用開始しておりますけれども、その取り扱いもまだ建設事務所が管理のまんまという形で国道の位置付けでございます。それで飯島もどうなるか、やはりこれはあの全線工事が見通しが立った中で今後あの整理していく問題があると思いますし、また後から出てくると思いますけれども、広域農道のまた所管替えの問題も並行してございますので、当面はまあ国道が二本という形になるのかなあというふうに思っておりますが、今後の調整過程の中でまた方向付けを出していくという課題でございます。

北沢議員

まああの国道の開通には非常に大きな期待とともに、もう一つはそれを活用する町の 基本的な動きそういったものが必要になるわけでございまして、まあバイパス全線開通に ついてはまだ先の具体的な日程が決まっていないわけでありますが、その開通に向けて国 道が生かされるような今後の活動が期待されるところであります。

次に県道に関する件であります。町内には県道が主要地方道を含めまして7路線、14. 6キロが通っているわけでございまして、この県道の課題について伺いたいと思います。 県が道路維持管理するには一定の条件があると思うのですが、広域1号、2号いわゆる広 域農道については交通量、中央道の側道、まあ先ほど国道が側道的な意味があるというお 話でございましたけれども、現実カーナビを見ますとまあ中央道に沿った道としてこの道 路が出てくるわけでございまして、側道こういった重要な位置の観点からすると特にあの 主要地方道飯島飯田線の柏木地籍とつながって上伊那を繋ぐ広域的になくてはならない道 路であると思うのですが、かねてから県道編入を要望していると思います。それから千人 塚公園線については中央道と交差する大きな唯一の道路でありまして、北林飯島線は七久 保地区と国道153を結ぶ重要な路線でありますし、また主要地方道伊那生田飯田線のま あ田切地籍については一定の工事が始まっているわけでございますけれども、これから中 川への橋渡しの問題もございます。それから日曽利に通じる県道もまあ日曽利地区も防災 上の孤立を防ぐ上でも必要欠かせざるを得ない県道であります。これらを町としてはどの ように考えて基本姿勢としているか伺いたいと思います。特にあのもう1つの問題がござ いまして、中央道が通行止めになった場合に、まあ先日も事故で夜中に通行止めになった ようでありますけれども、まあ広域農道に車が走れ、まあわれわれ日常生活に重大な交通 渋滞を引き起こしかねない面も持っているわけでありまして、当面の課題としては国道へ の分散を誘導することが必要であると考えるところですが、こうしたことは飯島町独自で はできませんし、それぞれの入り口で行う必要があると思います。当町の防災といった面 から取り上げれば広域農道の与田切橋が改良されなければ、特にあのかつての大雪の時に 大渋滞を起こしたような場面も想定できるわけでありまして、まあ飯島飯田線の県道の役

割というのはそういった先線の事情を考慮した交通誘導も必要であるというふうに考える ところですが、そういった部分についてのこう対応も併せて県道の問題として伺いたいと 思います。以上です。

町 長

県道に対するまあ整備の考え方でございますけれども、お話がございましたようにあ の町内には県道、いわゆる主要地方道も含めて7路線でございます。14.6キロ総延長 あるわけでございます。今お話ございましたのであの個々には路線名申し上げませんけれ ども、今、鋭意工事を進めておっていただきます主要地方道の竜東線、それから日影坂を 登りまして飯田に至る県道飯島線、これいずれも主要地方道という形になります。その他 に縦横それぞれの地域地域に県道がある、千人塚公園線も含めて7路線あるわけでござい ます。で、これらにつきましてはあの今後とも是非県で管理をお願いしていきたいという のが私どもの町の基本姿勢でございます。同時にあの今お話ございましたが、柏木の県道 飯島の交差点から、これはあの全長50.0少し50キロある辰野の伊那中部西部広域農 道があるわけでございますが、これはやはりあの今現在毎日平均にしますと12,000 台くらい、インター間のこの非常に交通の連携の中で多いわけでありまして、既存の今の 下の国道153号線並と申しますか、それ以上にまあ走っておるという経過もございまし て、本来の広域農道という趣旨以上にもう地域に密着した幹線道路であると、これをまあ なんとかひとつあの、これは上伊那8市町村の総意でありますけれども、県道昇格をお願 いできないかということで進んでおりまして、今少し具体的にあの県の内部の土木部の方 で建設部の方で作業を進めておっていただきます。これがあの伊南バイパスに対する今の 153号を県道に移管するかどうかということとは別建ての問題として今やっとっていた だきますのでなんとか実現したいと、そして県の直接管理として高速道路のまあ代替機能 やその他、これはやがて伊那に進んでまいりますとリニアのアクセスにもつながるという 1つの構想もございます。その辺のところも含めて県道飯島飯田期成同盟会、それから場 合によってはまたあの上伊那の中で一丸したその促進同盟会みたいなものも立ち上げてか なというふうに思っておりますけれども、県も前向きに検討しとっていただくということ はご理解をいただきたいというふうに思います。

それから中央道が通行止めになった場合、過去にもまあ豪雪等であったわけでございますけれども、非常にこれがあの今言う広域農道や153やバイパスへというふうに流れ込んでまいります。これをどういうふうにまあ調整するかっていうことはその時々のまた対応によって違うと思いますけれども、とりあえず今開通が予定されておりますこの堂前線が赤坂の広域農道に結ぶというというようなこともございますので、もしその折りには赤坂あたりから下へ下げてバイパスの方へ誘導するような看板設置も含めたことが必要ではないかというようなこともございますので、またその辺はあの道路完成までに国道事務所それから県とも協議をしながら必要な対応をしなければならないというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。いずれにいたしましてもこれはあの災害対応の問題もそうでございますし、この車の走る台数というもののスケールからいって国道、県道というものを中心にやっぱり基幹道路というものは整備していただくと、維持管理していただくという考え方の下に私共もこれに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長

答弁漏れはよろしいですか。

北沢議員

ちょっと2次質問で一緒にやります。

今、県道の問題についてお話がございました。まあ今回質問の一番大きなものは広域1 号・2号、要するに広域農道の県道編入の問題でございまして、まあこれらも既にちょう ど私が一般質問を頭の中で描いた後、新聞に報道されておりまして県会の現地調査の折り にまあ生じたものも含めて陳情項目になっているという新聞記事がございました。町がそ ういう動きをしているということを町民の皆さんも知っていただいて、これはあの絶対に 必要な事項であると思いますので、そういったものを頭の中に入れたまあ行動といいます か町とともにそういったものを要望していくんだとこういった姿勢が必要になるかと思い ますので、改めて確認をさせていただいたわけでございます。それからあの国道、県道を 通じましてやはりこの道路というのが町の中を作る非常な背骨になって重要な路線であり ます。まあ県道については長野県の財政事情からいってこれからなかなか新しい編入は難 しいとか、もしくは既存の県道を町村道に格下げするとか、そういった動きが見えている ように聞いております。従ってそういった部分ではなくて飯島町は更にこの、例えば千人 塚へ通じる道路なら大型バスが通れるのはあの路線しかないわけでございます。 従ってあ の道路が有効に活用されることが必要でございますが、入り口がまあ改良されていないっ ていうような事情があります。まあそういった点については今後とも町として非常に重要 な路線であるという位置付けの下に是非改良促進を進めていただければとこういったこと を思うわけでございます。それから先程あの質問の中で私の方でちょっと説明不足の点が あったかと思いますが、例えばあの松川インターでまあ通行止めで車を降ろされるという ことになりますと、まあ県道を通って飯島まで来てしまいますとこれはそのいわゆる交通 渋滞を起こす原因になるわけでございます。そのインターを降りたところ、特にあの松川 の町の中を通過するもんですから松川の町としては迷惑な話かもしれませんが、まあ国道 への一定量の誘導だとかまあそういった部分についてまあ特にあの郡境でございますので 所管も建設事務所等も違いますし、そういった問題があるわけでございますけれども、そ ういった部分についてあらかじめその協議をしていくことが必要ではないかというふうに 考えるところでありますが、そういったような動きはあるんでしょうか。

町 長

あの常時これを全て国道のバイパスの方へ移す、大型も移すというわけにはちょっとまいりません。これはあの道路の役割等の問題、ただあの非常災害時を想定したそうしたことをあらかじめ決めておくという、それからまた看板表示なりのそのことはやっぱり周知しておくということは大切なことでございますので、今あの飯田国道やそれから警察の問題もございます。それから管理者の建設事務所等々とも十分協議しながらそうしたことをきちんとやっぱり有事の際に備えておく必要があるということでございますので、あのそうしたことを今総体に上げて今いろいろと検討させていただいておるということでございます。

北沢議員

まああの私も普段からそう言われてしまいますと、せっかくの道の駅へ来ているお客 さんも国道へ流れてしまいますのでそういうことは考えていないわけですが、今答弁がご ざいましたように災害の際にそういう行動ができるようなあらかじめの手を打っておくこ とが必要じゃないかとこういうことでございます。

次に、次の問題でございますが、インターチェンジへの時間短縮の考え方について伺い たいと思います。第5次総合計画では今まで質問してきました国・県道の内容を記載され ていますと同時に、工業団地の使用するため道路網の整備を図り、移動時間の短縮による 定住促進、産業の活性化を図るとしており、定住促進、産業の活性化を図るとしておりま す。またスマートインターチェンジの設置の検討が謳われておりますが、要は私考えるに 一番の要点は中央道を有効活用するには乗り降りの場所までの時間短縮をいかに実現する かということであると思います。まあ町内にスマートインターができればこれは理想的で ありますが、なかなかスマートインターについては私の聞いているところによりますと、 まあそれに関連する道路の維持管理を含めて相当の交通量がなければ経済行為としてまあ ペイができないと、こういったことは言われているわけでございます。そこで現実的な話 として主要地方道飯島飯田線のバイパスが松川インターチェンジまで延びること、まあこ れがまああの大鹿線ですかね、あの縦道まで伸びれば非常にあの道便がよくなるわけでご ざいまして、私がカーナビでこの役場からカーナビで松川インターまでの距離を見たとこ ろ約12キロという距離が出たわけでございまして、時間にして約20分でございます。 しかしながら高速道路を走ってまいりますと、まあ法定速度80キロで走りますと一般道 へ入りますとまあ40キロですから、倍の感覚とその感覚を持つわけですね。ですから高 速道路を使ってきた皆さんが20分、されど20分でございまして、長いという感覚を持 つということで、できればまあインターチェンジがないところにはそういった検討の配慮 によりまして、そこへ通じるアクセス道路が整えばこのいわゆる中央道を活用する現実的 な効果が現れるんじゃないかというところでございます。それから駒ケ根方面につきまし ても、駒ケ根方面は約8.6キロでございます。まあ15分くらいの時間になるわけでご ざいますが、これは先程言いました広域1号・2号を経由しての道路に時間になるわけで ございますけれども、要はこの時間帯が少しでも短くなれば高速道路を使うメリットが実 際のところ出てくるわけでありまして、もう1つは一時言われていました駒ケ岳サービス エリア、まあこういったサービスエリアにスマートインターを作ることは比較的、作るこ とは簡単であるというふうに言われておりますが、まあそういったもの、まああそこに出 来ることだけでも飯島に対するアクセスは変わってくるというふうに考えるところであり ますが、まあ町も費用を使わなくて他人の費用で考えることでありますので非常に心苦し いわけでありますが、まあそういったことを活用して具体的な効果を上げるような今後町 のお考えはないかどうか、その点について伺います。

町 長

なるべくまあ時間短縮と利便性ということの中でインターチェンジへの到達可能をできるだけまあ短くする手立てということでございます。あの町も町民のみなさんも皆そのことを思っておるかというふうに思います。あの第5次総合計画の中にもスマートインターを町内にというようなひとつの願望も込めて記述があるわけでありますけれども、なかなかこれはあの「言うは易し」でございまして難しい問題もございます。あのサービスエリア、パーキングエリア以外等でやります場合にはこれはもう数億円の多額の費用がかかるということと、やはり独自でその経費負担をしていかなきゃならんというようなことでもございます。あのそのことのお話が出ましたのでちょっとついでに今の考え方を申し上げておきますが、今最近のこのスマートインター、非常にあの普及をしてきておることは事実なんですけれども、国やNEXCO(中日本高速道路株式会社)この中部高速会社等の考え方は一致して出来るだけ費用負担の少ない、建設費の少ないサービスエリア、パーキングエリアへこれを設置していくというのを主眼でございまして、なかなか沿線上のま

あ距離の問題もありますけれども、ところへここと住民からの要望でということを丸抱え で作るというのはもう不可能だというふうに言われておりまして、まあそういう意味でい きますとあの伊那の小黒の部分だとか、それから駒ケ根の駒ケ岳サービスエリアですか、 あの少しまあ信びょう性を持った今議論が始まっておるようでありますので、あの飯島に とってもそのことは有利であるというふうに思いますし、今言う時間短縮にもつながると いうことでございます。そんなことの背景の中でできるだけまあ、じゃあ飯島としてそこ へ到達する時間を短くしたいというやっぱり取り組みが必要だろうということで当然でご ざいます。1つにはあの松川をインターとする場合の時間短縮の面で県道飯島飯田、さっ き出ておりましたこの飯島町のその同盟会の一員であるわけでございますが、今あの松川 のインター、大鹿線というあのアクセスの道路への一応青写真は描けておるわけでありま すけれども、工事はご承知の通り途中のあの松川のあの畑地帯の中でストップをしておる わけでございます。これを先に延ばしていただくことはまあもちろんでありますが、でき たらこれはあのリニアのこのアクセスが座光寺のパーキングの辺りに併設をして下へ連結 すると、ひとつあれが現実性を帯びてまいりましたので松川までと言わずに、これがそこ に突き当たるまで、その先は今あの飯田インターまで盛んに松川でも工事を挙げてやって おりますけれども、そうすればまあ非常にこれはまた県道飯島飯田も大動脈としてその効 果が一層出てくるということでございますので、私もそれの一員としてひとつその実現の ためにやってまいりたいということでございます。それからあのもし仮に駒ケ根の方にそ うした動きが出てきたらまた一緒になってまたこれは皆さんとともにやっぱり実現に向け て努力していくことが大切ではないかというふうに思っております。

北沢議員

時間の関係ありますので次に移りますが、次に町が管理主体の町道の件であります。 今まで伺いをしてきました国道、県道の状況、これが目に見えるようになった、この時期 を捉えて幹線道路網の計画を策定し新しく種を蒔くタイミングではないかという考え方で あります。5カ年計画でも国土利用計画でも未整備都市計画道路の見直しと検証は掲げら れております。今日国家財政においては道路や建物のインフラに対して20世紀から21 世紀の初頭に整備されたものの補修の問題が取りざたされており、経済学者によっては近 い将来この補修財源が建設の全体を占めると言っており、国家的にも町的にもこれらに対 する財源の確保は今まで以上に厳しいものがあると予想されます。計画を策定したからと いって財源の手当てが伴うとは考えにくいわけでありますが、集中と効果のある計画性が 必要と考えるところであり、有利な財源の確保をするためにも必要であり、住民合意の形 成もあらかじめ図っておく必要があると考えるところであります。1つの例をとりますと まあ身近なところで一番分かっているものですからお話をするわけですが、国道バイパス が開通することによりまして今まであの重要路線として位置付けておりました県道の鳥居 原から南田切に通じる下街道線があるわけでございますが、これがまあ国道が開通するこ とによりまして国道の歩道、道路を使うことによりましてまあ今まで田切に通じる非常に あの下街道線が重要な路線でございましたが、その路線よりもまあ防災上の面からいくと その下にあります日曽利地区からの防災道路、あるいは南田切の農集排の処理場に通じま す南田切線、また国道に沿って走ります石曽根横断線など背骨が出来上がった状況に応じ た幹線道路網の見直しが必要となるというふうに考えるところでありますが、新しい幹線 道路網計画の策定についてそういった考え方があるかどうか伺います。

併せて次の質問でございます。道路台帳の件でございます。あの先般も議会で議決をし、その都度加除されているこの道路台帳があるわけでございますが、まあこれを見れば町内の道路が全部分かるということでいろんな方々にこの調書も配布をされていると思います。この道路台帳上では1級、要するに道路の中で重要として位置付けられている道路が18,572メートル、2級が32,622.1メートルとされております。道路網計画と絡むわけでございますがこの1級・2級、まあもしくは3級の道路があるわけでございますけれども、これをまあその道路網計画に従って1級・2級そういった位置付けをこの道路台帳上でも表していく必要があるんじゃないかというふうに考えるところでありますが、その整備の考えがあるかどうか併せて伺います。

町 長

町の町道としても含めて幹線道路網の今後の道路網計画をきちんとするという1つの ご指摘でございます。153号の伊南バイパスや竜東線の一部田切におけます工事が、鋭 意今工事が進んでおるわけでございまして、アクセス道路としてもまあ順次整備をいたし ておるところでございます。具体的にあのご質問のこれらに関係をいたしまして町道の南 田切線とそれから町道の石曽根横断線でございます。これもあの当然のことながら土地の 利用構想図の中にも幹線道路網として入っておりますけれども、今後ともまあそれぞれの 道路の役割を考慮しながら、なかなかこれは財源の問題がついてまいりますのですぐとい うわけにはまいりませんけれども、財源の確保をできる範囲内で将来的に町内の優先度等 十分協議する中で整備をしていかなきゃならん道路というふうに位置付けておりますので、 ご理解をいただきたいというふうに思います。それから全体の道路網計画そのものでござ いますけれども、当然のことながらこれはあの内部的には土地利用計画の中の位置付けの 1つの重要なまあ要素として盛り込んでおるわけでございますけれども、今後更に国道が 出来それから竜東線も出来、それからそれぞれの県道とのまた調整の問題も進んでまいる かと思いますので、そうしたことを総合的にまた整理をいたしましてですね、もう一回ま た道路網整備というものを計画上できちんとして明らかにしていかなきゃならないという ふうに思っておるところでございますので、これはあのひとつ前向きというか今ある道路 構想の中を更に加除修正していきたいとこういう考え方で進めております。 1・2級の問 題の整備につきまして同様でございまして、これはあの常にその時々に精査していかなき ゃならんということで、これもそうした前向きな考え方を持っております。この点につき ましては考え方を担当課長の方からご説明申し上げますのでよろしくお願いしたいと思い ます。

建設水道課長

それでは道路台帳の1級・2級路線の見直しにつきましてでございます。町道にはあの1級、2級、その他町道という分類がございます。1・2級の町道の定義といたしまして1級町道は国・県道あるいは主要の集落を連絡する道路ということでございます。2級町道につきましては1級町道を補完して地域間を連絡する道路というふうになってございます。町内では現在あの国道153号伊南バイパス、あるいは竜東線の建設が進められておりまして、国・県道を含めまして町道の交通の流れが大きく変わろうとしております。ということでご指摘の通りこれに併せまして町道の等級の見直しということが必要であろうかというように思っております。ただ見直しにつきましては費用の点もありますので財源を見ながら見直しにつきまして計画的に、またあの本来の町道としての役割も含めまして見直しを進めてまいりたいと担当の方では考えております。よろしくお願いいたします。

北沢議員

あの道路の背骨が見えてまいりまして道路、昔から道路の沿線っていうのは町を形成する大きな役割を果たしているわけでございまして、まあ道路はそういったことで示されることによりまして新たなまちづくり、それからまあ既存の町の振興という部分も伴ってくるわけでございまして、そういったものを示しながら町をどういうふうに形成していくのかとこういった大きな課題に取り組んでいただければというふうに考えるところであります。まあそういった点でもう一度再度ちょっと伺いますが、先ほどさらっと触れましたけれども、5カ年計画の中に都市計画の未整備都市計画路線の見直しと検証が掲げられておりますが、これもいわゆる5カ年計画の中で謳われておりますので併せて行うというお考えでよろしいかどうか伺います。

建設水道課長

都市計画道路の未整備部分の整備の関係でございます。こちらにつきましてはただいまも県の方で県内の市町村の未整備カ所につきましてどういう手法でどういう形でやっていけばいいかという、そんなところを検討して、一部の市町村でそちらの取り組みが始まっておるという状況でございます。当町につきましては他の市町村の動向を見つつ、こちらにつきましてはあの関係者の調整等もございますので、そこら辺のところを見極めながら進めていくということで今あの進めておるという状況でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

北沢議員

特に都市計画道路につきましては53年でしたかね計画決定がされておると思うんですが、まあそれ以降、個人の土地の規制をかけているわけでありまして、個人の利害関係非常に大きいわけであります。これを簡単に変更するっていうことについては非常なエネルギーを要するわけでありますが、逆に将来的にも今の町の形成、まあ例えば堂前線、それから国道を経てというような町の循環道路がある程度出来上がった段階における従来の都市計画道路、まあこういったものとの見直しは当然必要でありますし、そういった方々のご理解を得てやるには長い時間かかると思いますので、早めにそういった基本的な考え方を示して取り組んでいただくことが必要じゃないかというふうに考えるところであります。

続きまして2番目の質問に移らしていただきます。この質問については一括してお願いをしたいと思いますが、節電をどの様に実施するか時節柄の大きな課題でありますので伺いたいと思います。実はあのこの問題も昨日県が発表したところでありまして県の目標も示されております。町では公共施設をはじめどんなような目標を持って取り組まれるのか伺います。1つは公共施設ではどのような目標を持って実施するのか。2番目として町内の呼びかけはどのように行っていくのか。3番目としてはこれは提案型の質問でございますけれども、自然エネルギーの活用が考えられる太陽熱利用の促進についてどのようにお考えになっているか。この3点について伺います。

町 長

節電にまあ関するご質問でございます。公共施設あるいは町内への呼びかけ、太陽熱利用の3点でございます。先ず1つ目でございますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律あるわけでございまして、市町村においては事務及び事業に関して温室効果ガスの排出量削減等に向けた計画の策定がまあ現在義務付けられておりまして、町も昨年12月に飯島町地球温暖化対策の第2期実行計画を策定をいたしました。この中で二酸化炭素排出量を基準年度であります平成18年度、これに対して総排出量に対して20%以上を削減するとこういう目標を立てて今現在進めております。そこで総排出量の78.3%を

占める雷気使用量を削減することが温室効果ガス排出量削減にも最も効果があるというこ との対策であることから、電気供給量の不足対応とも相まって冷暖房温度の適正な管理、 それから消灯等の節電の励行、グリーンカーテンの設置等を率先して実施をしておるとこ ろでございます。これらの実践によりまして公共施設、町の施設全体としては平成23年 度の電力使用量につきましては対前年度比で8.7%を減少することができましたという ことになります。またあの過日中部電力の方から節電に関する協議がございまして、中電 全体としては今年管内全体の夏の節電目標を平成22年度対比で5%削減に設定をしたい と内容を示されておりまして、飯島町は既にあのLED化等の問題もございまして節電の 取り組みが定着しております。そのLED化の部分の簡電は5%目標の協力要請に対して 3. 6%もう既に出来ておるというふうになっておるわけでございまして、まあ当面目標 としては残りの 1.4%を節電協力に応えていくということになりますけれども、やはりこ れ以上にやはり町民に呼びかけて節電のご協力をお願いしていくということが何よりも大 切なことだというふうに思っております。相前後してあの今お話にございましたが、今日 新聞にも出ておりますけれども、県がやはり同じように対22年度5%削減という方向を 打ち出しました。またこれらも併せて県民全体としては「さわやかな信州省エネ大作戦」 今年もまた実行していくことになろうかと思いますので、そこらも含めて今後特にあの夏 場のピークであります7月、8月に向けて今から町行政としても町民の皆さん方にその節 電の趣旨を呼びかけてご協力いただきたいと、実践あるのみということだろうというふう に思っております。それから3つ目でございますが、公共施設につきましてはこれまで太 陽光発電システムを中心に設置を進めてまいりました。これからも順次また可能な限り進 めてまいりたいというふうに思っておりますが、今後は太陽熱の利用のシステムの長所や 費用対効果を検討しながら進めていくということになるかと思います。そして1つには町 民の皆さんに対しての町の補助制度があるわけでございますけれども、これまで家庭での 太陽光発電システムの設置補助が中心でございましたけれども、今ご質問にありました太 陽熱の温水等のエネルギー利用、自然エネルギー利用ということにもやはり必要なことだ ろうというふうに思いまして、そうしたことの普及のためにも補助制度、いくつかの市町 村でやっておる実績もあるわけでございますけれども、このことはあのまた次年度に向け て前向きにひとつ加えた形で検討してみたいということで今現在考えておりますので、も うしばらく時間をいただきたいと思っております。

北沢議員

題、前回も質問させていただきまして、そういったものを行うというお話をいただいておるわけですが、やはり県と同じようにですね公共施設の目標も%を示して、それを達成できたらどうかというのは具体的なこのものを示していくことが分かりやすい行政を進めるうえで必要なことではないかというふうに考えるところでありますので、是非そういった部分を検討いただけたらと思うわけであります。それから参考までにちょっとお願いしておきますが、太陽熱利用機器、これについては通産省でも見解を出しておりまして、変換効率が高く自然エネルギーの中でも設置費用が比較的安価で費用対効果の面でも効果が有効であり、またこれまでの研究開発により機器の性能や耐久性は世界的高水準であると、こういった通産省の見解もあるようでございますので、効果のあるものについては是非進めていただけたらというふうに考えるところであります。以上もう一度その目標数値等に

ついてお答えいただいて質問を終わりたいと思います。

町 長

あの更に省エネと目標数値の数値を定める中でまた町民の皆さん方に十分PR、啓発 をしてご協力をいただいてまいりたいというふうに思っております。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分とします。休憩。

午前10時53分 休憩 午前11時10分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 8番 中村明美 議員

8番 中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。 1、町民が生涯現役で活動でき健 康で豊かな生活につながる施策を、この中で2点ほど質問してまいります。① 町民の病 気予防と高齢者が生きがいを持ち元気に活動できるよう健康管理、ボランティアなどの取 り組みにポイント環元制度を設けては、について質問いたします。このことは私が所属す る委員会でも触れてきた内容であります。取り上げた理由に申し上げますと、高齢者の方 と対話する中で、収入がないところに持ってきて年金は減り医療保険、介護保険額が上が り先々が小細い。また健康で長生きしても近所のお友達は介護施設に行ってしまい行く所 がなくてつまらない。何の得もないけど草を取るしかない。こんな声が聞こえてきたから です。人生においてだれもが高齢という総仕上げの時に最高に幸せを実感できる家庭、社 会環境であることが望まれます。それは心の持ちようといえばもちろんそれも一理ありま す。しかし現実は先に述べたような方々が少なくないように感じます。そこで町民が生涯 現役で生き生きと楽しく活動できるよう健康ポイント還元制度の制定を提案いたします。 貯まったポイントは還元され町内施設や協賛事業店で利用できる仕組みにすることで、町 内の活性化にも弾みをつけると考えられます。このような取り組みは既に行っている自治 体が全国にあり反響を呼んでいます。近隣では昨年10月から箕輪町で「元気はつらつ箕 輪の大先輩活動支援事業」を国の交付金も活用し開始いたしました。1人でも多くの高齢 者の皆さんが健やかで自立した生活を送り、仕事やボランティア活動、生涯学習、スポー ツなど様々な分野で活躍されることを目標としています。70歳以上が対象で元気はつら つポイント手帳には自分で毎日記録します。1ポイントが地域通貨1箕、1円でカウント され、年に1回還元します。第1回目の今年の還元率は60%以上とのことでした。また 貯まったポイントを何かに役立ててほしいとの要望があり、福祉や教育等に役立てる基金 へも寄付ができる制度になりました。また県外の例を申しますと、兵庫県豊岡市で健康ポ イント制度を昨年8月1日からスタートしています。趣旨は市民が幸せな人生を送るため に策定したスマートウエルネス豊岡構想の一貫として、健康づくりの動機付けと運動習慣 の定着を促し、笑顔あふれる健康なまちづくりを目指すために創設しています。スマート ウエルネスとはスマート、賢明、賢い、エコ、美しい、ウエルネスとは健幸、健幸とはあ の健康に幸せの幸ですね、これで健幸、そして安心の意味を持っています。この豊岡市で は対象者は高校生を除く18歳からで、ウオーキング、検診、市主催の健康事業や介護事

業への参加、市が指定する運動施設の利用などが挙げられています。ポイントは10ポイ ントが1円に換算しています。いくつか健康ポイント対象事業を紹介いたしますと、例え ばラジオ体操を10日以上参加しますと300ポイント、大きなポイントで言いますと健 康診断をすると2,000ポイント200円相当のポイントがつきます。また、ほのぼのク ッキング、お料理教室ですね、そういうものに参加すると300ポイント、またあのバス、 公共施設を使ってですね1カ月通勤をしますと500ポイント 50円、このようなポイン ト制になっております。またこの市でも学校や団体に貯まったポイントを寄付するそのよ うな仕組みも取り入れられています。以上2つの例は対象者こそ異なりますが、いずれも 住民の健やかな幸せな人生づくりにつながる施策となっています。そこで当町においては この2つの自治体を取り入れてはと考えます。 高齢を迎えても健康で楽しく生涯現役で暮 らせるためには若い時からの健康管理や病気予防に対する意識が重要です。とかく若いと きには病気予防にはなかなか注意が向かず、そして働き盛りでは忙しさから検診などつい つい後回しになりがちです。従って若年層からの健康管理や運動習慣をつけるよう導くこ とが重要と考えます。従って対象者は若年層からとし、運動、検診による予防に徹した内 容と、70歳以上は趣味や友人とのコミュニケーションなども加えた内容で対象者への配 **慮も必要でしょう。町でも様々な健康管理、高齢者の生きがいづくり事業を展開しており** ます。つい先ごろの高齢者を中心とした会でも50人以上の方が参加したと新聞で見まし た。このような取り組みをしていることは大変高く評価するところでありますが、角度を 変えてユーモアのある取り組みは住民の関心を引き元気な町へと進めていけると思います。 地域住民がお互いに助け合う協働の社会にあって健康であることは町への貢献にもつなが っているのではないでしょうか。町民の幸せのため健康意識を高めること、みんなが健康 であることへの感謝を込めたポイント環元制度を取り入れることを提案いたしますが、町 長のお考えを伺いいたします。

町 長

それでは中村議員から町民が生涯現役で活動できて健康な豊かな生活へとつながる施 策をということの中で、健康管理やボランティア活動に対する取り組みに対してのポイン ト制度を設けて還元したらどうかというご提案でございます。今年度からの3年間で取り 組んでおります高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画では介護予防事業の積極的な 推進を重点課題として取り組んでおるところでございます。また病気の予防について各年 代に対しまして心と体の健康づくりのための各種メニューを提供して精力的に取り組んで おりますことは、今中村議員のお話にもございましたように、ご理解をいただいておるこ とと思います。今回議員からご提案をいただきました健康管理やボランティアの取り組み に対してのポイント還元制度という新しいまあ発想、既にいくつかの市町村でも全国的に 実施をしておるというふうにお聞きをしておりますが、このことはまあ更に健康で豊かな 生活につながる1つの方法であろうというふうに私も思ってはおります。 ただなかなかこ の実施ということになりますとハードルの高い部分もあるということも先進事例の中から もお聞きをしておるわけでございまして、やはりこれはあの専門の担当職員をどうしても 配置しなきゃならんというようなこともございます。それから個々の皆さんのそれに取り 組む自助努力の問題、それからまあお金のことを言ってはあれですけれども、やはり1人 当たりの経費というものも数千円以上掛かるというようなこともあるようでございまして、 なかなかこの仕掛け作りも大変というふうにはお聞きしておりますけれども、やはりあの

健康という問題をやっぱりみんなで考えて、その皆さん方が意欲を持って取り組むということはやっぱり必要であろうかと思いますが、ただ、今ただちにこれをそのことに換えてポイントに入れてということはいろいろとまあ検討をしなきゃならんというふうに思っております。町の独自のいろんな施策と組み合わせの中で目指すところがやはりどういうものを目指して、町民の皆さん方の健康を維持していくかということを考える必要がございますので、他の施策と町の施策といろいろ組み合わせながら、果たしてこのポイントというものの位置付けが果たしてどうなるかということをもう少し検証したり検討してやっぱりしていく必要があるということでございますので、今日はあの即答できませんけれどもひとつ研究課題とさせていただきたいというふうに考えております。

中村議員

確かに職員の配置や金額的財源的なものは何かをやるとすると掛かってくるのはまあ当然起こる問題でございます。そこでですね、箕輪町の例でございますが、この箕輪町は立ち上げ時に国の補助金で事業を展開しています。こうした国とか県の補助金を活用することは財源の圧迫を和らげることになりますし、また還元金のですね上限の検討や町内事業会社の支援を募るなど方法はいくらでもですねあるわけですね。ですからあの頭ごなしにですねハードルは高いとかもうそういうことではなくして、どうやればここにたどり着けるのかという、それでは今の現状で町としては厳しいなとか、そういうふうにですねやっぱり当たって砕けろではないですけれども、先ずは町民のことを考えていただきたいなというふうに思います。町民が健康で活躍することはまあ先程も申し上げましたが、町への貢献につながっているわけです。感謝を形に表すことで中身は多少にかかわらず町の思いが心に伝わり、より一層地域参加や健康管理に関心が高まることと思います。この事業の一番の目的は町民が生き生きと生涯楽しくユーモアをもって活動できることが、ひいては医療費の費用対効果にもつながることを私は確信いたします。そのようなことも考えてですね一度この前向きに検討をしていただけるかどうか再度お考えを伺います。

町 長

決して頭ごなしこれあれ否定しておるつもりはございませんけれども、あの今申し上げたようにいろんな面から町に合ったこの施策としてどうあるべきかっていうようなことも含めて検討をさせていただきたいということでございます。あの前向きにというふうに言えるかどうかちょっとまだわかりませんけれども、とにかく検討させていただきたいとこういうことでございます。

中村議員

それでは今後の検討に期待をいたしまして②の質問に移ります。高齢者の住宅の建設計画を行い、今後高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるべきではないかについて質問いたします。高齢者の住まい環境についてですが現在ある町営住宅は高齢者が暮らす環境にはそぐわないように感じます。2階建ては高齢者の身体に負担が多く安全面が問われます。平屋の住宅は築年数も経っており耐震面での不安、また商店や駅から遠く、高齢者の生活に不自由をきたしています。時折歩道のない急な坂をやっとの思いで舟久保団地に向かって歩いている高齢者を見るたびに、高齢者住宅整備の急務を実感いたします。平成22年度では高齢者世帯が1,007世帯、これは多分世帯だけを別にしたりとかそういう全部をあの入れてだと思いますが、今後もですね高齢者世帯は増える傾向にあると思います。また高齢になり管理しきれない広い家を手放し、暮らしやすい住宅に入ることを望む人もこれから出てくると考えられます。高齢を迎えれば少なからず歩行に不自由をきたします。ですから高齢者の住宅環境は利便性が良く、公共施設や商店に行きやすい環境であ

るべきではないでしょうか。気軽に安全に外出ができコミュニケーションができれば結果 健康維持にもつながります。また高齢者住宅の理想的な環境は通学や帰宅などで子ども達 の姿や声が聞こえる所が望ましいのではないでしょうか。そのような環境は高齢者にとっ ては子ども達から活力をもらい、子ども達はお年寄りに見守られる安心感と親以上に豊富 に積まれた知恵袋から多彩な知恵を得られる機会が望めます。お年寄りとの関わりは子ど もが発達段階で大いに役立つ環境だと自分自身の体験からも実感いたします。第5次総合 計画にも「高齢者が安心して生き生きと生活できる環境整備に努める」とあります。高齢 者への孤独を招く住宅環境であってはならないと強く思います。現在民間による高齢者向 け住宅は建設されてきていますが、家賃面で入居が困難な方も少なくありません。弱者を 守るのは町の責務です。今後高齢化社会にあって独り暮らしや高齢者だけで暮らす人たち の安全安心、そして健康で幸せを感じられる住宅環境作りを計画していくべきではと考え ますが町長のお考えを伺います。

町 長

次のご質問は高齢者住宅の建設、環境整備を整えるべきというご提案でございます。 高齢になってからの居住の場については自宅、それから借家、まあ借りてお家に住むとい うようなことでの生活、それから施設への入所などまあいくつかの方法があるわけでござ いまして、今それぞれの内容によってそうした需要に応えておるということでございます。 平成22年度に実施をいたしました高齢者の実態調査、町の調査によれば3分の2を超え る方がやはり住み慣れた家で暮らし続けたいという希望が、統計上は答えとして出してい ただいております。それで一方で今お話のように常日頃のこの病気に対する受診、お医者 さん通い、それから日常の買い物などがし易い町中で暮らし方をしたいということもある ことは事実でございまして、そこでまあ当町のこうしたあの高齢者に対する住宅事情の問 題でございますが、まあ多くはあの自宅または自己の家族と一緒にまあ住んでおられるわ けでございますが、当然のことながら町の町営住宅という位置付けの中で一般入居者と同 時に、この高齢者の方への門戸開放もまあ棟あるいは部屋数によってやっていただいてお るということはご理解をいただきたいというふうに思います。今、中村議員からやはりあ の2階建ての部分は利便性、足腰が生活しにくいというようなことも当然あるわけでござ いますが、そうしたことをできるだけ加味しながらのそうした利便性を持ったそのスペー スをまあ確保して、割当てて今用意しておるということも事実としてあるわけでございま すので、またあのその辺は後ほど課長の方から補足して申し上げますけれども、町営住宅 でも今十分受け入れ可能というふうにご理解をいただきたいというふうに思います。それ から町内にはあの家賃で30,000から40,000円くらい、場合によってはそれちょっと切る かもしれませんけれども、この空き家物件もあるわけでございまして、これはあの少しま あ最新的な設備も整っておるというようなことで、ただこれはあの高齢者用のための専用 アパートというようなことで整備されたわけではございませんけれども、やはりあの民間 の活力を高める意味合いからも、そしてしかもそうしたことが今空き部屋がちというよう な空き室があるわけでございますので、是非活用いただければこれも地域としては大変あ りがたいというふうに思っております。それからそれらも含めてあの町外の希望するお年 寄りの方も含めて、定住促進室ではいろんなあの住情報のネットワークを通じてその辺の ところを情報提供してご紹介申し上げておりますので、そうした情報もまた享受する中で 必要なお世話をしていかなきゃならんというふうに思っておるわけでございます。従って

あの現状認識の中では今ある施設を官民含めてですね対応できる状態にあるということの 中で、今新たにこの高齢者専門の専用住宅を整備するという考え方には今ございませんの でご理解をいただきたいというふうに思います。若干あの実態等につきましては担当課長 の方から説明を申し上げます。

建設水道課長

それでは町営住宅での高齢者の方の入居状況等について説明をさせていただきます。 町内の町営住宅の戸数につきましては159戸ございます。それでその内30戸が若者定 住用の住宅ということでございます。入居停止が32戸、それから一般入居が97戸とい うことでございます。それで各住宅の65歳以上の方の入居の状況でございます。65歳 から70歳までの方、若者定住を除きます129戸数のうち37世帯の方が入っておると いう状況でございます。豊岡住宅につきましては9戸入居がされていらっしゃいますが、 その内の4戸が65歳以上44%でございます。それから舟久保住宅につきましては11 戸入居されていらっしゃいますが、その内の9戸82%の方が65歳以上、それから北梅 戸につきましては53戸中16戸ということで30%、それから陣馬の住宅につきまして は24戸中8戸ということで33%ということでございます。豊岡、舟久保について65 歳以上の方の割合が高いという状況となってございます。それと後あの住宅の関係で住宅 整備を昨年まで行ってございましたが、その中で豊岡、舟久保住宅の関係、居住環境が若 干劣悪な部分がございますので、入居者の方等にもお話をして空きがございましたのでそ ちらへの移転のお話もさせていただきましたが、やはりあの移転に際しましては住み慣れ たわが家的なところが、長年住まわれておるので町営住宅現在の所というようなお話、そ れから仲間の住宅内にコミュニティーが形成されておるので新しい所へ移られる不安、そ れからあの住宅料の費用面の関係がございまして、やはり住み慣れた所で環境の整った所 よりも今のコミュニティーが形成された住みやすい所でというようなお話もございました ので、現在の状況ということでございますので併せてご報告させていただきます。以上で あります。

中村議員

今現状を縷々お伺いいたしました。あの現状の方々は今の状況でまあ仲間もできたし、 ある程度満足しているというふうな理解でいいのか。ではあのこの方々は生活の中でどの ような不都合を感じているのか、また不都合な点は全部解消しているのでしょうか、その 辺は理解しているでしょうか。

建設水道課長

住宅の入居者の窓口は基本的には建設水道課の調査計画係の方で担当しておりまして、 住宅の責任者がございますのでそちらの方を通じて私共の方へ連絡が入るようになってご ざいます。主なところは住宅の設備、管理の部分でございます。それで個々の生活の不便 さ、福祉面ですね、こちらにつきましては福祉のサイドの方へ民生委員さんなり等を通じ ましてお願いをしておって、入っていただけるというそんなルートになっておりますので、 私共とすればその福祉面も連絡が入りますので庁内の中で横の連絡を取らせていただいて 対応をしておるというのが実態でございます。

あの実績の方ですがあのこちらの先程申しました舟久保、豊岡が主なところでございます。北梅戸にも若干いらっしゃいますが、そちらの方にサービスが入っておるという実態はございます。そちらの方の連絡も担当の方には受けております。数につきましてはちょっと今のあの手もとにございませんがそういう実態でございます。

中村議員

ではあのまたそれは担当課の方にお伺いするようにいたしまして、現状はまあ今こう

いう現状ですからまあそこで何とか生活していかなければならないのかなっていうのもあ ります。あの私が申し上げたいのは今後ということでありまして、これから建物も老朽化 します。であの若者住宅ということで2棟をこう建てたわけですけれども、これからは高 齢化ということがありまして今あるものが老朽化してくる、今度立て替えなければならな いということが必ずくるわけですよね。その時にこういう高齢者のことも配慮した建設を していく、そういう計画を今からですね始めていかなければいけないのではないかという ことを私は今回質問した中身はそれなんですね。あのまあいろいろ昨今話題となっている 中に生活保護という問題がありますよね。法の内容の不十分さや福祉が手厚すぎるのでは との論調がありましたが、私は違うと思います。福祉は弱者を守るために必要不可欠だと 考えます。法を取り上げる前の問題だと思います。本来、親は子を慈しみ、無償の愛を注 ぎ、子は親孝行を尽くしていくという人としての当然持っているべき常識が今は崩れ、感 謝、責任、慈しみの心が薄らいでいると思います。自己中心的な考えに染まりつつあるの ではないかと懸念しております。今の人たちはですね文明の利器に頼り切ってきた世代で す。困難を乗り越えてきた高齢者の方々から知恵や力を学ぶときであると実感いたします。 そのためにも元気で過ごせる高齢者環境の充実に重きを置き、そして高齢弱者の住宅環境 も是非構築すべきというふうに思います。ですので、今後のですね今後のまあそういう住 宅の建設にあたって今からそういう高齢者を配慮したそういう計画を立てていくというこ とを検討していただきたいということでして、その辺は町長いかがでしょうか。

町 長

あの申し上げていることは、今すぐ別建てでこの高齢者のために若者定住と同じような形で施策を展開ということはちょっとまだ今のところできないということを申し上げておるわけでございます。いずれあのこれまでもやってまいりましたけれども、それぞれの公営住宅がリニューアルをしていかなきゃならんと、時期がまいります。その時にはあの他の町村もそんなような取り組み多いと思いますけれども、やはりその中にはその一定のスペースというものを専用者向けというような機能を含めたですね捉え方の中でやっぱり確保していく必要、これからの高齢化が進んでいく中で必ずそういう人は需要が出てくるかというふうに思いますので、その辺も見極めながら然るべき時にはそういうことを頭に入れて公営住宅の施策というものは進めていかなきゃいかんということで、おっしゃるとおりであろうというふうに思っております。

中村議員

是非検討をお願いいたします。それでは2番目の質問に移ります。循環バスの現課題、対策、利用者の安全について質問をしてまいります。①平成19年7月から実施されている循環バス運行事業は現時点でどのような課題があると認識しているかについて伺います。循環バスが実施されてから5年になろうとしています。23年度で交付金事業としての運用機関が外れ現在は従来通りですが、今後は町の独自性を活かした運用が可能となります。今議会において24年度補正に公共交通調査費1,000,000円ほど盛り込まれて今後見直しを図る計画もあるようですので期待いたします。過去に2回ほど見直され現在は病院線と町内デマンド方式となっています。先ごろ私も病院線を利用いたしました。乗車人数は私を含めて4名でした。利用者の方には、お聞きするといつも便利に使っていると喜ばれていました。車内は清潔感もあり安全面にも気を配られているように感じました。しかし問題点も多くあると感じます。聞いた中での町民の声をお伝えしますと、高齢者の方はデマンドになって申し込みが面倒なこと。時間制限があり都合が悪い。ステップが高く乗り降

りが困難。町内線は北から南に1本で行かれない。また乗り継ぎに時間がかかりすぎて不 便。料金を安くしてほしい。バスで買い物に行く商店が少なすぎてつまらない。利用者の 割りにバスが大きすぎる、小型にして経費の削減をすべき。バス停をもっと細かくしてほ しい。などなどがあります。町でも検討中のようですが現段階で課題をどのように認識し ているのか伺います。

町 長

次は循環バスの課題等についてのご質問でございます。今現在町が抱えておるこの現 時点での課題等について申し上げてまいりたいと思います。住民の皆様の地域交通として 愛着を持ってご利用をいただいておりますこの「いいちゃんバス」循環バスでございます。 運行開始から5年目を迎えておるわけでございまして、1にも2にも安全運転を基にして 利便性の向上を目標に運行を進めております。いろいろとまあ課題も多いし、今お話のあ ったご意見も多いことは十分承知しております。なかなか全部が全部そのことを満たすと いうわけにもいかないのもまた事情があるわけでございまして、ご理解をいただきたいと 思いますけれども、特にあの路線によっては予約制を導入しております関係でまあデマン ド方式でございますけれども、これをできるだけあの空運行をなくして経費の節減に努め るというひとつの考え方があるわけでございますので、声にもありますけれども町内であ ればどこでも路線上で乗り降りすることができるこのフリー乗車、この希望がかなり多い わけでございまして、陸運事務所とも協議をしながら一定の範囲内の中でこの向上を努め て参っておりまして、このことはあのだいぶ評価をいただいておるということでございま す。まあ今後におきまして課題いろいろあるわけでございますけれども、1つにはあの1 53のバイパスの供用開始、今年度内迎えることもございまして、かなりあのアクセスも 含めて交通の流れが大きく変わるということも出てまいります。時間等の関係もだいぶ変 わってまいりますのでこれらの見直しをこの中に入れるというようなこと。それから他の 町村との特にまあ中川村あたりとのこの1つの線で結ぶような連携も出てまいりますので、 その相互乗り入れといったようなことも考えていく必要があるというふうに思っておりま す。それから当然のことながらJRの通勤・通学の時間帯にも考慮した運行の見直しとい ったようなこと。これも考えていかなければならないということでございます。いずれに いたしましても今後一層の利便性の向上を図るために、特に町内の路線、東西線におきま しては地場産業施設などのはじめとして地域商業施設への路線の延長や、通勤・通学時間 帯への対応をできるだけしていくべきというようなこともあるわけでございまして、そう したエリアの拡大も一部検討して、そうしたことを今後1年の内に予算もいただいており ますので十分検討をしていくことが今の課題であるというふうに認識をいたしております。

中村議員

今町長の方からご答弁をいただきまして、他の町村との相互乗り入れとか、153バイパスのアクセス等を考えていくということですけれども、例えばですねこういう他の町村とか、153でまあ駒ケ根へ行き易くするのか、それはちょっと内容的にわかりませんけれども、他の町村とまあ相互的に連携できることはいいと思います。でも町からこう町民が出て行って他でこうお買い物をするということはねまあいいんですけれども、町内のまあ商業というかね商店がそのどうなのかっていうこともちょっと心配されるところがありますので、そういうところも今後はですね検討していただいて、町内の商店とかがこう寂れて行かないようなそういう方法も是非考慮に入れて考えていただきたいと思います。であの私がいくつかあの考えているまあ対策というか、あの問題点についてですねお伺い

いたします。先ずこれからその調査等をしていくと思うんですけれども、その調査をです ねあのしっかりと幅広い年齢層から声を聞いてですね、そしてやっていくことを要望いた します。次には高齢者や障がいのある方にとっては乗り降りが楽で安全でなければならな いんですね。現在のステップは高いと思います。低い形の低床ステップを今後調整できる のであれば早急に先ずこの辺の対応をしていただきたいと思いますが、これは早急にでき るものなのか、買い換えるときまで待たないとだめなのか、そうなるとどのくらい待たな ければならないのかお伺いします。

総務課長

先ず幅広い年齢層の調査、これはあのこれから取りかかりますので、一応あの年齢層関係なく確認等調査したいように思っております。それからあのステップの関係ですが大型バスについてはステップが動いたと思いますので、あのドライバーさんに言っていただければ下げていただくことも可能ですが、ただあのちょっと15人乗りの方についてはちょっと不可能かなっていう気がしますけど、すぐちょっと改造するっていうのはあの予算的なこともあったりしますので、すぐは無理かと思いますけれどちょっとそこら辺また検討させていただきたいと思います。

中村議員

ドライバーさんに言えばできるということを今初めて知ったわけですけれども、そのことはその高齢者の方というかね利用者の方はどこかに知らされているんですかね。あのちょっと書いてあったのかどうか私はバスの中では見なかったんですけれども、なかなかその頼むっていうことって言いにくいですよね。どうやってすればいいんでしょうか。

総務課長

あのステップが前に出たりするような形で、たぶんあの乗られる方の様子を見た状況でたぶんドライバーさんが調節していただいているんではないかというようにちょっと自分は認識しておるんですけれど。はい。あのこれちょっともし不確かなことでありますので違っておりましたらまた改めて訂正をさせていただきます。

中村議員

ではその辺よろしくお願いいたします。また対策について料金についてですね私いく つかこう考えてみましたので、まあその提案をしたいと思います。まあ検討していただき たいということですけれども、利用人口を増やすために利用料金等を考えてみました。ま ず町内線を200円から100円にすることを提案します。短距離利用者が多い町内先は病院 線と料金を変えて利用しやすくすることにより、窓口が広がれば利用者が増え、結果収入 も期待できます。次に定期券にして一定期間は一定期間何回も乗れる形にする。また小中 学生は 1,000 円で15枚綴りにします。そうすると1回 67 円くらいになります。また中 学生の定期券1カ月 1.500 円で販売する。この金額の割り出しなんですけれども I R では 中学生の定期券は通常の7.5%割りで販売しています。七久保から通常18.000円であ るのが 2.660 円であり、日割りでおよそ 88 円です。循環バスでは土日運休ですので月2 2日で計算すると 68 円となります。通学時の利用を進めるためにこのようなことも考え ました。次は箕輪町の状況を参考に考えました。箕輪では70歳以上はバスは無料、高齢 者へのタクシー券はありません。我が町の22年度行政報告書によりますと福祉タクシー 券交付事業は 1,940,000 円ほどです。当町でもバス料金をですね75歳以上を無料にした とします。そしてタクシー券は所得制限を設けることとバス利用が困難な人のみに交付し ます。そうすることによりタクシー券の交付額はかなり減額され、その分循環バス事業に 移行されます。高齢者の皆さんは昼間の活動は多いと思いますのでバスでの利用をお願い していきます。またある程度自由な歩行ができる方は健康維持のためにもバス停まで歩く

ことも大事でしょう。多くの人と出会うことで孤独感が解消でき有意義な時間が増すと思います。そして最後の提案ですが例えば一家で1年間使える家族券をいくらなら買いますが利用しますか、というような調査をしてみるのもいいかと思います。と申しますのは私は家庭券を8,000円として考えました。後期高齢者世帯が107世帯あるのを引きますと2,363世帯になり、その内3割の約700世帯が買ったとします。そうしますと5,600,000円の利益、昨年の4倍になります。利用者にとって1カ月670円で家族が乗り放題です。大変にお得な額になりますね、これがもっともっと増えれば例えば5,000円で1年間ということも考えられるのではないかということで、町民の皆様にこういう提案でアンケートをとるのもひとつ手ではないかというふうに思います。このようないくつか提案をいたしましたが、今後検討していく中で盛り込んで検討を進めることをお伺いしますがいかがでしょうか。

総務課長

いくつもありまして書くのができませんでしたが、先ずあの 200 円を 100 円っていうのはまあ1回 100 円に下げてしまうとまた 200 円に戻すっていうのはなかなか難しいわけでございます。ですので、あのまあこれ当時 200 円が一番いいというということで決めたことであります。ですので、とりあえず 200 円ということは基本にさせていただきます。それから児童生徒の関係の定期券ということでありましたが、基本的にあの小学生中学生については循環バスは通勤通学等には利用しないっていう建前でまああの教育委員会サイドでも話をされております。ですので、あの使われるということになると土目しかないんですが土日は運行しておりませんので、基本的に中学生小学生についてはそれはちょっと不可能かなと思います。それから現在あの 1,000 円かな、要するにあの何回も乗られる方については一定金額の回数券がありますので、それはあの有効利用していただければと思います。であの今いくつかお話いただいたことにつきましても含めてこれからの調査、あの見直しの関係について検討をさせていただきますので、また改めてお伺いいたしますのでよろしくお願いします。

中村議員

これは私がいくつか挙げた中で今後もし検討をできたらということで提案いたしました。まあ予算的なこともありますので個々の要望に応えきれないことがあると思います。 住民が理解を得られるような関係委員会の皆さんに期待をいたしまして次の質問に移ります。町民からの事業理解を得るためにもできる範囲で委託内容の公表を行うべきでは、これは22年度行政報告書の地域巡回バス事業で運行管理業委託項目の中で、委託先、契約期間、委託契約額、契約額は18,983,160円、支払い額17,647,260円、そして利用延数7,140人とあるだけで、実に簡単なですねあの内容になっておりました。先ごろ担当職員に状況を聞く中で多くの取り組みや契約額の内訳などを伺い、職員の努力を知りました。住民の中には毎日目にする循環バスは、見るたびに空で無駄に思えている方が多いようです。そこで町民に身近な事業であるため広報紙等にバス利用の呼びかけや委託契約額の内訳、修理代、燃料費、人件費、利用額などを公表することを求めます。事業内容が見える形にして住民理解を深め、利用率を上げる努力を考えてはと思います。

時間が押してしまいましたので最後の質問も一緒にさせていただきます。4番目、利用者の安全安心のため委託会社に対し安全運行確認を随時すべきでは。今年になって目に余る交通事故が頻発しています。京都府での考えられないような事故で多くの犠牲者を出したのに始まり、居眠り運転、無免許運転、そして記憶に新しい関越自動車道で観

光バスによる悲惨な交通事故がありました。町長も他所事ではないと実感されたと思います。委託契約とはいえ町の財源による巡回バス事業ですから、迅速に委託契約会社に乗務員の状況を確認すべきだったと思いますが、伺うところによると確認がなかったようで大変残念に思いました。まあ私の間違っていたらご訂正ください。もしそうであったとしたら今後は是非、委託先であるからと信頼して係るのではなくですね、信頼関係であるからこそ常に住民の安全を考えお互いのために安全に対する啓発をしていくべきですが、是非このような取り組みもお願いしたいと思います。すみません、この2点についてお伺いします。

町 長

それではあの最後に、この運行バスの事業内容というものをより一層公表した方がよ くないかということでございまして、確かにあのそういうふうに私も思います。それであ の行政報告書等で一定の項目については公表しておるわけでございますけれども、中身に つきましてはいろいろあの複雑というか幅が広いわけでありまして、例えばこれはあの車 両の大小によってその算定基準のこの内容というものがだいぶ難易度が変わってまいりま すし、それから走行距離の問題、拘束時間、安全対策との1つの度合いの問題、それから 法律に基づくその人件費他、走行距離や稼働時間、消耗品等々、いろんな構成要素から成 り立って委託料というものが定められて協議のうえで契約がされておると、それから町は 一定の利用料金の以外の部分をこの一般会計の方で支弁しておるという形になるわけでご ざいまして、やはりあの先程もお話にございましたように、こう自分のものとして利便性 はあるんだけれども、やはりこういうまあ一部税金から始まりまして町民の皆さんがその 税金を投入して運行しておるこの貴重なバスであるということをやはり認識をいただきた。 いということはもう当然でございますので、そのうえでまあひとつ利用を図っていただき たいということの意味からも、できるだけあの更に幅を広げた公表してまいりたいという ふうに思っております。で、その内容等につきましてはまた今後十分内部で検討してまい りますのでよろしく、どういう方法と内容がいいのかということを時間をちょっとお貸し いただいて検討してまいりたいと思います。

それから安全対策の問題、もうこれは理屈抜きでございまして、先のあの自動車道の事故もそうでございます。その折りにもこうしたことに注意を向けつつ業者とも安全運転を要請しておるところでございます。あの法律的にもこれはもう当然そのことがあるわけでございまして、道路運送法ございまして、既にこれはあの所管をしております北陸の信越の運輸局というところがございますが、ここの手続きに従って厳正に今対応しておりますし、それから身近なところでは警察署、それから役場の担当も含めて随時あの法定審査、それからミーティング等も任意の形で町の担当も含めてやっておりまして、もうお陰様であの5年間ほとんどまあ無事故という形できておりまして感謝しておりますけれども、今後とも安全安心のこの運行管理のためにも一層そうしたことには意を注いで、また業者の方も責任を持っていただいて、今度のあの事故で大変そうしたことも全国的にも大変シビアになってきたと思いますので、引き続いて意を注いで安全運航を目掛けてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

中村議員

終わります。

長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午後 1 2 時 1 分 休憩 午後 1 時 3 0 分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 10番 堀内克美 議員

10番 堀内議員

通告に基づきまして「ふれあいのまちづくり自治基本条例」の制定についてを一般質問を行います。なお通告に併せまして具体的な質問内容につきましても申し出てありますので併せて質問をさせていただきます。初めに基本計画1年目の評価についてをお伺いいたします。なおこの項目につきまして併せまして先日行いましたは町政懇談会、そのテーマであります自主防災組織の育成、未加入者の耕地加入等についても行いますのでよろしくお願いします。昨年は3.11の東日本大震災、長野県北部地震を始め立て続けに大きな災害が日本を襲ってきました。想定外の被害を目の当たりにしまして町長は直ちに地域防災計画の見直しを進めてまいりました。まあこのような状況の中での基本計画の1年目の町長としての評価はどうであったのかお伺いをいたしたいと思います。また併せまして先ごろ行われました町政懇談会は今町民の皆さんが一番関心の高い防災問題に絞って行ったことで、田切区での懇談会につきましては例年をはるかに上回る大勢の皆さんの参加をされ大きな成果があったものとして私は評価をしております。他地区も含めてどの様な状況であったのか、次年度以降もこのように身近なテーマで取り組むのか今後の対応についてをお伺いをいたします。

町 長

それでは堀内議員のご質問にお答えをいたします。ふれあいのまちづくりという大きな捉え方の中で基本計画1年目の評価と、それから具体的にこの度のまちづくり懇談会のテーマ等についてのお尋ねでございます。基本計画1年目、第5次総合計画のまあ5年間という1つの前半の区切りの中で策定をしております町の基本計画でございます。スタートいたしましてから平成23年度が初年度ということで1年を経過して今日に至っておるわけでございます。5年間の目標の中である程度まあ数字目標を掲げてのまあ計画でもあるわけでございますけれども、1年目ということで果たしてその十分な評価が今できるというわけにはまいりませんけれども、大きな基本的なとらえ方であります8つの基本政策の方向性、それからそれを実現していくための4つの各プロジェクト内部組織でございますけれども、これらを全ていま稼働になっております。始動しておりましてそれぞれのプロジェクトの中でこの政策実現のために今、今年度更にまた次年度に向けての取り組みをしておるところでございまして、まだ方向性全て出ておりませんけれども、そうした立ち上がりということの中で1つのスタートが切れたんではないかということで、これからが1つの正念場というふうに思っておりますので、今後とも鋭意この基本計画の方向を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから具体的にこの度のまちづくり懇談会について、今年は特にあのテーマを絞って安心安全なまちづくりの中で特に地域防災について考えるということを町民の皆様と共にまあ考えたいということで、絞り込んだテーマ設定の中で懇談会を開催をいたしました。 今そのことについての堀内議員の見解もいただきましたけれども、まあ議員も地元の最寄 りの会場へ出席をいただきましてありがとうございました。いろんなご意見が出ておりますけれども、私自身もこうしたあのまさに時を得た課題であるこのテーマに絞り込んで、いろんな形で意見交換ができたということは大変よかったんではないかというふうに自分でも思っておるところでございます。従いましてまあ最低一度は年にこうした懇談会をやってまいりますけれども、今後ともテーマづくりをいたしまして、それに絞り込んだひとつテーマでもってひとついろいろと懇談ご意見をいただくような形にしてまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

堀内議員

私もまあそんな方向がいいのかなとまあそんなように思っておりますので、今後もよ ろしくお願いを申し上げたいと思います。続きましてその町政懇談会、今年は防災組織の 強化というのが町からの要請の1つの問題ではなかったかなとまあそういうふうに感じて おります。地域に自主防災の組織の見直しを呼び掛けておりましたけれども、災害など緊 急時にはそれぞれ区、耕地などの自主防災組織が中心となった住民相互の連携、助け合い、 これが大変重要になってまいります。このためには地域の住民情報など地域の実情の事前 把握も重要になってまいります。自主防災会の組織化には自治組織未加入、耕地未加入者、 その皆さんにも呼びかけて緊急時に一体となった行動ができる体制づくりが必要ではない かと思います。まあこのような問題を機会として是非この未加入の皆さんを耕地加入につ いての推進をお願いをしたいと思っております。併せて「耕地」という呼称の変更、これ につきましても進めてみたらどうでしょうか。七久保区では既に今年の4月から耕地の呼 称を自治会の呼称に変更を行ったとそういうふうにお聞きしております。私も以前の一般 質問で耕地から自治会への呼称変更を町が主体性をもって行うよう質ましたが、当時のお 答えでは地域の自主性に任せるということで今日まで経過をしております。実は自治組織 の呼称変更につきましては過去にも例があったわけであります。確か昭和50年前後と思 いますが、当時は「部落」という名称を使っておりました。まあこの問題はまあ当時の部 落解放問題ともいろいろ関係するのか、どうもよくないんじゃないかということで当時は 町の方の主導で「耕地」という呼称に変更になって今日まで来ておるところでございます。 そういうことでありますので地域の自治組織、これもある意味では行政の末端の組織とも いえると思います。町は主体性をもってこの名称変更についての指導をしていただきたい、 まあそんなように思っております。またもう一つ耕地未加入世帯の状況も町から資料をい ただきましたが、資料によりますと昨年の10月1日現在は総世帯数3,236世帯、こ れに対しまして未加入世帯数385世帯、未加入率が11.9%、前年度の数字と比較す ると若干は改善されておりますが、どうもこれ資料の内容をよく見てみると実態と少しか け離れた点が見受けられるなあとまあそのように思っております。例えば私の住む北河原 耕地についてでありますが、2世帯が耕地未加入こんなふうになっております。私の知る 限りここ20・30年というものまあ残念ながら新しく耕地に加入したという話は聞いて おりません。これはおそらく後継者の結婚などで世帯分離を行ったこのことが原因ではな いかなあとそんなふうに思っております。窓口対応を工夫すればこの皆さんが実質的には 親と同一世帯の後継者世帯だとまあそんなふうに確認もできるのではないかなあと、是非 そんな工夫をお願いをいたしたいと思います。また既に未加入世帯となっております世帯 の確認につきましては、それぞれの耕地などに照会をしていただければ、耕地にも世帯の 台帳なんかを持っておると思いますので、是非そんなこともお願いをしたいと思います。

町 長

これにより未加入世帯の改善が図られるものと思われます。自主防災組織の再編に併せまして耕地など自治・耕地自治会などへの加入促進と自治組織の呼称変更、それを町が主体性を持って行うかについてお伺いをいたします。

性を持って行うかについてお伺いをいたします。 具体的にまあ自主防災組織づくりのまあ大切さということに関連をして、この未加入 者のこの加入促進というようなこと、それから実態の捉え方というような関連でのご質問 でございます。今回まちづくり懇談会を開催をいたしまして、その中で自主防災組織づく りについて参考になるようなビデオもご紹介を申し上げたわけでございますが、その中で 自主防災組織づくりは様々な方法はあるかと思いますけれども、やはり地域のコミュニテ ィーができてきた場合に初めてその威力を発揮すると、そのことが望ましいというような ことかと思います。まあお陰様で飯島町の場合は区をはじめまた耕地や自治会組織が古く からまあ形成をされておりまして、かねてその自治会組織が自主防災組織として活動をい ただいておるということでございまして、大変組織づくり的には都会に比べては一日の長 があるというふうに思っておるわけでございますが、一方でその未加入の方々へのこうし た防災に対するひとつのまとまりをどうつけていくかということも大きな課題であるとい うふうに思っておるところでございます。で、この加入促進につきましては、もう従来か ら町といたしましても地域の区長さんや耕地総代さん自治会長さんともお願いをいたしま して、このできるだけの情報提供をしながら町でも窓口でパンフレットを用意したり、そ れからそれに対するご理解をいただくようなアドバイスもさせていただいておるわけでご ざいますけれども、一部には効果も上がっておりますけれどもなかなか現実としては厳し い状況があると、今お話の約10%前後未加入であると、あの内容は若干いろいろあるか と思いますけれども、そんなことでどうしてもやはりこれはまあ100%に近いこの加入 が、この防災対応の面も自主防災会組織としても大切であるということを痛切に感じてお ります。従ってその努力はいたしてまいりますけれども、再三申し上げておりますように、 やはりこれはあの地域の実状というようなものもあったり、それから部落から耕地へ名称 を呼称変更した経過もございます。それぞれの地域でいろいろあのお考えも違うかと思い ますし、このことはあの町が主体的になって前のその第4次の構想を策定をするときに、 ひとつの区と耕地の位置付けということの中に関連していろいろと議論をしたわけでござ いますけれども、なかなか行政がそのこうした決め付け方的なことはもうできないという 1つの結論に達しまして、ちょっとぼかしたような表現になっておるわけでございます。 で、お話ございましたように七久保地区におきましてはこれがあの地元からの議論の発想 という展開の中で、それぞれの耕地等に図られて最終的に4月から自治会というふうに呼 称変更をいたしました。いろんな議論を経て最終的には総会の議を経たというふうに伺っ ておるわけでございます。ただあのこうした議論をする中で、やはり時代も経過をしてま いりましたし、それから耕地というこの呼称が従来の耕地というあの既存の地域の皆さん 方との思いと若干あの外部からの移住をしてきた方達も増えてまいりまして、そこにその 違和感もあるというような面もうかがえるんではないかというふうに思っておりまして、 それであくまでもこれは地域の自主性というふうなふうに思うわけでありますが、その耕 地という呼称がややもすると耕地加入というところにその精神的なひとつの心情的な考え 方の中でちょっと抵抗感があるということが、耕地加入を阻害しておるというようなこと

あるかなあというふうに思っておるわけでございますので、今ここであの明日から町が行政主体となってそのことの自治会の方へ向かいますというわけにはまいりませんけれども、そうしたことも踏まえながらまた区長さんや耕地総代さんともお話合いをしながら、ひとつの意見交換をする中で、できればあの耕地という呼び方と自治会という呼び方が行政の中町の中に2つあるということはなかなかやりにくい面もあるわけでございます。いろんな文書の通知から会議の持ち方からですね、ですので今の時代の流れにあって、そしてまたできるだけそうしたあの名称のことも含めたことが加入につながりやすいっていうことであるならば、またそうした考え方で事を運んでことも必要だというふうに今は思っておる状況でございます。

堀内議員

私も申し上げましたがそれぞれこれから自治会と耕地という名称でいくということはまあ行政の運営上にも非常にいろいろ難しいところも出てくると思います。まあ地域それぞれ区会、区長会あるいは耕地総代さん方との相談をしながら是非積極的に進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それから町への住民登録の際へのそれぞれの手続きについて、窓口の工夫をすれば多分もうちょっとその確認できる部分、先程言いましたように結婚して親の跡を継ぐんですが世帯分離ということになって世帯別に構えて未加入という形で、届け出に来られた人はそうするんですが、実際には親の跡継ぎだということになりますので、そこらの加入時の窓口の対応の工夫を是非進めていただいて、この未加入の割合の減少に努めていただきたいとこんなふうに思います。

それでは次に地域の住民の皆さんから素朴な疑問ということで何点かいただきましたので、その内の3点について先ずお伺いをしていきたいと思います。先ず1点目ですが今年の消防団の出初め式の町内行進は団員が少なくて寂しかったね、消防団員は何人いるの、1回も参加しない団員もいると聞いたがその団員にも年報酬や退職報償金が出ているということを聞いたことがあるけれど本当かね、まあそんなように言われました。まあ現在の団員数は確か300人というふうに記憶をしておりますが、出初め式、各種訓練などの参加状況、また1回も行事などに参加しない団員がいるのか、それから年報酬、退職報償金の支払い状況についてをお伺いをいたしたいと思います。

町 長

個々の問題につきましては先ず消防団員の活動と出席等の関係でございます。昨年の3月の東日本大震災、また長野県で発生をいたしました栄村、松本市周辺での地震災害、これらの報道を見るにつけましてもこの地域防災の重要性や消防団員のこの活動の重要性、改めてまあ認識をさせられたということでございます。ご承知のように消防団員の身分につきましてはその勤務の危険性、特殊性から特別職の公務員というふうに位置付けられておるわけでございます。しかしながらその危険性、特殊性から団員の確保につきましてはどの団員もこの定数確保につきましては大変苦慮をしておる状況でございまして、団員の高年齢化も問題の1つというふうになっております。昨今は町内に在住する団員も職場が町外であったり、勤務の形態も夜勤また休日出勤が増えるなど、なかなかこの訓練や行事に際しての参加が大変難しくなってきておる現実の姿があるわけでございます。できるだけまあご家族や職場のご協力ご理解をいただきながら参加をいただいておる団員もたくさんおられるわけでございます。今ご質問のございました例えばまあ出初め式にいたしましても、今年は定数300名に対しまして、今年と申しますかここ数年間で見ますと、平成21年度では186名、定数は変わっておりませんので186名、22年度で220名、

があるとするならば、やはりこれはひとつ考え方をまた方向転換をして考えていく必要も

23年度には198名をいただいておりまして、こうした状況、それから春季訓練や観閲式にも21年度には181名、22年度168、23年度188、平均まあこうしたあの出初め式も含めて6割から7割の出席、参加率というふうになっておるわけでございまして、約3分の1強の方が定数の団員であるけれどもなかなか出席いただけないと、中には固定されておる方もおるやに聞いておるわけでございますが、この辺のところはあの各町村もだいたい同じような数字の傾向だそうでございます。どこの市町村も大変苦労しておるということでございますが、それ以下のところもあるやに今お聞きしております。従いまして今後とも是非ご家族をはじめ本人はもちろんでありますが、職場の皆さんにもご理解をいただいて団員確保とそれからそれぞれの行事、式典への出席をお願いしていくということで、消防団団長を通じたりしてまたお願いしておるところでございます。そこであのそうした現実を踏まえて公に支給をされますこの団員報酬とそれから退職慰労金制度があるわけでございますが、このことにつきましてはあの勤務の状況、実態に合わせて団員のその活動の実績に基づいて適正に今、金銭給付の方は処理をしておるということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

堀内議員

まあお答えをいただきました。私も事前に資料をいただいておりますが、今見ますと約3分の2、行事の参加者が3分の2、まあ一番ひどいのは春季訓練で半分以下ですかね、という時もあったようでございますが、まあ非常にあの今、団員の確保が難しい時期だと、そのことは私も理解をしておるところでございます。しかし消防団員の確保は今後想定される大規模災害発生時の緊急時等の対応に非常に重要な問題でございます。このような出席状況でありましても消防団活動が維持されていくということであれば一層、団員の定数を少なくしてがんばっておられる団員、まじめに活動している団員、その皆さんの処遇の改善を図ったらどうだろうかと、また昼間の災害、火災などの災害など緊急時の団員の確保のために、まあ自衛隊のようにOB団員の登録制を採用して、現役団員と合わせて団員総数の確保を図ったらどうだろうかと、そんなことを私は思います。いろいろ工夫して地域の守りの強化を図っていただいたらどうでしょうか。今の点についてをお伺いをいたしたいと思います。

町 長

定数300人につきましては、かつての350名から50名減員をした経過がございます。5・6年経っているのかなというふうに思っておりますが、あの当時も同じような議論が背景にあったということでございます。であの、じゃあこうした出席率なんで実質稼働してないといいますか出席していない団員3分の1相当をまた減らしてということでありますが、やはりあのこれは団員確保というものを前提において、それぞれの危機管理の段階でできるだけまあ、同じ人が必ず欠席とかいうことでもないと思いますので、少しやっぱりあの底辺を広げておかないとそうしたリスクに対応できないということもございますので、今後の1つのまあ検討課題とさせていただきますけれども、むしろそれよりも団員確保をして機能の充実を図っていくということを当面考えてまいりたいというふうに思います。その手法として今、堀内議員ご指摘のようなご意見もいろいろあろうかと思います。女性団員の確保も含めて。やはりあの昼間の災害というような場合には地元の女性、あるいは女性の消防団員といったようなものの消火栓の扱いなんかも力を発揮する場面もございますので、そうした面も含めながら年齢的にも若干こう上げていかざるを得ないわけでありますけれども、そうした意欲のあるこの消防組織というものも考えて見直す必要

があるのかなあというふうに思っておりますので、意見を参考にさせていただいて今後の 検討課題とさせていただきたいと思います。

堀内議員

今いろいろ課題はあろうかと思いますが、町民の安全確保のために是非ご検討をお願いをいたしたいと思います。次にこんなことを聞かれました。まあ、かんてんぱぱの伊那食品では出勤前に職員が周辺の清掃や管理を行っているが、役場や施設周辺の草刈りや管理は職員の奉仕活動で行っているんだよね、まあそんなように聞かれました。現状をお答えください。

町 長

伊那食品工業、かんてんぱぱの例を出してまあそうした形についてのご質問でございます。大変これはあの企業的にもそのことが十分取り組まれておりまして、敬意に値するというふうに感じておるところでございます。

堀内議員

ちょっと質問のあれが理解がしていただけなかったんですが、役場の関係については例えば草刈りやそういうことはどなたがやられておるのか改めてお伺いいたします。

町 長

あの伊那食品の例の所見を聞いていただいたというふうに思ったもんですから、ちょっとそのことだけに限って申し上げましたけれども、まああのこうした取り組みもあることは承知しておりまして今申し上げた通りでございますけれども、あの町では出勤前に特別なこの時間を区切っての草刈りや作業といったようなことを組織的にやっておる状況では今ございませんけれども、それぞれのまあひとつの考え方の中で職員はゴミ拾いや草刈りや、そしていろんなこの環境に取り組む活動というものをそれぞれの気持ちでもってやっていただいておること、あのよく私もその現場を見かけるわけでございますけれども、そうした気持ちに沿ってやっておるということはもう事実でございますし、またあのボランティア的な1つの作業も含めてですね災害地へ赴いたり、それから越百園やまんてんの各福祉施設へ行って窓拭きをしたりというような自主的なそのボランティアの中で自分たちのその取り組みというものをやっておるということをご理解をいただきたいというふうに思います。まあこれはあのボランティア、善意というものはこちらで強制をして組織的にやるというわけにもいかない部分もございますが、あくまでもこれは自発的な1つの善意でもってやることでございますので、その辺のことも職員には期待をしながら、職員のひとつの善意、自覚の表れというものを期待してまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

まああの伊那食品の場合にはまあある意味ではあのことが企業のPRにつながっていくというところがありますから、まあ飯島町としましてももしそういうことになればそれも1つのPRの方法になるんではないかなあとまあそんなふうに考えます。今答弁の中にありましたが、まあ時間外のことですから職員の自主性ということを尊重しながら町民との協働活動、そういう兼ね合いも含めて是非、町長あるいは職員の皆さんで考えていただけたらなあとそんなように思いますのでお願いをいたしたいと思います。もう1つ、高齢者の皆さんの中でこういう話がありました。協働のまちづくりは聞こえは良いけれど年を取っても住民負担が多くなり楽にはならないなぁと、最近は自助とか協働とかボランティアとか言っているが俺は道路の路肩の草刈りを何十年も行ってきたよと、これもボランティアだよね。最近は草を刈っていても自動車が間近をスピードを上げて通過していく、とても危なくてしょうがないね。俺らが草刈りをできなくなったらどうなるんだろうなあ。というようなことを言っております。あのボランティアというのをこの皆さんにもボランティア活動としてやっていただいているのがこういうことでございまして、地域でも考え

ていかないけない時期がくるんじゃなりいかなとそういうことをこの人は言っておるわけでございます。これから町の中では道路によっては町の方で草刈りをしておるところもあると思いますが、そこらの住み分けもしていただきながら対応していかないと住民のまた不満にも伝わっていくと思いますので、その点についても是非検討をお願いしたいと思いますのでお答えをいただきたいと思います。

町 長

高齢化が進んでなかなかあの地域の協働活動的にも支障をきたす個々の部分があると いうご指摘でその通りだというふうに思っております。現在、各方面において住民の皆さ んや耕地、自治会の皆さんが、あるいは各種団体の事業者の皆さん含めていろいろとご協 力をいただいて、協働のまちづくりの推進にご協力をいただいておりまして本当に感謝を しておるところでございます。特にあの耕地や自治会におきましては水路の整備や草刈り などの作業、花の栽培や様々な活動をされております。また冬になりますと大雪には雪か き作業等大変ご苦労いただいておるということございまして、こういった皆様の努力によ って町の風景はいつも美しく、また冬の降雪時には町道もまあ一早くまあ雪かきされて、 安心に通行や暮らすことができるというこの社会貢献の一翼も担っていただいておるとい うことでございます。その一方で町は高齢化率も3割を超えてまいりました。世帯の中で この作業に従事できる後継者がだんだんまあ少なくなってきておることは事実でございま して、高齢者世帯の皆さんにとってはとても大変であるという声をよく聞きます。これか らは益々そうした傾向が進むものと予測しておるところでございますので、できましたら そうした点についても耕地や自治会は是非ひとつお隣同士のまたご留意をいただくような、 見守っていただくようなひとつの考え方の中で、できるだけそうした高齢者の皆さんの負 担を軽減できるような1つの工夫を共々にやっていただけたらありがたいなというふうに も思っておりますし、またあの除雪等につきましても、また町の方でも精いっぱいまあ公 の中の責任でできるような努力をしてまいりますけれども、そうしたことを地域の皆さん 方と一緒にまた福祉の面も含めて考えてまいりたいというふうに思っておるところでござ います。

堀内議員

いくつかの点についてお話をしましたが、いずれもボランティア、まあ消防も含めてボランティア的な活動の内容でございます。それから地域の高齢化の問題であります。このことはこれからの飯島町の大きな問題として関わってくると思いますので、是非地域と連携しながらこの対策を進めていただきたい、まあそんなふうに思います。次に第5次基本計画につきましては町の将来像を「人と輝くふれあいのまちづくり」、主役は「きらり輝く人」、舞台は「緑輝く癒しの町」、脚本は「みんなで築くきずな」、演出は「勇気、挑戦、そして感動」そのように添えております。または町長は第5次基本計画概要版のあいさつの中で、まあ前文がありますが最後のところで「町の抱える様々な課題を解決し夢と希望の持てる持続可能で魅力ある町づくりを町民と一体となって推進していく所存です」と言っております。この主体その主人公となる町民とどの様に向き合ってこの第5次基本計画の町の将来像を進めていくのかお伺いします。

町 長

町の主人公は町民の皆さんであるというこの思いの中で、どう取り組んでいくかということでございます。飯島町第5次総合計画に沿って現在8つの基本施策、それから4つの重点プロジェクトを今立ち上げて、今後の政策の実現に向けて今努力をしておるところでございます。お話にございましたように、この基本的な将来像は勇気と挑戦と感動とい

うことをひとつの掲げて、この行動指針の下に住民の皆さん方の知恵をお借りし、それから力をお借りして皆さんと一緒になって、この何とか希望の持てるこの少しでも町が良い町になるようにということで取り組んでおるところでございます。基本計画2年目を迎えておるわけでございまして、社会情勢もいろいろ防災の面からも含めて個々変わって参っておりますけれども、この理念はいささかも変わることはございません。常に住民の皆さん方には何か困ったことはないのかどうか、何を必要としているのかと、常に住民の皆さんのご意見に耳を傾けながら、その時々に適した安心して住めるこの環境づくりのために、住民の皆さん方に優しいひとつこのまちづくりのために地域とともにまあいろんなご意見をお聞きしてこの第5次総合計画を進めてまいりたいというのが基本的な考え方でございまして、いつも町民の皆さんにもそして職員にも言っております。まちづくりの主役は町民であると、行政は常にその町民の目線に立って町民の立場に立って仕事を進めていくということが基本原則でございますので、手法はいろいろあろうかと思いますけれども、努めて町民の皆さん方と接しながら、そうしたことを情報を得る中で、お話を得る中でひとつ町民に向き合うこの正面から向き合う姿勢の中で行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

堀内議員

それでは最後の質問になりますが、自治基本条例の制定についてをお伺いをいたしま す。今までいくつかの問題について町長の考えについて質してまいりました。いま行政と 議会に求められているものは住民との関係を明らかにして住民と如何に向き合うか、では ないでしょうか。この住民自治基本条例は行政運営の基本原則や住民の権利や青務、町長 の権限や責務をはじめ自治体運営に関し極力具体的に規定するものであります。通常の町 の条例の最上位に位置し最高規範性を持った町のまあ憲法、言ってみれば自治憲章とも言 われる条例でございます。2年前に私も第5次基本計画策定中でありましたが質問を行っ ております。が、第5次総合計画では前期計画の中で「ふれあいときずなを広げるまちづ くり」この項目の中に住民基本条例の制定の検討を謳っております。話は少し反れますが、 議会では昨年の6月から議会活性化の推進を進めております。その中で住民に開かれた議 会を進めるため議会基本条例の制定についてを検討しております。現在全国の多くの議会 が取り組みを進めておりますが、全国の自治体数1,742、この内昨年の7月には町村 で70位でありましたが、先日、議長さんからお話をお伺いした中ではどうも300くら いが議会基本条例をもう取り組んでいるよというような話が大会であったということでご ざいます。議会としましても住民と議会との関係をこの議会基本条例という形で明らかに しまして、明るく住みよい安全で安心なまちづくりを議会の立場としても進めていこうと いうことで取り組んでおります。一方の自治基本条例の制定状況を見ますと、全国では1, 742自治体の内、今年の4月1日までに制定された自治体は233、13.38%でご ざいます。長野県では77自治体の内7団体9.1%であります。お隣の駒ケ根市では平 成20年の7月1日協働のまちづくり条例、こういう名称で自治基本条例を制定しており ます。 先月の長野日報の報道によりますと、 駒ケ根市で2月に実施した市民満足度調査、 これで市民満足度が66.75%、3年前の数字に比較して2.3ポイントの上昇をして いるということを報じております。前回調査が平成20年度自治基本条例制定された年で すから、この条例制定の効果が駒ケ根市では現れているのではないかなとまあそんなふう に見ております。自治基本条例の制定につきましては現計画の中で検討を約束はしていた

だいておりますが、いつごろ作られるのかお伺いをいたしたいと思います。議会の基本条例の制定は今後地区の懇談会などを実施して、できたら12月議会には条例化をしていきたいということで今検討を進めておるということで、まあこれと同時ということにはいかないと思いますが、安全で安心な「人と緑輝くふれあいのまちいいじま」住民主権の飯島町を目指して住民基本条例の早期制定についての町長のお考えをお伺いをいたします。

町 長

飯島町の住民基本自治条例の制定の件でございます。お話にもございましたけれども、 この住民自治基本条例はまちづくりの基本理念などを明らかにいたしまして、地域の課題 への対応やまちづくりをだれがどんな役割を担いながら、いろんな方法でまあ進めていく かということを基本理念といたしまして、私たちの地域における真の自治の基本ルールを 定めていくということでございます。住民自治基本条例は町の現基本計画策定時に議論を されまして、表現的には今お話ございましたようにこの5年の基本計画内において検討を するという表現であるわけでございますが、その取り組みの主体的母体となりますこの飯 島町協働のまちづくり推進会議というのが同じ項目の中で具体的に謳われておるわけでご ざいまして、これはその前提で設置をするという1つの考え方に立っておりまして、取り 組むべき5カ年計画の基本計画の中の課題というふうに捉えております。ただまあ一般的 にこの基本計画策定の中の議論の中でございますけれども、あまりこの時期を急ぐあまり にややもすると他の町村に見られますように、条例先行、理念先行ありきというようなこ との中で、なかなかあのその実を上げていないというようなことも報告されておるわけで ございまして、決してあの、押しつけ的なものではあってはならないと、機の熟しを見な がら取り組んでいくことが最も大切であるというふうに言われておりまして、私もその通 りだろうというふうに思っております。飯島町におきましては平成23年度からは全地区 におきまして支援員制度をもって配置をいたしております。地域づくり委員会が各区ごと に独自な活動もしていただいておりまして、言ってみればこの住民の一番の足元の自治と いうものを自ら取り組んでいただいておるということも言えるかと思いますけれども、い ずれにいたしましてもこうした地域づくり委員会の活動の経過などを含めまして、そして 住民自治や協働のまちづくりを進める中で住民の皆さんからの条例制定という機運が自然 的にまあ高まる中で、そのことを期待しながら条例制定に向けての検討をしてまいりたい というふうに思うわけでございます。今お話にございましたように議会の方でも議会の自 治条例というものを制定が目前に控えておるというお話でございまして、町といたしまし てもこの議会基本条例との制定の1つの勘案をしながら、またその実践を見ながらひとつ 連携して検討していくことも大切であるというふうに思っておりますので、いろいろ申し 上げましたけれどもこれは5カ年の基本計画の中にきちんと位置付けられておる大きな課 題でございますので、いま稼働しておりますこの町の協働のまちづくりのプロジェクト、 この中で具体的な検討に入ってまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

町民の機運が高まって来るのを待ってということもそういうふうに言われておりますが、まあそうは言ってもある程度町として町の条例として制定するという内容でございますから、その内容の検討につきましては住民の皆さんとの連携の中で作っていくことがいいと思いますが、ある意味では町がリードしながら進めていくべきではないかなと、そう私は思います。そういうことで適切な取り組みをいただくこと、それから前期の中で制定を目指しておられるのかを最後にお伺いして質問を終わりにしたいと思います。

町 長

5年間、後まあ4年間の中でございますけれども前期の基本計画に位置付けられた課題でございますので、その期間の中で制定を目指してまいりたいとそういうことでございます。

議 長 3番 浜田議員 3番 浜田 稔 議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初にゴミ処理についてお尋ねいた します。町のゴミ処理計画第2期計画ですね、平成35年、12年後には家庭ゴミを5%、 それから事業系ゴミを25%減らすという目標を掲げているというふうに理解しておりま す。まあただ、ちなみにこの前提となっています人口推移はこの時点では12%減るとい うことですので、12%人口が減って5%のゴミ削減というのはどんなものかというのは いささか疑問があってですね、もし目標通り15,000人になると逆にゴミが増えるん じゃないかとまあそんなツッコミもあるわけですけれども、まあそうは言いましてもです ね、飯島町のゴミの排出量は全国レベルよりもかなり低いと理解しております。およそ半 分ぐらいでしたかね。ただまあこれはあの人口規模の小さい市町村ほどそういう傾向にあ るということもあります。それからもう一つはあの各家庭での努力の余地もですねかなり 目いっぱいかなという印象を私自身も持っております。トレーを洗ったり牛乳パックをで すね洗って切り開いたりといったようなことも私もせっせとやっておりますけれども、ま あかなりのそこまでやっているし、まあ定着もしているのかなというふうには思っており ます。ただその一方でですね、あのこのゴミの処理のために、国レベルで見ますとですね 投入されている税金というのは約2兆円ということで、まあこれはあの地方税制になるん だと思いますけれども、決して無視できない金額がですねゴミ処理という非常にマイナス の事業のために費やされている。それから国内の処分場も当然日本は山国ですし、最近は 水源問題もございますので、決して余力があるわけでもないと、いうふうには思っており ます。ちなみに国全体のゴミの推移がどうだったかっていうと、約30年以上に渡って調 べたグラフがございます。これはあの環境省ですね、グラフですけれども、だいたい「か まぼこ型」をしていまして、昭和60年ぐらいからバブルに向かって当然のことながら上 昇します。でその後は頭打ちになるんですが、ちょうど2000年からですね今度は下降 傾向になって、これはごく最近ですので平成22年まで入っていますけれども、近年急激 にゴミの量は減っていると、まあ経済が低迷しているということもあるかもしれませんけ れども、でこれを見ますとですね、このゴミの減少量は実は2年間で6%とつまり年率 3%なんですよ。そうしますとあの飯島町が平成35年までに5%というのがこの現実の 日本の推移と比べていかがなものかと、まあこんなふうにも思うわけであります。まあそ んなこともありましてですね、先ず最初にお伺いしたいのですけれども、あの計画は計画 としまして、もっとより高い削減目標を掲げた方がですね1つは町の環境改善にもなりま すし、それから財政負担の軽減にもなるのではないかということで、先ずこの目標の見直 しをなさるお考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

町 長

それでは浜田議員のご質問にお答えをいたします。ゴミのまあ処理行動計画目標設定、 その目標をどうまあ考えていくかということでございます。ご承知のように様々なこの問題を抱えておりますゴミの問題でございます。平成23年の3月に第2期の飯島町ゴミ処 理行動計画を策定してございます。家庭系のゴミの目標値は平成22年度までの5年間の 実績と国の目標数値を検証した中で、飯島町においてはゴミ処理費の有料制度導入の前の 平成12年度において、資源ゴミを除く排出実績は1人当たり1日平均349グラムでご ざいます。これに対しまして平成20年度では248グラム、有料制度導入と資源化の取 り組みによりまして削減率が28.9%というまあ数字でございまして、大幅な排出の抑 制が図られたと、当然これは地域の皆さん方のご協力があってのことということと、こう した環境問題を取り組んできた多くの課題がご理解いただいておる結果だろうというふう に捉えております。このことから上伊那地域の排出対策を効果的に取り組むための広域連 合、この一般廃棄物の処理計画におきましても目標年次の、ただいまお話のございました 平成35年、これを5%削減することを目標値としておる中で、飯島町は上伊那平均の排 出量379グラムに比べまして65.4%、まああの50%というようなお話もございま したけれども、まあそれより少し上で65%ぐらいに位置しておると、1人当たり130 グラム少ない実績であるというふうに、大変まあ取り組みに対してありがたいというふう に思っております。そこで町内の更なる燃えるゴミ等の排出量の抑制数字のために5%の 削減をして現在に至っておるということでございます。まあこの5%が人口若干減少傾向 とそれからいろんな状況の目標の中でいかがなものかということもある程度あのその通り だなというふうに思いますけれども、いずれにいたしましてもこの連携してやっておりま す上伊那広域連合では平成25年12月を完成目標としまして、景気の動向の問題や人口 の問題、それから高齢化対策の推進の傾向の問題等、社会情勢全般的に変化を見ながら検 証を行いまして、改めてこの時代に即した基本計画を策定をしていくということになって おります。当然まあ町もこれに連動しながら計画を見直していくという形になります。平 成25年度において新たな削減目標を定めてまいりますが、この時期、計画策定を今年度 から準備をしてまいりということで、今お話にございますこの5%の目標というものが飯 島町の実態それから社会の実態に合わせてどうあるべきかということをもう一辺根本的に 検討していく必要があるというふうに思っております。以上でございます。

浜田議員

町の行動計画では絶えず計画の見直しを行っていることでありますので、まあ今の町長のご答弁のとおり是非見直しを重ねていただければと思います。あの私が50%と言ったのは上伊那に対してではなくてですね全国に対して半分ということです。で、1年ほど前に町議会でもってあの郡内のゴミの施設の視察を行いました。まあ大変平凡なことかもしれませんけれども、私は非常に強く感じたことが2点ありました。1つはですね相変わらずその過剰包装のゴミがですね多いということであります。まあこれはちょっと後ほど触れたいと思います。それからもう1つ、実は大変ショックだったのですけれども生ゴミを燃やしているということを知ってですね愕然としたということであります。まあそういう認識がなかったということを知ってですねけですけれども、私自身長いこと生ゴミはあの農業だったり家庭菜園だったりで堆肥化してましたので、あれを燃やすというイメージを持っていなかったということでですね、まあこのやり方というのはその循環型社会にほど遠いだけではなくて、エネルギーの大変な無駄遣いだというふうに感じます。で、生ゴミは言うまでもなくほとんどが水でありますからそれを蒸発させるというのは大変なことですね。0°の水を100°に上げるためのエネルギーに対してですね、その同じ水を蒸発させるためにはその5倍のエネルギー、5倍以上のエネルギーが必要になります。で

すから巨大なエネルギーをその生ゴミの燃焼のために使っているということになります。 ちょっと話が毎日になるんですけれども、実は私あの夏の電力対策にですね建物の屋根か 壁に水をかけたらどうかなという、非常に安上がりで手っ取り早いことを考えていました。 で、提案しようと思っていましたらあの大成建設という大手の建設会社が論文を書いてま して、ちょっと面白かったので横道に反れますが、あの1平方メートルの壁にですね1ミ リほどの水をまあ吸わせるかかけるかします。でそれを蒸発させますとだいたい700ワ ットの熱量を奪っているということであります。で一方で太陽が壁に当たるときの熱量は 同じぐらいの800ワットか900ワットぐらいなんですね。ですのであの1平方メート ルの壁に1ミリの水というのは1リットルになります。ですからヤカン一杯ほどの水をで すね1時間に1回かければその太陽熱はそれでキャンセルできると、相殺できるとまあそ んなようなことを開発しているようで、どうも雨水を溜めて壁に水を吸わせる、そんな壁 を大成建設は提案しているようであります。まあこれはあの一般質問の中身じゃないので あの何を言いたかったかというとですね、あの水の蒸発熱というのはまあそんなように有 効活用すれば極めて劇的な効果を持っているというふうにも言えますし、逆にこれを焼却 炉で蒸発させるということはですねとんでもない無駄遣いをしているということになりま す。で、伊那中央清掃センターではまあ要するに上伊那の主力の焼却炉ということになり ますけれども、生ゴミ処理はちょっと数字の拾い方が難しかったんですけれども、多分5 トン相当ぐらいになるんじゃないでしょうか一日に。ということは5立方メートルの水を ですね毎日煮飛ばしているということをですね清掃センターはやっているということにな ります。で環境省の方もこれまであのダイオキシン対策やなにかにかなり前重点を置いて いましたけれども、昨今はC 〇2削減ということをかなりゴミ対策の中心に置いている ように私理解していましてですね、先の5トンというのは多分4,000,000 ワットアワーぐ らいの電力になりますか毎日。ですからそれにふさわしいCO2をただ生ゴミを処理する ために出しているのかなというふうに思ったわけです。で実はこの問題はあの下伊那とい いますかあの南信州広域連合の資料を見ていましたらですね、大変面白い事が書いてあり まして、生ゴミの水分を半減すれば炉の規模は68%で済むというあの試算データが出て ます。もしそうだとするとですね、あの私最初は単に気になっただけの話だったんですが、 実は焼却物の中の生ゴミをですね徹底的に減らすということはエネルギー問題に対して大 きく貢献するだけではなくて、実は焼却炉の建設方針にまでそれなりの影響を与えるもの ではないかというふうにこの資料を見てふと思ったわけであります。まあそういうことで ですねあの町でもいろいろな助成制度で生ゴミ処理機等の普及を図っていることは十分承 知しておりますけれども、その進捗はそれほど大きいものだとは私は思っておりません。 ただその一方であの先ほどの計画の中ではですね、集合住宅への大型の生ゴミ処理機の導 入なども謳ってございます。ですので次の質問ということになりますけれども、この大型 の生ゴミ処理機の導入等についてはですね実施状況あるいはその計画というのはどんな状 況にあるのかということですね。それからもう1つは、この件について思ったのですけれ ども、もしそうだとすると多分広域のゴミ処理の負担金というのは、もし出したゴミの量 に比例するとしますとですねそれは決して正しいやり方ではなくて、生ゴミ比率をもっと ウエイト付けした方がいいのではないかというふうに私としては提案したいと思いますけ れども、この2点についてご意見をお伺いしたいと思います。

町 長

ゴミの処理に掛かるエネルギーの問題、それから費用の問題、いろいろあの浜田議員のお考えも含めてお話があったわけでございますが、あのその通りだろうというふうに思いますが、今あの町でもそれから広域連合の今度の新しい整備の基本的な考え方も、できるだけこの生ゴミを減らしていこうという方向性はこれはもう口酸っぱく議論してきた経過でございまして、だんだんそのことはあの住民の皆さん方のご理解も出てきておると思っておりますが、特にあのこうした飯島町の中山間農地の主体な地域でありますと、是非これはあの可能な限り土壌還元でいくということの中で町も生ゴミ処理機やコンポストの一部補助も含めて推進をしておるところでございます。で、今度の新しい施設もそうした生ゴミをできるだけ減らすという前提のもとにまあ設計等検討しておるようでございますけれども、一方であの身近なこの土壌還元できないこの街中地域や住宅地域等についての検討をいたしましたけれども、なかなかその設置場所とその管理の問題で思うようなその方向が出せないということの中で、今、地域的にその大型なり中型のゴミ処理機というものを設置する検討というものは今してございません。あくまでもこれはゴミ処理機、それから土壌還元、削減というような方向の中で今取り組んでいるっていうことを実態として申し上げておきたいと思います。

浜田議員

計画に入っているわけですからですね是非推進をしていただきたいというふうに思います。でないと単に計画に書いただけということに終わってしまうのではないでしょうか。でまあこういった処理機は飲食店などの事業用の生ゴミの減少にも有効だと思いますし、で後ほど述べますけれども埼玉県の久喜市というところではですね、全量堆肥化計画ということでまあ市内のいたるところに大・中・小の生ゴミ処理機を設置しております。あのゴミの集積場ですとかですねそれから中規模の建物もあったと思いますけれども、そういうことで市自信が徹底した目標を掲げてやっているところもあるということで、是非くじけずにお願いしたいということと、先程ちょっとあのご返答いただかなかったんですけれども、広域連合に対してですね負担金の見直しを求めるお考えがあるかどうかということについていかがでしょうか。

町 長

あの今度の新しい施設改善に対するどういう機種選定の中で総体費用がどのくらい掛かって、各市町村の負担をどのように捉えていくかっていうことはまだ確定できておりません。今後、方式、機種、等が決定をしてそれからそれぞれのゴミの、まあ中間報告は出ておりますけれども、生ゴミできるだけ減らしていくというような方向の中で一部またあの下水道残渣も一部は入れていくというようなことも含めて今検討をしてやっておりますけれども、またあの後ほどの負担の問題も出てくるかと思いますが今確たるものはしてございませんけれども、その中であの生ゴミの部分のウエイトっていうものがどういうふうに占めていくかと、その負担の中でっていうことも含めてまだ結論出ておりませんので今後の検討課題であると、ご意見は参考にさせていただきたいというふうに思っております。

浜田議員

あのまだその新しい施設の話まではいかなかったんですが話がそこに及びましたので 対のお話に移っていきたいと思います。先ずあのゴミ処理というのは本来基礎自治体です ね、つまり市町村が責任をもって取り組むというのが基本だというふうに私は理解してお ります。それでこそその身近なところでのゴミの徹底減量という取り組みが生まれるので はないかというふうに考えます。まあそうは言ってもですね実際には設備規模の問題等の 経済効果も考えなければいけないので、まあたとえば当地域では伊南であったり上伊那の

広域連合がゴミ処理を行うというまあそういう事情になったこともある程度は理解できま す。しかしながらその場合でもですねあのゴミ処理施設や処分場のある地域と同じ関心を それぞれの市町村が持ち続けるべきだというふうに思いますし、それから広域処理が必要 な場合でもですね可能な限り市町村内で減量できるものは減量し続ける、でそれによって 費用負担も最小化を目指すということが基本的な考えだろうというふうに私は思っており ます。まあ多分、町長、同じお考えだろうと思いますのでこれについてはそういうことを 確認させていただいたということにしましてですね、その中で今お話がちょっとございま した上伊那広域連合で進められている新ゴミ処理施設の基本計画というのがありまして、 先だって中間報告があったというふうに理解しています。ただ私これの基本計画とですね 9回に亘る審議会の議論の経過を見ていまして、実はかなり大きな疑問を感じているとこ ろです。で町長のご答弁にもかかわらず実はこの新しい施設のゴミ処理能力といいますか 目標の能力はほとんど変わらないというふうに私は見ています。ですからそれほど大幅な ゴミの減量をですね前提としない計画になっているのではないかと、これが第1の疑問で す。それから第2番目の疑問はですねゴミの処理方式として従来のストーカ炉、あの焼き 網といいますか現在の方式ですね。あの中央清掃センターが使っている。この方式をです ね選定の中からすでに排除している、で溶融炉方式という方式に絞り込んでいるというこ とであります。まあ言うまでもないことですけれどもストーカ炉というのはゴミを金網の 上でいわゆる燃やして灰にするという焼却炉に対して、溶融炉はですね1、000度を超 える1.000数百度の高温でガス化をして灰まで溶かして固めてしまう方式だというふ うに理解しています。しかしながらですねこの方式決定に至った専門委員会の会議録や報 告書を見るとですね、正直頭の中は?マークだらけだったというふうに感じている次第な わけです。そこであの先程言いましたようにあのあくまでもゴミ処理の主体が市町村であ ると言うならば当然これについては精査をなさっているというふうに思いますけれども、 その精査をした結果についてごもっともだと思われたのか、あるいはまだ未解明の点があ るというふうにお考えなのか、この辺についてご意見をお伺いしたいと思います。

町 長

現在あの広域連合の方で進めております新しい新処理施設につきましての中間報告がなされたところでございまして、これはあの規模的にあるいはその処理量的に従来とあまり変わらないということでは決してございません。これはあの細部的な検討経過の中で担当課長の方からその方向を目指すところをまた補足して申し上げますけれども、少しでもまあ減量化に向けたコンパクトな施設にしていこうということは、今までの検討経過の中でも常にテーマとして出てきているわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。そこで将来のこの負担がどういうふうにまあなっていくかということの試算の問題ということでよろしいんでしょうか。

浜田議員

まだそこまではお伺いしておりません。あの詳細な検討をされたのですかということです。

町 長

当然あのそうした中間報告に基づいて町のこれからスタートしていきます次のゴミ処理計画の方にもそのことを反映していくべく今検討しておるというところでございます。

浜田議員

会議録や報告書に対しては私当然のことながらですね、町の視点でもってそれが本当 に妥当な検討を加えられたのかどうかということはですね、チェックする責任があるので はないかというふうに思っています。で、私自身は非常に多くの疑問を実は感じました。 で、実はこの間、まあ全国にはだいたい1,500ぐらいの焼却炉がありますので、まあ その都度更新計画というのが検討されているわけですけれども、ランダムにいくつかの自 治体をピックアップしてみたところですね、かなりの自治体が実はストーカ炉を選んでい るんですね。で溶融炉というのは実はあのダイオキシンが大問題になった今から10年近 く前に一時流行しましたけれども、必ずしも現在は主流ではないというふうに私はいくつ かの市町村の検討資料を見てですねそんなふうに感じています。で、どの自治体もあの方 式選定の採点表というのを作っております。これは上伊那広域も作っていますけれども、 その採点表をみるとですね概ね従来型のストーカ炉の方がコスト的に安くてランニングコ ストも安いということで、全体的にはプラスの評価を得ているという認識であります。た だ上伊那広域だけがですね驚いたことにストーカ炉に対しては極めて厳しい採点、約61 点、で溶融炉については64点から83点と、方式によっていろいろばらつきがあります けれども、こういう配点になっています。その理由はまた後で述べますけれども、上伊那 広域だけが何か飛び抜けているなという印象を持っています。で、実は飯田市を中心とす る南信州広域連合、ここはですねこれまで溶融炉方式、要するにこれから上伊那広域が採 用しようとしている溶融炉方式をこれまで採用してきております。現在見直しの検討時期 の選定の検討にはいっていまして、おそらく今月には大きな方向がまとまるのではないか というふうに思っておりますけれども、大体大きな流れはストーカ炉ですね。で比較表を みるとストーカ炉に◎がついているというのが下伊那の結論です。その理由はですね思っ たよりもはるかにランニングコストが高くて、とてもこの負担には耐えられない、そうい ったことですとか、それから溶融灰自身がですね実際には使い道がないとかですね、いく つかの理由が挙げられていました。で、似たようなことはですねあの他の地域でも言われ ています。これある新聞から拾ってきたんですけれども、「分別・リサイクル進み増えぬ ゴミ」「新設焼却炉の目立つ村」ということで稼働率が上がらずに助燃材仕様も画一的な 国庫補助もその背景だという、これは新潟県の糸魚川市の報告です。ちょうど南信州連合 が直面した溶融炉方式と同じ問題をですねこの糸魚川市でも経験しているということがこ こからも見て取ることができます。で、もしそうだとするとそういった全国的な評価と全 然違う評価になったのはなぜかということについてはですね、少なくとも町はチェックす る必要があるのではないでしょうかというふうに私は思うのですけれども、この辺りはい かがでしょうか。

町 長

処理方式の問題でございますけれども、これまでに出された中間報告の中では平成22年度に今お話のストーカ方式から溶融方式にまあ決定をしたという、これだけはもう位置付けになっております。まあいろいろあの議論があったと思いますけれども、私もお聞きしておりますが、確かにあのイニシアルコストの部分についてはストーカ方式非常に安くて済むというひとつの一面があるようでありますが、問題はその残渣がですねなかなかその処分が難しいんだと、量的にもあの、溶融解しますと40分の1くらいに凝縮されてしまうというようなこと、それで上伊那の実態を考えてみるとこれからの時代はやはりこの地域完結型で受け入れもそれから排出の方もこの地域の中で責任を果たしていかなきゃならないと、いつまあどういうこのリスクが伴うかもわからないというようなことも盛んに言われておるわけでございます。今現在は1つにはあの箕輪町の八乙女の中でまあ処理をいただいていよいよ満杯に近いということでありますが、その辺も含めてランニングコ

スト的にも考えると総体的に溶融化の方に傾いたというふうに理解はいたしておるわけでございます。従って今度はその八乙女の残渣も一旦掘り起こしてまた溶融化の方へ戻して、そういたしますとやはり40年間ぐらいはそれで耐えられるという方向の下に地域完結型としてその選択をしたというふうになるわけでございまして、いろいろあの確かに建設のときの費用の問題もあろうかと思いますけれども、総体的にそういうその議論を経て決定したというふうに理解をしております。町はこれをまあ1つの構成団体として是としたということをご理解いただきたいというふうに思います。

浜田議員

確かに議論の中にですね八乙女が満杯になるので灰を再溶融して更に能力を復活させ るという前提条件があったことは承知しています。そのためにストーカ炉方式ですとスト ーカ炉だけでは不十分なので電気溶融炉をそれに付け加える、まあその結果コスト的には バランスするんだとまあそんなような説明かなというふうには思っています。まあしかし ですね、むしろ非常に率直に言いますと実は溶融炉先にありきだったんではないかという ふうに私は思っています。というのは議事録の一番最初にですね実は平成10年の時点で 溶融炉方式でいくって書いてあるんですよね。理事会決定をしたという記述が既にありま して、それ以後見直された形跡がないということがひとつあります。それから溶融炉が有 利だという判定表を私もつぶさに見たのですけれども、実は私から見るとかなり作為的と 言いますか人為的な表でした。で溶融炉方式に対してストーカ方式がですね約15点ほど 下回っているんですけれども、これは大きな2つの項目の結果下回ったんですね。でその 1つは雷気火灰を溶融する雷気炉がですね実績がない、そのために全体で100点満点の うち10点がこれで0になってしまったということが1つ、それから電気炉方式ですから 当然電気を食います。電気を発電できるかどうかという項目がありまして、これがないと いうことで5点減点、これでもって80点と60数点の差ができたというのがですね実は この評価方式のまあ最大の味噌じゃないかというふうに私は思いました。で確かに焼却炉 で発電するっていうのはある意味では非常にエコでいいことでもあるんですけれども、た だこれはあの条件次第でですね下手をすると発電を維持するためにゴミを燃し続けなけれ ばならないというマイナスの面もあるんで、果たしてそれにあの5点も付けるのはいいこ とかどうかということもあります。それからもう1つはですね表の中には重大な間違いが ありました。あのストーカ炉は過去に2件事故を起こしているので事故の安全性について マイナス2点だと、でそれに対して溶融炉はゼロだという評価の項目がありました。とこ ろが溶融炉というのは昔から事故を起こし続けて有名になった処理炉だというふうに私は 理解しています。当然同じような項目評価をですねあの南信州連合はやっています。でこ こでは評価結果は全く逆です。溶融炉が問題を起こしていると、それも期限を切らないわ けではなくて現実的な過去5年間についてのデータを比較でしています。ですからあの上 伊那の結果はやはり町として精査していただきたいということを私は改めてお願いしたい と思います。あのちなみにですね南信州連合では上伊那の評価結果のデータをちゃんとお 持ちでそれも資料の中に加えてあります。ところが私あの上伊那広域の公示されている全 てのPDFを検索しましたけれども、実は南信州という言葉はですね表の中に溶融炉とい うのが入っている以外はただの1行も出てきません。更に加えてですね視察に行っていま すね上伊那広域は、あの岐阜県や他のところに、ところが最も身近にあって、でしかもこ れまで溶融炉で運転していてこれからストーカ炉に替えようとする南信州広域連合はです

ね視察の対象からも外されているし、検討資料の中にも一篇も入っていない。これは本当に将来を考える正しい調査のやり方なのかどうなのか、一番情報が入るところに対して何の調査もしていない。ですから私はですねもちろんそれなりの学識経験者や何かの方々が集まって検討されたのだと思います。けれども私のような素人が見ただけでもですね、これだけいろいろなクエスチョンマークが付く資料についてはですね、是非もう一度チェックしていただきたいというふうに思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

町 長

まああのいろんなあらゆるデータに基づいた調査の中で専門家も交えて検討した結果としてこの中間報告に出たような方向でいくということが、溶融方式でいくということが決められたわけでございますので、今あの町の立場でこれをチェックして変えていくというような立場をとることはできませんけれども、いずれにしてもこれはあの溶融化の中にも4つの方式を更に刻み込んで、その中で一番効率の良い方法を採用していくという検討課題にも出ておりますので、その辺で十分またそれぞれの関係市町村とも連携しながらまあチェックというか確認をしながら進めていくということは大切なことだというふうに思っておりますので、そのようにしてまいりたいというふうに思います。いろいろあの専門的なお話の中から今発言をいただいておりますけれども、いずれにしましてもできるだけコンパクトにこの費用の点もできるだけ安く抑えれるような、それでいて効果の上がるような施設にしていかなければならないということだろうというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

浜田議員

そういう意味で私もう1つ言い忘れましたけれども、まあ確かに上伊那は4つの方式 を検討しています。4つの方式の1つだけがストーカ炉だったわけです。で、ちなみにご 紹介しますけれども、下伊那はですねストーカ炉についても5つの方式を検討しています。 ですので、まあこれも?(はてな)なんですけれども、本当に例えばストーカ炉の様々な 方式、各メーカーの方式についてですね公平な評価をしたのかという疑問が残っていると いうことも付け加えておきたいというふうに思います。まあ専門的というお話がありまし たけれども、私はもちろん専門家でもなんでもありません。ただ少なくともですね結論が 公平であるように然るべき公表されている様々な自治体の評価結果と、今回の上伊那連合 の評価結果は冷静に見比べることは最低限やらなきゃいけない仕事なんじゃないかという ことを改めて申し上げたいというふうに思います。まあ今後もこの問題についてはですね あのいろんなステップがあると思いますので、またあのいろいろ質問させていただく機会 もあるかと思いますので、是非その都度具体的な検討を進めていただきたいというふうに 考える次第であります。まあゴミ問題、突然あの広域の問題に行ってしまいましたけれど もですね、あのもう1つ、ゴミ全体を減らすという点で町の行動計画の中に書き切れなか ったかあるいは町の計画にふさわしくないために書かなかったのではないかという問題も ありますので、若干そちらの方も触れておきたいと思います。実はゴミを徹底的に減らす という意味で先程あの過剰包装の話をしましたけれども、これについてはなかなか自治体 も手に負えない問題だというふうに思います。ところがその一方でこれは焼却炉について は非常に大きな負担になっている問題なわけですね。否応なしに商品を買ってくればです ね様々なものがついてくるということで。 でこれはあの当然生産企業が商品価値を高める ために過剰包装したり、あるいは機能をアップさせるためにですね複合材料を使うために ですね、これを分解して分別することができない、まあこんなことが理由になっているわ

けです。でここに規制を加えない限り実はゴミ問題についての根本的な解決はないだろう というふうに思っていまして、町ではあのゴミを減らすのに3つのR、リユース、リサイ クル、それからもう1つ何でしたっけ、というのがありますけれども、もう1つ4つ目に リフューズというのを加えている団体がありました。リフューズというのは拒否するとい う意味ですね。まあそんな余計なものがついているような商品生産は拒否するとまあそん なような意味だったと思いますけれども、ヨーロッパでは製品を正しく廃棄するとですね、 その買ったときに積んでおいたお金が戻ってくるデポジット制度というのがかなり普及し ているようですね。でそれの制度を通じて製造者と多少その過剰包装してもそれを買って しまった消費者に負担を求めるといったことでですね、生産部門まで含めたリサイクルを 効率的に進めているというふうに聞いております。当然それでやれば不法投棄も減るんで はないかというふうに思います。まあそんなこともありますのでですね、ゴミの減量に関 してはもう1点ゴミ処理費用というのは地方自治体が負担する構造になっておりますので、 そのゴミ排出企業はその処分負担を賄う仕組みをですね町としても国に強く求めていって いただきたいということ付け加えておきたいと思います。さてあの回り道をしたといいま すか、先ほど町長が一部お答えになったわけですけれども、あのゴミ処理の費用負担です ねこれについてこのゴミ問題の最後にご質問させていただきたいと思います。この問題を 気にしている理由はですね、実は前回の質問であのデジタル消防無線についてのお尋ねを しました。私の目から見ると非常に無駄といいますかね高額の投資をやる割には効果の薄 い通信方式をまあ言わば押しつけられる格好でですね、これは後年度町の負担になって戻 ってくるはずだというふうに考えております。で、ゴミ処理施設もですねもし方式を間違 えればわれわれは本来払わなくてもいい負担をですね、町が将来に亘って背負い続ける、 その結果は将来負担比率も上がるとまあこんなことを懸念するわけであります。そういっ たことも頭に入れた場合にですね今回のゴミ処理施設等について町が負担できる上限額、 あるいはその将来負担比率の制約から考えてですねだいたいどのあたりを腹積もりとして お考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

町 長

あの最初にお断りをしておきますけれども、あの先程の答弁の中であの負担割合のことについてあの決して先走った、回りしたお答えをしたつもりはございませんが、ただあの生ゴミのその比率割合というものが町村の負担にどう反映していくのかということが検討しておるのかどうかということに関連してちょっと負担という言葉が出たわけでございますので、あのご了解いただきたいというふうに思っております。そこであの今度は実質今度のいわゆる新しい施設の整備、それからその後のまあイニシアルコストの問題に絡んでくるわけでございます。このことは場合によっては町の将来の財政負担に大変大きな影響を及ぼすと、当然これはあの窓口的っていいますかあの一元化的には今度の施設改善の総費用というものは国の補助やいろんな交付金を充当して、残りは広域連合自体が起債を起こすという形になってまいります。でその起こした起債をこれは15年償還になりますか各市町村がそれぞれの割合、まだ決定しておりませんけれども、割合でもって償還をしていくということの負担金方式をとってまいります。それで特にあの影響してくるのが将来負担率の問題でありますとか、それから実質公債費比率、各町村といいますか町は町でどういうふうにしていくかっていうことは今からちゃんと位置付けておかなきゃならんというふうに思っております。若干ちょっと申し上げますけれども、今回の施設建設にかか

る当町の財政的な負担はどうなるか、いわゆる今度の中間処理施設の総費用、ハードな部 分で約100億円というような見込みが中間報告の中でも、若干あの前後いたしますけれど も、大体その程度という形に見込んでおって試算がされておるわけでございまして、その 中で今年度にわたって町が負担する額、これを今の広域連合の負担割合をある程度当ては めてまいりますと、10.000.000 から 20.000.000 ぐらいが上乗せになる、この間の額が上乗 せになるというふうに毎年ですけれども。そういうような試算が今出ておりまして、これ があの将来負担率というものが財政健全化の4指標の中に1つあるわけでございますが、 占める割合でおおよそこれが8ポイント上昇するという形になっておりますけれども、こ の健全化指導を受ける値にはまだまだこれはあの到達する数字ではございませんので、そ の限りにおいてはあまり今心配することもないだろうというふうに思っておりますが、も う1つあの実質公債費比率の問題もございます。これはあのその他のいろんな事業に今後 の起債事業等も関係してまいりますので一概には言えませんけれども、今ある実施計画の 中、それから今これから考えていくべき取り組むべき課題をある程度入れ込んだ考え方を してまいりましても、18%ではご承知のように指導を受けるという1つのラインがある わけでございますが、まあ16%ぐらいまでで収まるだろうという現在の今試算をして見 通しを立てておるところでございます。確定的には申し上げられる段階ではございません けれども、そんな見通しの中で、まあ十分とは言えませんけれども一応健全財政を指導を 受ける前の範囲の中で収まっていく運営が可能であろうというふうに見ております。

今回の新しいゴミ処理施設は実質公債費比率が指導範囲以下に収めれるということで

ありましたので、まあ形式の問題についてはいろいろ異存はありますけれども理解いたしました。それでは2番目の質問に移りたいと思います。2番目はあの介護保険の財源・財

政あるいは対応、今後の見通しについてであります。第5期の介護保険制度は始まりまし

た。で制度改正の中でですね介護保険の生活援助サービスの非現実性が例えばNHKなど

で取り上げられたことはまあ記憶に新しいところであります。で、ベッドメイクが7.9

分だとか、洗濯は16.6分だとか、まあそういうあたかも工場労働のようなデータに基

づいてですね45分サービスが導入して、で高齢の利用者が急き立てられているようにで

浜田議員

町 長

すね食事をするというまあ映像がありまして、大変胸の痛む場面もあったわけでありますけれども、当町においてですねまあこの第5次の中でそのような状態が生じていないことを願うものですけれども、新制度の下での現状といいますか、についてはだいたいどの様な状況の把握をしておられるか、あの何か掴んでおられたらお話いただければと思います。それでは次のご質問は介護保険のまあ財源、大変厳しい状況にあるわけでございますけれども、これに関連したご質問でございます。大変あの財源的にも逼迫をして今度の次期計画、今年度から始まりました介護保険料も引上げ改定をさせていただいたという形になります。平均の7級で4,980円という設定でございます。県の平均が4,920円、かなり5,000円をオーバーした市町村もちらほら出てまいりました。大変あのどこも同じ事情だというふうに思います。であの飯島を含めてというかまあ飯島でございますが、この介護保険給付の基礎となる財源といいますか給付費が増加した1つの考え方としては、やはりこれはあの認定者が急増をしたという背景がございます。この4月現在の要介護認定者の総数、町内491名でございまして、最高時の508人からは少しまあ減じておりますけれども、認定者の大半を占める75歳以上の方の介護認定者数は昨年度当初の427人か

ら半年足らずの間に25人は増加いたしました。現在は若干減少してこの4月現在は43 6名ということになっております。介護認定を受けている割合は平成20年度では5人に 1人だったものが現在では約4人に1人と、年々上昇傾向を示しておるということはこれ はあの全国の趨勢も全く同じでございます。加えて要介護の認定者の内、要介護4・5と いう重度の方の割合が3割を超えるようになってきたということでございまして、非常に 重度化も進んできております。このことも介護給付の増額の一要因であるということでご ざいますが、これらの方はまあ在宅での介護が困難になってくることから施設での介護を 希望されるというケースが多いわけでございます。そうした施設を利用されますので直接 介護給付の伸びに直接結びつくということにもなりますし、それから必要に応じて特別養 護老人ホームの制限も行っておりますけれども、なかなかこのすべての希望を満たすわけ にもいかないということでございます。でまあ見通しでございますけれども、時間もござ いませんのであれですが、極力まあ介護予防というような事業を通じてこれを抑えていか なきゃならないという取り組みをしておるわけでございます。と同時にまた各ご家庭での 取り組みなんかもできるだけその要介護にならないようなひとつの支え合いというものを ひとつやっていっていただきたいと、そのためのいろんな事業も展開をしておるわけでご ざいます。そこであのこの後の3年間の介護計画を立てる上で基本になりましたのが、そ うしたあの要介護の給付費と認定者数の動向を当然のことながら見通しすることと、施設 でのこのどのくらいのひとつの方向付けになるのかなということを、特にあの町内の施設 に入居いただく方がこれ諸に関係してまいりますので、その辺の見通しも立てることも大 切であるということの中で、いろんな情報を得る中でそのことを見込んだ町内のひとつの NPOやその他の介護施設の立地というものもある程度頭に入れた情報の中で、現在の 4.980 円が設定されておりますのでご承知をいただきたいというふうに思っております。 いずれにいたしましてもこれはあの健康づくりもそうでございますけれども予防介護、介 護予防ということが一番のひとつの大切なことというふうに捉えております。

浜田議員

これまで介護保険制度が導入されてからの介護保険料の3年ごとの改訂の実績をグラ フにするとまあ当然こんなふうになるわけですね。2,900円からスタートしてまあ現在よ うやく 5.000 円をやや押さえ込んだというのが現実だろうと思います。でもちろん予防介 護大事なことだと思いますし、われわれ自身その健康に努めなければいけないと思います けれども、ただ少なくともこのグラフが示していることはですね、そういう個人の努力の 節囲をはるかに超える必要者数の増大が進んでいると、このことはやっぱり直視しなけれ ばいけないんじゃないかというふうに私は思います。で、まあ今回の改定に関しましては ですね私共は県の財政安定化基金の活用、まあそんなに大きな額ではなかったかもしれま せんけれども、それから保険料の段階区分を増やしてですね低所得者層に配慮するまあ工 夫とかですね、町として非常に多くの努力、工夫をされたということもあってですね、自 治体の枠内でやっている意味ではベストを尽くされたのであるということで、この値上げ には同意いたしました。まあしかしながらですね今の図から示されるように、介護サービ スが一方で切り縮められている中でこれ以上の負担増はですね、保険制度の自体への疑問 をですねあの利用者の間に引き起こすんではないかというふうに私は思っています。そう いう意味でまあ3年後を見据えた場合にどんなことをしなければいけないのかということ を今から考えておかないと、止めどもない負担の増大が起こるんではないかというふうに

心配するわけです。まあ時間も押しておりますのであの要望だけ申し上げて終わりにしたいと思いますけれども、あの現在やはりこの高齢化という大きな流れに対してわれわれ正面から向き合う必要があるだろうと、でそのためにですね高齢者が温かく扱われない社会に未来はないというふうに考えます。そこで今後の保険料や利用料の引き上げを抑えるための措置としてですねいくつかの提案をしておきたいと思います。1つは県の財政安定化基金の総出動を求めること。それから一般会計からの繰り入れ、これはあのいくつかの市町村で既に実施しておりますけれども、そういったことも含めてですね町独自の軽減策を充実させること。それから3番目に国の負担割合25%になっていますけれども、この25%の内の5%はですねそれぞれの自治体の状況に応じた調整交付金という形になって変動するというふうに理解してます。で、各自治体はこれに対してその調整部分は外枠にしるという要求をずっと続けていると思いますので、町としてもこういう要求を強く掲げていただきたいということで、まあこういったことに対する見解をお伺いして私の質問を閉じたいと思います。

町 長

あの介護保険に対する財源強化という面では、あの折りあるごとに全国町村会あたりでも要望事項として特別決議をしてまでお願いしております。国庫負担の枠をできるだけ増やしてもらうと、今言ったあの()外書きの部分でなくてですね全体的な1つの資金調達の中で考えてほしいということはおっしゃったわけでございますけれども、なかなか国も厳しいというのが現実でありますので、そんな状況でございます。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時15分といたします。休憩。

午後 3時 9分 休憩 午後 3時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 5番 竹沢秀幸 議員

5番 竹沢議員

それでは本日最後の質問者ですが、町長以下お疲れかと思いますがお付き合いいただいて明確な答弁をお願いしたいと思います。早速ですが通告に基づいて具体的な質問に入ってまいります。第1の提案ですがマレットゴルフで町を元気にということで、2つばか提案をさせていただきます。現在町は地域防災計画案について地区懇談会など開催して説明を行っているところでありまして、過去の一般質問やまた予算審議の委員会の意見などでですね、町は現在斑鳩町以外に災害防災協定の締結が必要であるということは町長も認識しておりまして、まあそうしたことをしたいと、まあ提案があったらお願いしたいとこういうことも伺っておるわけであります。そこで具体的にですね相手市町村について検討を始めていかないとなかなか前へ進まないということで、今回マレットに関係する市町村についてご提言申し上げますので、ひとつ検討のきっかけをということで提案いたします。我が町はご案内のようにマレットゴルフのコースの発祥の地ということで情報発信をしておるわけでありまして、飯島町と縁のある市町村について日頃マレットゴルフで交流のあるところについてご紹介申し上げたいというふうに思うわけです。飯島町ではあの千人塚

のマレットゴルフ倶楽部ですとか、道具のメーカーと関連して滋賀マレットゴルフ倶楽部 ですとかございまして、他市町村に出向いたりまたこっちへもゴルフのメンバーが来たり してですね交流が深まっておるわけですし、さくらマレットゴルフ大会、あるいは先日行 われました世界大会などを通じて交流がまあ深まっているということであります。先ず最 初に当時社会福祉協議会などのつながりもあったと思いますが、市町村合併いたしました が、静岡県の大須賀町、すなわち現在の掛川市であります。元議員の方がマレットゴルフ 用品を製造した方がおりまして、この方を中心に大須賀にですね天の森という場所があり まして、そこにマレットゴルフ場を作って交流が始まったわけであります。私もマレット と関係ありませんが当時育成会の役員をやっておりまして、七久保小学校の児童を連れて 大須賀へ行って向うの子ども達と交流したそういう経験もあるわけでありまして、そうし たご縁があるところであります。続いて同じく静岡の湖西市、ここにつきましても同様で すが湖西市の古見という場所に元の議員さんが中心になって飯島の方が出向いてマレット ゴルフ場を作って交流が始まっております。それからもう1カ所、岐阜県の恵那市であり ます。ここにつきましても元議員を中心にして飯島の方が出向いてコースが作られて交流 をしております。またご案内のように栗菓子の恵那川上屋、信州里の菓工房と大きな関係 が当町はあるわけであります。この3市につきましては元議員さんなんかの「世界にマレ ットゴルフを広げる会」かな、そういう会員の活動を通じて広げてきたところもあります し、私の隣組の屋根瓦産業を営んでいた社長さんもですねご一緒にこうした交流に関わっ て現在までいろいろな交流を続けておりまして、マレットゴルフに関わらず例えばこちら のリンゴを現地に送るとかですね、あるいは向うの産地の物産を交流するとか、あるいは 水中花火に見に来てもらうとか、マレットゴルフ以外のことでも交流が深まっているこの 3市であります。そういうわけでマレットゴルフでいいますと飯島町で開催しております マレットゴルフの世界大会、それから桜祭りのマレットゴルフにもそれぞれ参加をいただ いておる市でございます。まあそういう意味でマレットゴルフが取り持つ縁でですね、の 市町村を3つご紹介したわけですが、まあこの他にもいろいろご縁はあるかと思いますが、 とりあえずこのマレットゴルフをひとつきっかけとして災害防災協定を締結する相手先を 具体化したらどうかということをご提案するわけであります。現在策定中の飯島町地域防 災計画の中では想定される地震の最大予測震度が伊那谷断層帯地震マグニチュード7.9、 震度7、それから糸井川静岡構造線地震中部マグニチュード8の震度6弱で、この糸魚川 静岡構造線中部マグニチュード震度8と、ここが一番その我が町としては一番危ないとい うことで、公の予測によると今後30年で14%の発生確率だというふうに防災計画でも 述べられているところであります。また東海地震はマグニチュード8、震度5強とされて おりまして、ただし町の今の計画では南海トラフについては記述がありませんけれども、 震度6くらいが想定されるということであります。そういう中でこの災害防災協定であり ますけども、飯島町に甚大な被害を及ぼした場合に支援を求めるということがございます し、もう一方で締結の相手先の市町村で被災した場合にですね、先般の3.11の大震災 ではありませんけれども、ただちに支援を早く行うという目的の両側面を持ったものかと 思います。そういう意味で実際にまあ不幸にも災害が起きた場合にはお互いに助け合うと いう協定の意味合いもございますし、また平常時はマレットゴルフによる交流もさること ながら相互の産業、特産物ですとか、山にあるもの海にあるものでお互いに無い物を交流

し合うとか、人的な交流を通じてですね両方の市また町の元気、そして地域活性化を目指していくということが必要ではないかというわけでありまして、具体的なマレットゴルフの縁を通じての市を3つご紹介いたしましたが、今後ご検討いただけるかどうかについてお伺いいたします。

町 長

それでは竹沢議員からマレットゴルフで町に元気をということの中で、災害に対する 災害応援協定の締結の方向についてご質問でございます。今度のまあ震災の教訓からも相 互に応援協定をしてお互いにまあ連携をしてやっていくことは、安心安全、また心強く思 うところでございまして、現在あの飯島町では県下77市町村全部の市町村とそれから国 交省なんかの出先機関、天竜川上流も含めてですね、とこうした大災害時での災害応援協 定というものが締結をされております。それから任意の形では、任意というかあの市町村 とでは、ご承知の友好提携をしております奈良県斑鳩町と友好提携をしておるという事実 がございます。今お話にございましたがマレットを通じた交流の中からやはりこうしたお 互いのこの防災意識というものを享受しながらしていくことは大変あの結構なことだとい うふうに思います。今までのご縁もあってのいくつかの市町村紹介がございましたけれど も、私もあの承知しておる各それぞれの市町村であります。ついこの間のマレットゴルフ の世界大会にもお話のありましたいくつかの市や町からも参加をいただきまして大変あり がとうございました。そこであのこの協定に対するその考え方というものは非常に大切で あることは、もう近隣の例で見ましても緊急時の物資の輸送、人の配置・派遣等々大変あ の有効であろうということでありますので、前からも申し上げておりますようにもう少し あの県外辺りのご縁の中でその数を増やしていきたいというふうに申し上げておるところ でございます。従いましてあの今お話にお聞きしたことも含めてですね、現在あのマレッ トに限らずいくつかの腹案を持って今具体的な折衝を今重ねておる部分が水面下でござい ますので、そのことをあの少し整理をして進めさせていただいて、それで今お話のあった こと等についてはまた次の段階として時間を貸していただきたいというふうに思っておる ところでございます。

竹沢議員

ただいまの提案についてはこれ以外のことも含めて検討中であるので時間をということでありますので、是非あの提案を含めてですね斑鳩町以外に複数の市町村との締結を早期に締結されるよう望むものであります。次の課題でありますが、マレットゴルフのコースの発祥の地としてですね、キッズ、子どもといいますかまあジュニアというか、若い子ども達を対象にしてクラブをですね教育委員会あたりが支援をいたしていただいて立ち上げて、愛好者の底辺を広げるこうした取り組みを提案するがいかがかということであります。この課題につきましてはあの町内で一生懸命マレットゴルフを嗜んでいるクラブ役員の方の提案でありまして、その方のご意見を踏まえて申し上げるところであります。現状はですねあのマレットゴルフのことに限らず町内見渡したときに、まあいろんな仕事もそうですし、そうした形の中でまあ少子高齢化という時代の中でなかなか後継者が育たないというこういう現状にあるわけでありまして、このスポーツの分野も同じようなことが言えるのかなあということで、現状はまあ中高年の方が主にまあ嗜んでいるというのが現状かなと思うわけであります。まあそこであの小学生くらいからの子ども達を対象にしてですねクラブを結成して、現役で今マレットゴルフを嗜んでいる先輩の方々に指導にあたっていただいてですね、だんだん覚えていっていただくというようなことで、まあ例えばあ

の現状体験学習とかそういう授業中にできるのかどうか、できないとすればそれ以外の時 間帯で少年スポーツの野球とかサッカーとかね、ああいうのと同様な形で取り組むような ことをしましてですねやったらどうかということであります。でクラブのメンバーがだん だん増えて定着してきたら千人塚あたりでですね「こどもの日」前後にそうした子ども達 の大会を開いて、多くの子ども達が交流できるようなそういうことをしたらどうかという ことであります。参考までに道具なんですけれども、今われわれもそうなんですが大人の 道具を使っていますけれども、千曲市にあります某メーカーのところにはあの子ども用の 道具も既にあります。ですので、その気になればですね仲間を組織すればこうしたことも 立ち上げができるんじゃないかというふうに思うわけです。であのこの提案されている方 がおっしゃっているのは、なんでその子ども達にこういうのをやっていってもらいたいか っていうひとつの思いはですね、あの飯島町の親子がそのいろいろな意味で希薄だってい うことじゃなくてですね、やっぱし子どもがそうしたクラブで親しむことについて、子ど もがやりますと同時に親御さんもですね一緒にマレットゴルフを嗜むようになるというこ とで、そういうことによって親子の絆がですねマレットゴルフを通じて深まるということ と同時に、クラブの会員が増えることによって底辺が広がっていくとそういうことの効果 があるんじゃないかということで、こうしたキッズといいますかジュニアのマレットゴル フのクラブの立ち上げということを提案いたしますがいかがでしょうか。

教育長

それではあの現状をお話をしてご提案についてお答えをしたいというふうに思ってお りますが、あの飯島町スポーツ連絡協議会にご承知のようにマレットゴルフ部がありまし て、教育委員会からの委託を受けまして年3回のマレットゴルフ大会を開催しております。 その内あの毎年8月の第三日曜日、この日はあの家庭の日というふうになっておりますが、 まあそれに合わせてファミリーマレットゴルフ大会を計画してあの運営をしていただいて いるわけでありますけれども、まあファミリーマレットゴルフ大会という名前のとおり、 まあ家族ペアでペアを組んで大勢参加していただいているという実績があります。でこの 大会ではあの子どもの活躍もありまして、あの家族とふれあい、まあ先ほどお話がありま したようにまあ親子絆を深める良い機会というようなそういう受け止めをしていただきま して大変好評を得ております。それからあの10月に町民さわやかマレットゴルフ大会と いうのがあるわけでありますけれども、この大会はまあ小学校低学年からの参加も可能と いうことで間口を広げた運営を行っております。一方あの現在、町の少年スポーツはです ね15種目25団体が活動を行っておりまして、まあ先ほどありましたように、子どもの 数が減ってきている中でなかなか少年の団員、子ども達の確保ということに悩むそういう 団体も少なくありません。まあこうした現状において新たな組織、まあマレットゴルフク ラブでしょうか、キッズマレットというふうでしょうか、まあそういう組織を活動してい くことはなかなか現状は難しいなあというふうに思っております。まあ従いまして今申し 上げた8月、10月の子ども達が参加できるようなそういう大会をより一層教育委員会と してもPRをいたしまして、家族そろって気軽にマレットゴルフを楽しんでいただけるよ うな、そういう工夫と努力をしながら底辺の拡大に努めていきたいというふうに思ってお りますし、またあの冒頭、議員がお話のありました、かつて育成会の行事という育成会の 活動の中でマレットゴルフに地域で取り組んだというお話もありまして、あああの良い企 画だったなあというふうに私は思っております。まあそうした中で子ども達に是非あのマ

んな場で取り組んでいただけるようまあ一層の働きかけをしながら愛好者を増やしていく

とそのように努めたいというふうに思っております。

竹沢議員

それではまああの現状、即クラブを立ち上げということにはならないかと思いますが、 そうした課題に向けてですね少しずつ底辺が広げれるようなそうしたあの取り組み、協議 会としてもご指導いただきたいということを申し添えておきます。次に、次の質問項目で ありますが、住宅リフォーム支援補助金制度について当町におきましては平成23年度中 途より予算補正し制度化してスタートいたしまして、時限予算で平成24年度までで今年 度まで予算計上されてこの事業が動いているわけであります。で長野県も本制度を今年度 から開始をしたわけでありまして、是非ともこの事業効果の高い本制度を25年度以降も 継続を求めるという質問内容であります。この事業につきましては昨年年度中途に創設さ れ、町民の皆様に理解をいただき補助申請も多くございまして、この事業効果は多いに高 いというふうに評価をするものであります。名のごとく住宅リフォームや下水道の繋ぎ込 みの推進、あるいはブロック塀のリフォームまで事業の補助対象として拡大した制度でご ざいまして、この事業につきましては商工会の建設部会といたしましてもPRのチラシな どを作りまして町民の皆さんに事業推進を営業活動などを通じてやりまして、この事業が 行われることによりまして少なからず住環境が少しずつ整備されてきているということで ございまして、この費用がお金がですねこの町の中で還流することによる経済効果、また 受注業者の業務拡大ということにも寄与しておるそういう事業であるというふうに理解を するわけであります。また町の議会といたしましても、また中部伊那議会におきましても この制度について長野県に対しまして県単独の補助事業を創設するようにという運動を展 開いたしまして、意見書など提出して取り組んできたわけでありまして、ご案内のように 長野県につきましても信州型住宅リフォーム助成金制度がスタートしたところであります。 これがあのご覧になった方もおりますかと思いますが、県のリフォーム制度のホームペー ジに載っておる概要であります。県の事業につきましてはあの町の制度とは少し違いまし て、あの目的をですね限って地域資源の活用ということで長野県材を使った場合の住環境 整備などについて補助対象にするということの制度としてスタートしたところであります。 まああのこうした中であの市町村もとより県も含めましてこうした事業の経済効果という ものが高まってきているという中での現状を踏まえて、当町といたしましても引き続き平 成25年度以降もこの事業継続を求めるわけですがこの見解を求めます。

レットゴルフに関心を持って参加するまあ育成会の活動、あるいは地区、地域の活動、そ

町 長

次のご質問は住宅リフォームの支援補助制度の問題でございます。お話にございまし たように飯島町住宅リフォーム支援補助金、昨年の5月にまあ議会の臨時議会におきまし て承認をいただき、23年度昨年度は73件の申し込みをいただきました。4,700,000円 余の補助金を交付してまいりました。工事費の総額は 129,170,000 円ということでござい まして、住宅リフォームはもとより耐震補強の問題、それから下水道の接続工事等々の中 小建設業者の受注機会の増加につながって、相当程度のこの経済効果も町内で還流してあ ったというふうに認識をいたしております。このリフォーム支援補助金につきましては今 年度もまあ予算補助金の 3,000,000 円の枠で確保して事業を進めておりますが、だいぶあ の申し込みも出てまいりまして5月末で15件1,030,000円の今補助金交付の申請受付を しておるところでございます。ご質問にもございましたように長野県でも今年度から信州

型の住宅リフォーム助成金という制度でもって 50,000,000 円の総枠で予算化をされ、特に あの県産材の活用ということを主眼にした取り組みでございますけれども、やはりあのリ フォームには信州の木造りということの政策も含めての今取り組んで、知事の目玉施策で あるというふうに思っております。更にあの国の住宅エコポイント制度もございますし、 それからそうした県の助成金までの補助金が一体となって運用・活用されることによって、 一層あの町民の皆さん方の住宅リフォームの機運が高まっていただくことを期待しながら、 その相乗効果も高いというふうに認識をいたしております。いずれにいたしましてもあの 飯島町の住宅リフォーム支援補助金、町民の皆さんの住環境の向上とまあ引き続いて住み 続けていただきたいということ、それから震災対応も施していただきたいという思いもあ るわけでございまして、当然町の財政事情もあるわけでございますし、それからひとつに はあの一番私ども期待しておる部分が下水道のつなぎ込み工事を是非併設してお願いした いとこれを機運にして、ということとあの町内見渡してみますとまだまだあのブロック塀 で少しあの傷んだり斜めになっているようなもの目につきます。そんなようなことをまあ できるだけ早く改善していただいて、この全部というわけにはいきませんけれども、まあ 背中を押す形でこれが少しでもその機運につながればというようなことでございますので、 そんな思いも含めながら25年度以降のことにつきましては今後またあの実施計画、予算 編制等に向けて慎重に検討させていただきたいというふうに今思っておるところでござい ます。以上であります。

竹沢議員

この制度の課題として下水道のつなぎ込みの普及、また一部ブロック塀などの修復ま でを含めて事業の必要性について今ございました。慎重に検討していくということですが、 次年度やるという前提で検討していただくという理解でよいでしょうか。

町 長

あの実施計画のローリング作業をまた秋には進めてまいりますので、その辺のところ をまあひとつ慎重に検討させていただくということ、あの財源状況も判断しながら検討し てまいりたいと思っております。

竹沢議員

それじゃあの慎重にということでしたので慎重にやっていただけるというふうに理解 をして期待をして次の質問に移ります。次に各保育園近くに水車によるミニ水力発電、こ うしたことによってまあ幼い子ども達に水車そのものの構造だとか、そういうこととかま た環境問題など学してもらう機会を含めてどうかという提案であります。自然再生エネル ギーの必要性については言うまでもございませんし、また原子力発電の事故につきまして は幾多の問題や課題を与えたところであります。私もあの3.11の事故にかかわらずエ ネルギー問題については基本的に地球温暖化、二酸化炭素を削減する、そうした視点から 以前から太陽光発電などを含めましてさんざんいろいろと申し上げてきた課題のひとつで あります。そこで課題の中で先ほど太陽光発電についてはよろしいですが、あの助成制度 もですね定着されまして、町民の皆さんの理解も得られて制度利用されて評価するもので ございますし、またあの町全体としては20%のCO2削減か、そうした目標に向かって 進んでおることについては評価するものでありますけれども、まああの特に水力発電につ いてはやりたいという願望ありますけれどもなかなか進まないというのが現状で、まあこ れは中規模以上のものについての発電の意味かもと思いますが、本当に小さなミニ水力発 電についてなら出来るのではないかということでの提案であります。具体的にはあの町内 の3つの保育園の周辺にですね水車による発電を行って、省電力の活用また保育園児に飯

島町でも昔からですね穀物の穂砕だとかそういうもので昔から古くからあちこちにありました水車の機能を教えたり、また環境問題に関心を持ってもらったりするまあそういうために実施したらどうかということで申し上げるわけであります。以前に保育園の問題では宮田の第三保育園のキッズレンジャーかな、のあの問題もご紹介したこともあるかと思いますが、小さいうちからそうした環境問題について考えていってもらうという意味でもいいんじゃないかというふうに思うわけであります。小さい水量ですと国の法律などの許可とかいうこともいらないと思いますし、またあの水車もですね何か聞くところによると伊那市高遠町の方にそうしたものを作る業者があるとか、というような話も伺ったわけでありまして、こうした取り組みをやったらどうかなあということをご提案しますがいかがでしょうか。

教育長

議員の保育園での水力発電設置のご質問でありますけれども、環境教育というのはま
あ常々申し上げておりますように、発達段階に応じた活動やあるいは体験を通した学びが
最も効果的であるというふうに受け止めておりますし、まあ保育園児や小学校低学年ころ
からの学習についてはまあ一層このことが強調されるのではないかなというふうに考えて
おります。あの水力発電につきましても自分たちの身近な河川で電気を起こしている設備
の観察あるいは体験ということは、あのその後の環境教育へつながっていくものというふうに考えております。町内においてはあの自然エネルギーあるいはあのエネルギー自給、
それから環境対策のために用水路を活用したミニ水力発電設備設置に向けた取り組みをしている何人か個人のあるいは団体がありまして、こうした取り組みということはあの子どもたちも非常に関心を持って見ておるわけであります。今議員のご質問にありました3園、保育園での設置についてでありますけれども、まあ周辺の水路の流量、あるいはあの水利権というような問題もありますが、加えてあの園児の安全対策等いくつかの条件が出てくると思われますけども、これらのあの条件がそろう園については地域協働としての事業も視野に入れながら検討していきたいというふうに考えております。

竹沢議員

ただいま答弁ございました。あの地域協働ということで条件の整うところについてですね、是非モデル的な意味も含めてお取り組みをいただくようにお願いをいたします。それでは続いて次の項目に入ります。端的に花の里いいじまということで、まああの出産時に花の生産者の皆さんにご協力いただく中で、ハッピーバースフラワー事業を開始したわけで、私事で恐縮ですが私の孫も先日6月5日の日に花束をいただいて想定したよりあの豪華なボリュームのある花束で、孫も嫁さんも大変喜んでおりましたが、あのこの事業始まったばかりですけれども反響はいかがかお伺いいたします。

町 長

まあ町があの花の里いいじまとして出産時に花束贈呈をして新年度からスタートいたしました。この事業につきましては本年4月から3ヶ月検針に合わせて、お母さん方に理事者の方から花束を贈呈しておるところでございます。この事業は町内の花卉生産者、それから花の販売業者の方、営農センターの皆さん、JA上伊那の方々に賛同ご協力をいただきまして、飯島町で子育てをするご家庭への応援と町の飯島産の花のPR、花のある暮らしの普及を目的として実施をしておるところでございまして、反響といたしましては大変あの竹沢議員さんのお孫さんもいただいていただいたということでございますが、大変あの嬉しかったととても良い記念になったということなどの感想をいただいております。この事業につきましては今年度途中に町内の花卉生産者それから販売業者など関係者が、

一度あの中間で事業評価・改善の会議等を持っていただくというようなことで今お聞きしておりますので、更にその辺のところの意見集約をまたしながら、息の長いこの事業となるように町としても取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員

本事業につきましては反響もよいということで、また関係者による途中での事業報告があるということでありますので、持続可能な事業として継続をお願いしたいと思いますが、これ以外にですねあの町内での花事業拡大の策について何か町としてのお考えがあったらお尋ねいたします。

町 長

こうしたあの花を贈呈するというひとつの機会を捉えての花の需要拡大ということも 含めて町の花振興策という形に関わってくるかと思いますけれども、現在あの町内の花卉 の販売は道の駅の花の里いいじま、それからキッチンガーデンの田切の皆さん、Aコープ 飯島七久保店、この直売施設等でまあ行われておるわけでございます。町内の花卉の更な る消費拡大に関しましては、町主催のイベント等での活用や「いいじまはないち」、それ からコスモス祭り、JA飯島支所、七久保支所の収穫祭等々のイベントを通じて花の里の いいじまを一体となってまあPRが行われておると取り組んでおります。今後は花卉栽培 者やJAさん、それから関係機関と連携をしてイベント等を通じて花のある生活というも のを提言をして、町内での消費拡大に向けての取り組みを行ってまいりたいと、それぞれ のお店での販売PR促進はもちろんでありますけれども、例えば長寿敬老の考え方、それ から結婚のお祝いの考え方、入学、卒業、それから定住促進に結び付けるようなひとつの 考え方等がまあ今私の頭の中には浮かぶようなちょっと、そうした節目を浮かぶわけでご ざいますけれども、ここらを今後のまあ検討材料にいたしまして、できるだけあのこれは 最初は花卉生産者の皆さんが町にご提案を大変いただいたわけでございまして、これにあ の営農センターさん、それからJAさんも協力体制を敷いていただいて、いわゆる住民提 案型の中でこのことが実現できたわけでございまして、非常にあの下から盛り上がった1 つの取り組みということでございますので大変感謝しておりますけれども、仮に今そうし たあの拡大の節目の中で拡大ができるとするならば、やはりこれはご相談申し上げていか なきゃならんと思っておりますし、是非あのそうした積極的な提案も受け入れていただく ようなこともお願いしてまいりたいと思っておりますのでも、これからの課題でございま すけれども、できるだけ拡大していくような手法で検討してみたいというふうに思ってお ります。

竹沢議員

今町長からイベント対応など含めましてあの記念日か、まあそういうものを含めてあの活用という提案がありましたが、私の方からはですねあの生産者の方の声も踏まえて私の案も含めてちょっと提案させていただきたいと思います。5月の第三日曜日母の日、この日は町内のJAマーケットですとか道の駅、先ほどのキッチンガーデンやそういった町内の花屋さんでも花を販売しておりまして、町内のみなさんもこうやってお買い求めになったかと思いますがこの母の日、それからですね今度の第三日曜日が父の日ですね、先ずこの2つについてこう家庭内で花をプレゼントし合うということですね。それから今回町で捉えたのはあの新しくお生まれになった新生児に対するハッピーバースのフラワーですけれども、それぞれご家庭の家族の誕生日の時にですね家族の中でこの花をプレゼントし合うという、こうしたことによる消費拡大、あるいはそうした習慣付け、こうしたようなことをですね行うことによって、名付けて「家族のきずなフラワーデー事業」とこうした

のを取り組んでみたらどうかということであります。この昭和の私の誕生日とか申しまし たが、町長の方からも他の日についていくつか記念日ですね、そうしたものも提案ありま した。こういうのも含めてやったらどうかとありまして、これを具体的にどう進めるかに ついて次のように提案いたします。あのここに今私が持っているのはですね、私のそばの 地元の菓子屋さんのポイントカードです。で、500円以上買うとまず500円のポイントく れまして、これが20ポイント貯まるとですね、20ポイントということは 10,000 円購 入いたしますと 500 円の商品券をくれるとこういうものでございます。あのどこのやつか まあちょっと伏せておきますが、そういうことでですねこの今お話もございましたけれど も、いろんな記念日だとかそんなように贈り合うということですとか、それから町で行っ ております「いいじまはないち」の時に花を購入するとか、それからコスモス祭りですと か、そういうのを含めてですねできたらこの「わが町は花で美しく」の花機構あたりでこ のポイントカードというものを作っていただいて、でこの町内の方が町内で花を買ってそ れをいろいろな家族の人といろんな人とプレゼントし合うことによってまあ内需拡大を図 るということとですね、併せて20ポイント貯まったら500円の花を買ってもいいし、あ るいはそうじゃなくて町内のいろんな商品を買う、商品の買うということで実は今年から ですね実はその町から助成を行うことによってそのIAと商工会にも商品券別々にありま すが、これをまあ一本化するという事業が今年スタートするわけでありまして、それと交 換できるような仕組みを作るということですね。で花を買うということばっかりではなく てその 500 円あって 500 円で町内のいろいろな商品を買ってもいいし、飲食店へ行って食 事をしてもいいし、そういうふうに活用することによって花からですね、要するに町全体 の経済を潤すというそういう考え方のためのポイントカードを使ってやったらどうかとい うことを提案するわけであります。あの言っている手法は分かると思いますが、まあこの ことによりましてですねあのそれぞれ生産をしておる花の生産者、農業者、また商店も潤 うわけでありますし、またあのお互いにこの花を贈り合うことによって町民の皆さんの心 が通い合う、すなわちこの「家族のきずなフラワーデー事業」こうしたものをですね創設 してやることによって月1回の新生児に対する花のプレゼントをきっかけとしてですね、 更に町の中で花で潤って心も豊かになって、また経済的にも環流することによって活性化 できると、こういう手法はいかがかということで提案しますがいかがでしょうか。

町 長

あのいろいろ提案をいただきました。あのいろんな知恵を絞りながらですね、またご 意見をお聞きして更なるこの花消費の町の拡大に向けてのひとつのまた考え方でございま すので、それぞれの関係機関とも協議しながら、そうしたご提案も含めて検討させていた だきたいというふうに思っております。

竹沢議員

ではひとつの案でありますがこれらも含めてですね、是非花の活用、またあの新しくできる商品券の活用を含めましてご検討いただければと思いますし、またあの商品券ということになればJAや商工会の皆さんがですねいろいろな事業展開するにも、今言ったような発想ですね、発想を入れることによってお互いの今度は各お店が元気を出す、そういうのにも何かヒントがあるような気がしますので、そういう部分でこのご提案させていただいたところであります。

最後の質問項目になります。この冬、町内におきましてもインフルエンザが流行いた しまして、学級閉鎖などあったわけでありまして、ご案内のように七久保小学校の場合 は学級閉鎖しちゃうと1学年1学級ですので実は学年閉鎖とこういうことになっちゃったわけですね。まあそういうことでありますがまあそのことはどうでもいいですが、あのそうした段階の中であの近隣の市町村で既に小中学生を対象にして、全額ではないですけれどもインフルエンザを予防するための予防接種の補助をですね行っているところがあります。具体的な案についてまた述べたいと思いますが、とりあえずこうした制度について慎重にですかおやりになるかどうか答弁をお願いします。

町 長

小中学生に対するその予防接種の件で接種補助というひとつの提案でございます。お 話にもございました平成23年度の季節性のインフルエンザ、町内の小・中学校で規定に よる学級閉鎖などが続いてございまして、感染拡大防止の早期処置によってお陰様であの 大流行には至らずにまあ終息をしたということでございまして、それぞれ保護者の皆さん、 学校関係、医療関係の皆さんにそれぞれの対応に対しまして感謝申し上げておるところで ございます。ご質問のこのインフルエンザ予防接種につきましては、かつては学校、保育 園で集団接種を行っておったわけでございますが、平成13年のこの予防接種法の改正に よりまして個人の発病、重症化防止に比重を置いた二類の疾病として位置付けられました。 これによりまして65歳以上の方、及び60歳から64歳までのこのハイリスクを伴う方 については、市町村長が行う定期の予防接種という位置付けになりまして、毎年、流行時 期に合わせて期間限定の接種費用の一部を補助を行っておるところでございます。それ以 外の方につきましては接種希望のある方がお医者さまとの相談によって判断して接種する という、いわゆる任意予防接種でやって位置付けられております。毎年流行する時期の前 に希望がある方が掛かりつけのお医者さんと相談をして、その判断により予防接種をする ということでございまして、その接種状況は不明でございますけれども、受験生を持つ家 庭などでは接種する機会が多いというふうにお聞きしております。予防接種を行うことで 発症する方が何割か少なくなったり、入院などの重症化が予防できたりという効果は当然 あるわけでございまして承知しております。子どもの予防接種に関しましては、今年度に 入りましてから新しくこのポリオの不活化ワクチンへの意向という考え方が国の方から出 てまいりまして、併せて小児の肺炎球菌予防接種などの3ワクチンの定期化が動きが今出 てきております。これらの準備それから予算措置、接種間隔の問題など国・県の説明会が これからまあ開かれてくるだろうというふうに思っておるわけでございまして、こうなり ますとなかなかあの今までに加えてですね、町の予防接種こうしたあの3ワクチン、不活 化ワクチンへの取り組みの公費負担というものが当然降りかかってくるというふうに予想 されております。従ってあのこれから制度設計がどういうふうになってくるかまだ負担割 合わかりませんけれども、そうしたことも今後の動向の中で踏まえながら、やはりあの予 防によってそうしたことが病気が掛からないということはよろしい、いいことだと思いま すし、医療費の削減にもつながるということでございますから、町の財政等との枠の中で 総合的に判断をしながら、今後の検討課題と慎重に検討、それこそ慎重に検討をさせてい ただくと。以上でございます。

竹沢議員

3ワクチンの問題、今慎重に検討していきたいというお話でありましたが、具体的な それじゃどのぐらい予算掛かるかということについてですね、近隣の事例を飯島町に置き 換えて説明しますので検討していただければというふうに思います。お隣の松川町ではこ の事業を平成24年度から実施をしております。小中学生を対象にしたインフルエンザの

予防接種に 1,920,000 円の予算を計上いたしました。中学生が400人ほどおりましてこ の6割が接種するという見積りで240人で費用の2分の1の1,800円を、それから小学 生につきましては800人ほどおりまして、その6割接種と見積りまして490人のうち の費用の2分の1で、小学生の場合2回接種しますので1回目1,800円、2回目1,250円、 計3.050円を補助するものでありまして、松川の場合に約1,200人ばかの小・中学校 児童生徒のうちの約6割の方が接種するという見積りで 1,920,000 円を予算計上いたしま した。まあ何で6割かと言いますと、あの先程も話がありましたが、あの過去の松川にお ける乳幼児それから高齢者のインフルエンザの予防接種の接種率が60%であったという ことで、そこら辺で見積もったようであります。これをあの飯島町の実状と合うかどうか わかりませんが、置き換えますとですね、飯島中学に今現在272名、飯島・七久保小学 校488名でありまして、60%と仮定した場合に飯島中学校で約160人が接種します と 288,000 円、小学校が約300人で915,000円、合わせて1,200,000円ほどの予算で6割 の方が接種を受けられるとこういうことになります。まあ風邪は万病のもととも申します わけで、まああの最近はインフルエンザに掛かりましても、あのどういう種類でしたか直 ぐ効く薬もありましたりして、大事に至らないような現状もありますけれども、予防する ことは大事であります。未来を担う我が町の宝物でありますところの小中学生についてで すね、昨年の学級閉鎖などの経験も生かして今後の、3ワクチンの問題もありますが、実 施計画あるいはあの23年度の決算における繰越金の状況ですとかを含めましてですね、 財政手当を検討していただいて9月もしくは12月の議会において予算補正をお願いして、 インフルエンザの予防接種が行われるといいのではないかと思いまして、改めて具体的な 事例を申し上げて提案いたしますがご検討をお願いいたします。答弁をお願いいたします。

町 長

あの近隣の例もお示しをいただいてありましたけれども、いずれにしてもまた別の予防接種のひとつの課題もございますので、検討させていただくということで今収めておきたいと思いますが、ちょっとあの教育現場のこう予防接種等に対する考え方も従来からあるわけでございます。教育長の方からちょっとその辺を補足して終わらさせていただきたいと思います。

教育長

インフルエンザワクチンの接種については以前から指摘されておりますように、リスクとその効果について指摘されてきたところでありますので、これについては先程町長答弁のありましたように、任意接種という段階を踏んでおります。あの昨年の流行期それから新型インフルエンザが発生した時期といろいろ考えまして、やはりあの予防対策ということは大事ではないかなというふうに思っております。全員接種ということについては別としまして、まあ受験期を控えた中学3年生についてはどういうふうに対応するかということは今後の検討としていきたいというふうに思っております。

議長

これで本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時21分 散会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程(第3号) 平成24年6月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

坂本紀子 議員 通告者

倉田晋司 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員(12名)

1番 久保島 巌 2番 宮下 寿 3番 浜田 稔 4番 三浦寿美子 5番 竹沢秀幸 6番 北沢正文 7番 倉田晋司 8番 中村明美 9番 坂本紀子 10番 堀内克美 11番 平沢 晃 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高 坂 宗 昭	副 町 長 箕浦税夫総務課長 鎌倉清治住民福祉課長 吉川秀幸産業振興課長 唐沢 隆建設水道課長 紫芝 守会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長

浜田幸雄 議会事務局書記 市村晶子

本会議再開

開議

平成24年6月13日 午前9時10分

議長

おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議長

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 9番 坂本紀子 議員

9番 坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。昨年の3月11日の大震災、そし て原子力発電所の津波によるメルトダウンが発生してから既に1年と3カ月が経過しよう としています。現在54基ある原子力発電所はそれぞれ定期点検に入り、今年5月5日か ら1基も稼働しておりません。世界にはいま原発が431基あります。アメリカが104 基、EU加盟27カ国の内14カ国に143基あります。その内ドイツは17基を保有し ています。ドイツでは日本の原発事故を見て脱原発による25万人のデモが起きました。 その後大学教授、政治家、大手企業の社長、文化人、原発賛成派、反対派が同じテーブル に着き8時間にも及ぶ公開討論会が開かれ、その模様はテレビでドイツ国内に放映された のです。原子力発電所の危険性と経済効率、本当に安全なのかなど激しいやり取りが交わ され、私も一部ニュースで見ておりました。情報公開とともに全てを国民に見てもらいそ れぞれが判断をする民主的な方法で結論が引き出されました。メルケル政権はCO2削減 の京都議定書を推し進めるため、2000年に原子力発電を進める方向に舵を切ったんで すが、この日本の原発事故を見て、また国民の議論の中で昨年6月6日に再び方向転換を し、2022年までに17基ある全ての原発を廃炉にすると発表しました。日本では6月 11日に東京で20,000人、全国で67,000人が脱原発のデモに参加し、7月2 0日にも「さよなら原発」と銘打って代々木公園で40,000人以上のデモがありまし た。私も参加しましたが若い女性同士、家族全員で、またベビーカーに赤ちゃんを乗せた 30代の母親たち、若いカップルなど多様な方々が参加されていました。あれから1年以 上経つというのに日本は原子力発電をどうしていくのか国民的議論になってきていません。 このドイツと日本のスタンスの違いはどこからくるのでしょうか。被害を受けた福島の 方々だけではなく私たち一人ひとりの問題だと私は考えております。節雷をして環境に優 しい生活習慣に変えていくこと、また化石エネルギーではなく自然エネルギーを使うこと です。国民全体が考えるときです。どうするべきなのか。今年の夏はどうなるのだろうと 世界中が日本の動向に注目しています。そんな中、夏場の電気需要がひっ迫するという理 由や、経済界からの圧力などで大飯原発が再稼働されそうな雲行きになってきています。 いまだもって政府の原発事故の解明がなかなか進まず、大震災や放射能汚染による対応も 道筋ができていない中、本当に安全かが確保されたのでしょうか。政府の対応を見る中で 現在町長は放射線の人体・環境に対する危険性をどのように考えておられるかお尋ねした いと思います。

町 長

それでは坂本議員のご質問にお答えをしてまいりますが、先ず最初のご質問は原子力

発電に関して表題では「脱原発をめざす首長会議」に是非まあ町長も参加出席をしてもらいたいということの中で、先ずこの放射能の人体・環境に対する危険性の認識についてのご質問でございます。まあ私どもはあの通常この自然界の中で常にまあ放射能を浴びている、特にまたこの地域では示された数値によりますと0.05から0.06マイクロシーベルトと、それから国の放射線量の基準数値である常時で年1ミリマイクロシーベルト、これらの範囲の放射能であればまあ人体・環境に対する危険性はまずないというふうに考えられておるわけでありますが、お話にございましたように、この度の福島原子力発電所の事故の影響を見るときに今もって警戒区域の20キロメートル以内におきましては今でも人が住める状況ではなくて、周辺市町村の住民生活への影響はとてもわれわれには想像もつかないほどの大きなものがあると、除線活動が行われておりますけれども、人間や家畜はもとより動植物全体それから生活環境、自然環境への影響、危険性は計り知れないものがあるというふうに思っております。特に人間の体力のない病人の方や高齢者、子ども達への影響を考えますと大変まあ危険極まる憂慮すべき事態であるというふうに認識をいたしております。

坂本議員

今はあの町長がお話にありましたようにその危険な原発事故が発生しまして、最近の あの一番近いあのテレビ放送では阿武隈川と阿賀野川というのがありまして、それが合流 する汚泥からですね1、700億ベクレルの放射能が検出されたというテレビ放送があり ました。この放射能というのはあの砂には付着せず、やはり泥にあのくっつきまして、ま あ阿武隈川は東北の方の山の下にあるので上空から降った放射能が木とかそういうのに蓄 積したのが水とともに流れてくるという中で、それが終結した中で両方の川が溜まったと ころに高濃度の放射能が検出されたという実態です。でまあそれはいずれまあ川魚がそれ を飲んだり、それからまた海へ流れ込めば海にも海洋汚染ということが出てくることが懸 念されております。それでまあ長野県内の現在の空間放射線量は先程あのまあうちの庁舎 に試験的に置きまして、空間放射線量の数値は0.05から少し雨が降って0.06とい う段階で推移して、それ以上は高くなっていないのは皆さん見ていらっしゃるので分かっ ていらっしゃると思いますけれども、原発事故の起きる前というのは実際はそれよりもう 少し低い数値だったそうです。それでまあそれが0.04とかそういう数値なんですね。 それで新聞で今信毎でも毎日測ったのが表示されておりますけれども、それを見るとやは り風が南の方から強く吹きつけてくる、で伊那谷に入ってきて、その風が吹いているとき じゃなくてそれが翌日になってあの天気がよくてこう蒸発してきた段階にどうも放射線数 値が上がっているような感じが私は見ていて感じますけれども、で特に軽井沢もここ2日 くらい前の数値が急激に上がっておりまして、佐久とか軽井沢、長野周辺の汚泥からはや はり放射能の数値が高く出ておりまして、実際問題現在のあの原発は完全に建物が封印さ れてはおりませんので、微量な放射能がやっぱり大気中に出ていると思われております。 先日あの5月28日に原発のあの被害にあわれた方の福島県飯舘村の酪農家の長谷川健一 さんという方が講演会で伊那市に来られまして、まあ原発発生から現在に至るまでの状況 をいろいろしゃべられたわけですけれども、まあ私はちょっとその時はあの用事がありま したので行けませんでしたが、長谷川さんがこういう奪われた故郷というこういう小冊子 を出しております。これは普通にしゃべられていることが講演会の内容が書かれておりま すが、この中のことを読みますと行政の対応のまずさをすごく語っておりましたね。それ

でその何故かと言うと彼らは最初はまあ地震だけの対応だったんですけれども、その後ま ああの原発事故が起こったのではないかということをジャーナリストの人たちがどんどん 入ってこられた段階で知り、それでその方たちが放射線量の測るガイガーカウンターを持 っておられて、それでその中で数値が高かったのでそれを見て彼自身はもうここには居ら れないということで、飯舘を出た方がいいんではないかとそれをまあ村長さんやそれや役 場の方たちに訴えたんだそうですけれども、それはまだ公表したくないと、黙っていてほ しいとそういうふうに言われて、だけれども彼はやはりそれは黙っていられず、まあ自分 の家族を逃し、それから自分、彼自身は区長をやっておりましたので区の人たちにもあの 避難した方がいいということを訴えて、その後やはりそのどんどんいろんな方たちが入っ てくる中であの放射線量の危険性をすごく感じて、それをやはり行政に何度も言ったんで すけれども、行政はやはり国の方の退避命令が出ないとそれは言えないということで、実 際としてはあの退避するのがそこを避難するということの全体の行動に至るのが遅れてし まったというそういうことだったわけですね。それでその後はあの話の中ではやはりその 飼っていた、酪農家が非常にあの飯舘は多かったので、その方たちは自分の身は逃げたん ですけれども、牛だけは持ち出してはいけないということを言われて牛を残してとりあえ ず避難区域外に出て行ったわけです。それで何日か、帰ってきて経って牛をあの見たらや はりあの1カ月とか2カ月とかもう括られて、あのどこにも行けないわけで牛は餓死をし て死んでいたと、でその牛を、あの豚はつながれているわけではないのでその豚がその牛 のミイラ化した死体を食べたというそういう写真も公表されておりました。それであの今 現在はですね外国のまあ学者さんとかいろいろ日本の方たちも入りまして除線作業が進ん でおるわけですけれども、あの外国の学者の方に言いますと、いくら土を剥ぎ取って除線 しても線量は思ったよりも下がってこないだろうと言われ、それでその時はいいんですけ れども、結局あの剥ぎ取ったそのものが大気中にやはり飛散しまして、それが何日かする とまたそこに落ちるということで、実態としては政府が言っているほど除線の効果が表れ ていないというところで、彼自身はここの土地に住めないのではないかということで町全 体が別のところに移住した方がいいのではないかということを行政サイドに向かって訴え ているわけです。でそういう今現在国としてはですね新聞報道ではあの17市町村だと思 ったんですけれども、そこにそこの人たちがどこかまとまって行く、町全体がまとまって 行くようであればそれに対して国も支援していくという方向に傾いてきましたけれども、 非常にそういう実態を見ていましても対応の遅さをすごく感じるわけです。ましてまあ私 たちは周りから見ていてそう思うんですけれども、あの実際被災された方たちはそういう 本筋的な方針が決まっていない中でこれからどうしたらいいんだろうという、そういうと ころで非常にあの避難先でも心配な毎日を送っているということが書かれておりました。 原発事故委員会が国会での東電関係者や元官僚ですね、そういうところにあの国会でです、 汚染地帯からの脱却命令が遅れたこととか、多くの人々に体内被曝の危険を与えてしまっ たことということが新聞報道ではでてきておりますけれども、私は国の危機管理だけに頼 っていてはだめだと感じております。それで2030年の電源構成の選択肢が新聞で発表 されましたけれども、脱原発まで時間がかかり過ぎると2030年までに脱原発をしてい くというようなことが新聞で報道されております。それで首長として脱原発を目指す首長 会議に是非参加していただいて、地方からですね強く国に働きかけるべきだと私は思うわ

| けですけれども、町長としてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

町 長

飯舘村の状況等もご報告をいただいて、本当にあの現地の皆さん方のご苦労を身にし みてまあ分かっておるつもりでございますけれども、今も少し触れてお話にございました が、新聞報道等でもございましたように経済産業省の諮問機関でありますエネルギーの調 比率を0、あるいは15%、更には20から25%、数値なし、の4案、4つの案をする ことに合意したというふうに報道されております。まだこれはあの方向付けは議論中でご ざいまして政府の正式決定ではございません。今最後の結びで首長会議というようなこと もございましたが、その前にあのこれは昨年6月にも私、この原子力発電とエネルギーに 関する私の考え方を申し上げたわけでありますけれども、もう一度ここであの申し上げて おきたいというふうに思います。この原子力発電につきましては基本的には国の総合的な エネルギー政策の中で絶対的な安全性を追求し、これを確保する中で対応していくべきと いうふうに考えております。昨年の震災による原発事故や満杯に近いこの使用済みの核燃 料の問題を考えますと、基本的には私も原子力に頼らない自然再生可能なエネルギーへの 転換が何としても必要であるというふうに思っております。また一方、ここ1年で風力や 水力、太陽光発電等の大規模な代替エネルギー計画が進んできておることも事実でござい ますけれども、現在のこの電力の需給関係の実態を見ましたときに、徹底した省エネそれ から節電対策を講じたといたしましても、今まで原発にかなりまあ依存してきた現実があ るわけですので、絶対的な安全性を確保した対策を講じた上で、また石油など石化燃料依 存したエネルギー政策の転換を進める中で、原子力発電を将来的にはできるだけ早い時期 に全廃をしていくということが望ましいというふうに私としては考えております。そして 未来に禍根を残さない再生可能な自然を活用したエネルギーへと転換を図っていくべきと いうことでございまして、今まさにその取り組みが始まったばかり、緒についたばかりだ というふうに言えるかと思います。そこでご質問のこのような考え方に立って「脱原発を めざす首長会議」全国的なまあ会議が最近誕生をいたしておるわけでございますけれども、 これへの参加加入について私自身が考えてみましたときに、この会議の趣旨は今申し上げ たこの原子力から徐々に自然エネルギーという考え方でありまして、早い時期にこれを全 廃していきたいということの思いは、このことはあのほぼ同じ趣旨をもって私どもの組織 をいたしております県町村会、ひいては全国組織であります全国町村会の町村長とともに、 すいしろこのことはいち早くこの特別決議、ここにもその資料がございますけれども、大会 の折りにこうした特別決議までもってしても採択をして、政府与党それから関係機関への そのことを要請して繰り返して今現在やっておりまして、そういう意味におきましては私 の思いも同じでございまして、坂本議員がおっしゃいますこの地方からの脱原発への発信 をという思いの意は通じておるというふうに今考えておるわけでございまして、今わたし 自身がその全国町村会の組織の行動とともに別に重複して会議に参加するという気持ちは 持っておりません。なおあのこの任意の会議でございますが全国組織といっても全国今1, 724市町村あるわけでございますが、これに加入をされておる市町村長さんは74市町 村長、その内あの元職等の方もおられまして現職の市町村長さんは33名という形になっ ておりまして、そんなまあ数字の実態もあるわけでございますが、県下では5人の町村長 さん市は0でございますが、上伊那ではお隣の中川村村長さんお1人という形になってご

ざいます。まあそれぞれ思いはいろいろあろうかと思いますけれども、私としましてはこの全国町村会の組織の一員として同じような意を持って今後とも行動をし、その趣旨を訴えてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思います。

坂本議員

町長のご意見を伺いまして、町長は町長自身でそういう全国市町村会議に参加し、そこで国に働きかけるということです。が、このだんだん事故の全体像というかそういうのが解明されてきまして、実際にあのまあ長谷川さんのように現場で被災された方たちのその政府の対応を、まあ政府の対応はもちろんですけれども、その市町村長としてのやはり住民たちをとにかく安全を守るんだと、国がたとえ避難勧告を出さなかったとしてもあのとにかく危険だと思ったら逃げるというそういう部分において、あの原発という臭いも形も見えないものは非常に危険だっていうそういう、まあ最初、人体とか環境に対するっていうふうに聞いた訳ですけれども、そういう中でそういう認識を持っていただきたいと、何かあった場合にもうあの浜岡まで現在120キロという地点に飯島町はあるわけでありまして、浜岡は今停まっておりますけれども停まっておるだけで廃炉になっているわけではありませんので、これで地震があったらやはり同じことになると思います。そういうふうになった場合に国がどうというわけではなく町長自らが決断されて飯島町の住民に対してちゃんとした指示を出していただきたいと思いますが、そういう点の考え方はそれに対しての災害に対する考えはどのように持っていらっしゃいますか。

町 長

申し上げるまでもなくそうした事態に遭遇した折には、精いっぱいいろんな情報を集めながらその情報開示をして必要な迅速な対応は一緒にやってまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

いまの町長のご意見を伺いました。そんなことがないようにあのこれからはしていか なければいけないと思いますし、まあ国民一人ひとりがこの原発事故の問題に対してこれ からもやはり国に対して大きく働きかけていかなければいけないと思っております。で、 今朝の新聞ではですね昨日「さよなら原発1、000万人署名」というので作家の大江健 三郎さんが呼びかけられて署名活動をされておりますけれども、それで約180万人分の 署名をですね政府の野田総理大臣にしたということが新聞報道でされておりますので、ま あこれをこの中でそういう地道な活動も町としても取り組んでいってもらいたいと思いま す。それではその3番目の質問になりますが、節電という観点ととてもクリーンなエネル ギーということで昨日北沢議員の方から政策提案がありました太陽熱給湯システムの設置 補助についてですけれども、これはあの太陽熱を利用して昔からある水をお湯に変えると いうシステムなんですけれども、あの近年非常に進化してきておりまして、屋根の上に水 をのっけて水を温めるというのではなくて、不凍液をですねあのパネル上にこう回しまし て熱くした不凍液が下に降りてきまして水を温めて、あのそのお湯を使うというものです。 で、冬でも凍らず夏はかなり熱くなっております。これのあのエネルギーの変換率は太陽 光発電の2倍以上といわれております。で設置費用はまあ300,000円程度からありまして、 この 300,000 円ということは所得の低い方たちにも、それやお年寄りの方たちにも取りか かりやすい自然エネルギーの活用法だと思うわけですけれども、是非太陽光とともに太陽 光給湯システムの設置補助について対象に加えていただきたいと思いますがいかがでしょ

うか。

町 長

太陽熱を利用した温水器に対する補助の問題でございます。お話にもございました当町においても1970年代のこの石油ショック以降、低コストの給湯設備として注目されております。かなりのまあ家庭にも設置をされてきたという経過があるようでございますけれども、最近ではこの他の自然エネルギーの利用機器と比べてあの導入費用が非常に安いと、ただまだあの一部、不凍液使用等の方式でもってこれがあるというようなことで、まだまだこれはあの安くなるんではないかというようなことも言われておるこの状況があるわけでございますけれども、その割に熱交換率が高いというふうに言われておりまして、メリットも数多くあるというふうに言われております。昨日も北沢議員のご質問にお答えもしましたように、やはりあの太陽光熱利用の一貫した考え方の中で前向きに今後検討、補助対象として検討してまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

それでは2番目の質問の職員採用はどのような手順で行われるかということに対して質問していきたいと思います。ここ数年あの職員の退職者が10名前後となりまして、40代後半から50代前後の年齢において、まあ年齢構成からしますと少し人数があの今現在のあの正規職員の人数が少ないような構成になってきておりますが、職員採用は計画的に行っているかということであります。であのそこら辺のちょっと一般質問より、あのお尋ねしているのよりちょっと踏み込んだ内容になりますが、平成20年の3月の議会で人事全般について私は聞いておりまして、その時はまだ人事評価制度が確立される前の質問でしたが、今年度の新人の方々の採用についてや募集の時期と方法とか募集の人数に対してどのくらいの方が応募されたのか、まあ現在1次、2次、3次と試験もありまして、それに受かった方が採用されるというようなお話になっていますが、この点が平成20年度のころの採用の方法と何か変わった点があるようでしたら教えていただきたいと思います。

町 長

それでは職員採用についてのご質問でございます。現在の職員の年齢と人数の構成どのような考え方でおるかということでございます。現在の職員数は113名でございまして平均年齢は41.1歳となっております。職員採用につきましては年齢構成も考慮をしながら職員募集を行っておりまして、一般事務職員につきましては現在の年齢構成の中で35歳以下の職員が非常に少ないということのために、採用年齢の条件を35歳まで引き上げて職員募集を行っておるところでございます。参考までに今年の採用状況を申し上げますと、新規採用職員9名の内、30歳代を3名採用をいたしました。現在来年度の職員募集を行っておりますが、同様に一般事務職員は上限年齢を35歳としまして引き続き年齢構成の是正に努めておるところでございます。なお職員の採用につきましては厳格な選考方法により成績、能力、適性等を見極めて採用を決定しておるわけでございます。具体的には1次試験で教養、論文、適性検査を実施をし、合格基準を定めて合否を決定をしております。また平成22年度から集団面接を2次試験に加えてリーダーシップ、協調性、論理性等について合否の判断材料としておるわけでございます。最後に3次試験で個々個別面接試験を行いまして最終的に町の将来を担う職員の採用を決定しております。こうした手続きによって採用しております。

坂本議員

あの先程言いましたあの今季の募集の採用人数は分かったんですけれども、応募されている人数は何人ぐらいいらっしゃったのか、それから募集をかける時期が何時行われて、それで締め切りは何時、どのくらいの期間募集をかけてから締め切りをしたのかちょっと

そこら辺も教えていただきたいと思います。

副町長

それでは少しあの補足させていただきます。今議員の方の質問は平成20年と現在と のまあ比較も含めての職員採用の変化ということでございますので、職員採用の全体的な 考え方も少し加えさせていただいて説明させていただきます。町の方であの従来から初級 試験を中心として職員採用を重ねてきたわけです。それともう1つあのまあ地元の人たち をできるだけ採用したいということで住所要件もその中に、まあ飯島に両親がおる、ある いはあのそういったような条件を縛りをかけて採用しておりました。ところがあのやっぱ りあの進学ということが非常に多くなってまいりまして、高卒で採用してもなかなか応募 がない、こういうあの実態が出てまいりまして、職員の補充がなかなか困難になっていた というようなことがございます。従いましてあのここ数年は中級試験にまでその枠を拡大 しまして、中級試験につきましてはまあ4大卒の皆さんは積極的に参加していただける、 そういったあの枠になりますのでそこまで枠を拡大をしました。で、中級試験につきまし ては7月が試験日になります。今年の例で言いますと5月7日から6月の20日までが応 募期間、で1次試験が7月の22日ということで、試験日についてはあの統一試験日にな っておりますのでここで行うようになっております。それからあの初級につきましては高 卒が中心になりますので、これはあの中級試験の合格状況を見ながら行いたいということ で初級の試験については9月の試験日が実施日になりますので、お盆あたりから募集に入 っていくということで、今現在は初級と中級ということでございます。それから住所要件 の問題でございますけれども、従来は先ほど申し上げましたように地元採用を中心にして やっていきたいということですがなかなか応募が少ないと、選考も非常に困難になってい るというようなことからこの枠を広げまして、合格後は飯島に住所を置いて飯島の住民と して職員に就いていただきたいということを条件に入れるようにしてございます。今年は 県外からも応募をいただき町の職員として今頑張っておっていただける職員も大勢おると いうようなことで、幅広くまあ人材も獲得できるようになってまいりました。それからも う1つですが、年齢構成の面からでございます。まあ従来から年齢構成が上に偏っておる というようなことがございましたが、ここ何年来の職員の退職に伴いましてだんだんその 偏りが少なくなってまいりましたけれども、前の上の方の塊が多かったために途中の年齢 が欠けているという、そういったあの欠点がございました。従いまして採用については高 卒、大卒の新卒に偏らないように年齢幅を広げて採用していこうというようなことで、今 年も35歳ということまで枠を広げてあります。従って大学出て、あるいは高校出てすぐ 仕事に就くのでなくて社会人経験を持った人も任用できるというようなことで、人材もま た角度も違った形から公務に入っていただくというようなことを試みております。それか らあの試験の仕掛けでございますけれども、従来は教養試験と面接がまあ中心でございま したけれども、先ほど町長から申し上げましたように、まあ教養試験にその後1回目の面 接、これはあの集団面接ということでグループで面接をしていただきますが、これにつき ましてはそれを見るについては課長、係長あるいは一般の職員、そういった目からも見て いただきたいということで、そうした人たちも参加をしていただき採用に関わっていただ いて、それを最終的な判断の材料にもさせていただいておるというようなことで、多様な 人材を大きないろいろな目で見ていただくというようなことも試みをしております。それ であの採用人数に対してどのくらいの応募かということですがちょっと確たる数字は今手

元にありませんけれども、採用人員の数倍の人数は毎年応募をしとっていただけると、特にまあインターネットで採用状況を今把握して応募してくるというケースが非常に多くなっているんじゃないかというような状況でございますのでよろしくお願いいたします。

坂本議員

詳しくあのおっしゃっていただきまして、今これを聞いている住民の方たちもどういう形で採用が行われるのかということがよく分かったかと思いますが、この採用基準というか中では特にあのまあいろんな方たちの意見を聞いて、まあグループ面接もあるということで、まあ角度をいろいろな角度からの決定をしているということだったんですけれども、まああの近ごろの公務員に対する住民の厳しい視線や批判にも耐えられるタフな方を採用していただきたいと思いますけれども、これからの雇用のあり方の基本的なスタンスとか、あともう1つ男性・女性の庁内の割合も考えられて採用の際にはそれも考えられているかどうか、この2点についてお答えできればお聞きしたいと思います。

副町長

あの職員採用というのはあの入ってもらってから40年近く町のために住民のために 働いていただくということで、非常に長いスパンの職員を採用するということで、私たち より今おる私たちがその責任を取るということで非常に責任を重く感じております。従い ましてあの先ほど議員が言われましたように、先ずやる気があるかというようなこと、そ れで頭ばかり良くてもだめなんで行動力、そういったことも集団面接あるいは最終的な面 接の中で会話の中で読み取りながら、あの誤りのない人事を採用をやっていきたいという 心掛けでおるということは事実であります。それからあの男女の比率の問題ですが、議員 常に言われておりますように男女共同参画の時代でありまして、男性・女性を区別して採 用するということではできないんです。従いまして募集要項にも男性何名、女性何名とい う書き方はできません。従って成績優秀な方を採用していくということの原則ではありま すが、肩並びであればどちらを採用するかということはまたその時のそれぞれ職員の状況 等を見ながら判断をせざるを得ないときがあるかと思いますが、基本は成績を見て採用す るという基本でございますのでよろしくお願いします。

坂本議員

正規職員においては先程あの113人ということをおっしゃいました。それでその次の質問がですね嘱託職員の昇給決定は誰が行っているのかということですけれども、まあ嘱託職員っていうのはあの課によってそれぞれ仕事の分野も違うわけでありまして、それぞれの給料が違うというふうに私は聞いておりますけれども、その基準は何によるものなのかということと、1つとして正規職員と同じように基本給があり残業手当が付いて1カ月の給与が決定されているのか、それとも出勤日数と時間によって決定されているのか。まあ2つ目として雇用の際、仕事内容、雇用形態、交通費など書面で本人と契約を取り交わしているのか。それとあと3つ目として嘱託から正規職員になることはできるのかという、この3つについてお尋ねしたいと思います。

副町長

嘱託職員の任用の件でございますが、嘱託職員の任用の基本につきましては特定の業務、まあ繰り返し同じ仕事をしていただくようなそういったあの分野について町の方からお願いをしておるという実情がございます。で嘱託の職員の皆さんの給料月額の決定につきましては勤務日数でなくてまあ毎日基本的には勤めていただけるということを前提にして月額報酬の決め方をさせていただいております。それで給料の額、それからあのその他の勤務条件ですねあの時間外手当てもそうですし、通勤手当てもそうですし、それからあの年金、雇用保険、そういったことについても説明させていただきまして、最終的にはあの契

約をする中でお願いをしております。ただあの嘱託につきましては1年契約を繰り返していくということが基本でございますので毎年行っておりますが、その手続きにつきましては町の方で今嘱託でおいでになっている方について継続してお願いするかどうかというまあひとつの方向性を出して、それからあの本人の意向を確認をして、最終的には契約しそれから辞令交付をしてお勤めいただくという方法で行っておるというのが実状でありますのでよろしくお願いします。

坂本議員

今お聞きしましてまあ書面で契約を取り交わしているということでした。それでまあ 1年ごとの契約になるわけでありまして、まああのそこに話し合いということが絡んで再 契約となってくるわけですけれども、その際にですねあの雇用されている方は立場的にま あ弱い立場になるわけですから、行政は利益追求の企業ではないわけですので、気持ちよ くお互いが働けるようまあ悩みとか要求がそれぞれあると思いますので、それを聞いてあ げられるやはり懐の深さを持っていただきたいと思いますがどうでしょうか。それとまあ 採用においては公正、透明性の中でまあ採用しておるということでまあ親戚縁故関係ということはないという中での採用となって、まああの採用してみたらその中にはそんな方も いらっしゃったということになると思うんですけれども、まあこういうあの今までの私が 質問してきた具体的な内容が、なかなかまあこの一般質問を聞いていられる方はよくわかっていらっしゃると思いますけれども、あの広報とかにですねその採用に対するまああの 住民からのまあその理解というか、そういうためにも採用形態のそのまあ概略的なところ の決定の基準とかそういうことがあるようでしたら広報にちょっと載せた方がいいかと思いますけれども、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長

坂本議員、先ほど質問にあの嘱託から正規職員になれるかという質問がありましたが、 答弁漏れよろしいですか。

坂本議員 副町長 あ、それもついでによろしくお願いします。

先ほどの質問に答弁漏れがありまして大変失礼をいたしました。嘱託職員から正規職員になれるかどうかということでありますが、嘱託職員を年数を重ねたという条件で正規職員になるという条件はございません。ただ嘱託職員になった方が町の正規職員の職員採用の試験に応募していただいて正規職員になるという方はございますので、その時々の採用条件によって本人の努力ということになろうかというふうに思います。それからあの採用の時のまあ条件を常にその広報でお知らせするということはどうかと思いますが、嘱託職員を採用するについては募集要項を作って出しますので、その中でその仕事の内容だとか労働条件だとかいうようなことを提示させていただいてあります。またその中でもしご不明な点があれば担当に聞き取っていただくということの手法があるかと思いますので、その手順で進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

坂本議員

副町長の答弁のようにまあその都度都度でなくてもいいんですけれども、まあ機会が、 今あの嘱託職員のことを言いましたけれども、まあ正規職員の決定の際のそういう採用基準というかまあどういう点で観点でというところはまあ住民にとっては興味のあるところだと思いますので、機会があればそういう何か小さなコラムの中で広報に載せていただければいいかと思っております。

それではあの最後の質問の保健センターの跡地はどのようにするのか、決まってきているのかということでございまして、現在の状況とこれからの予定はどのようになっている

のかその点についてお答えいただきたいと思います。

町 長

それじゃあの時間が切迫しておりますけれども最後のご質問にお答えします。保健セ ンターの跡地利用、現状と今後の考え方でございます。旧保健センターの建物、駅の南の 建物でございます。この跡地の活用につきましてはこれまでも議会でご質問をいただき、 障がいをお持ちの方の皆さんへの支援や福祉の増進に寄与する拠点施設として活用するこ とを検討していきたいというふうにお答えをしてまいりました。本年3月に定めました飯 島町障がい者プラン策定作業におきまして障がいをお持ちの皆さんへのアンケート調査、 並びに障がいをお持ちの皆さんの団体等との懇談を通じて当事者の皆さんの意向の把握に 努めたところでございますが、年齢や障がいの種類の差等によりまして意見がなかなかま とまった意見が出ておりません。分散しておるわけでございます。また潜在的な需要の把 握や施設の性格の絞り込みがなかなか出来えていないというのが現在の実状でございます。 今年度におきまして65歳以下の障がいをお持ちの皆さんとご家族を対象とする障がい福 祉施設の需要調査の実施と、障がいをお持ちの皆さんとのご家族や関係機関、それから周 辺地域の皆さんに呼びかけをいたしまして、障がい福祉施設整備に関わる意見交換会とい うものを開催をし、広い範囲の皆さんからのご意見をお聞きしながら跡施設、跡地の利用 についての方向付けをして今準備を進めておるところでございます。なおあのこの旧保健 センターは昭和の51年に建設をし36年が経過をいたしております。これまでも雨漏り 対策のための大小の修理を重ねてまいっておりますけれども、今後この建物を障がい者の 福祉施設として利用できるかどうか判断をしながら、耐震判断等もこの調査に加えてです ね実施をしていきたいと思っております。またあの隣接する旧母子センターや付属施設の 除却後の敷地の有効利用についても考慮する必要があると考えておるところでございます。 いずれにいたしましてもあの障がい者福祉施設の何らかの形のものを整備していきたいと いうことで、関係する皆さん方と鋭意協議を進めてまいりたいというふうに思っておりま

坂本議員

終わります。

議 7番 倉田議員 7番 倉田晋司 議員

それでは通告に従いまして質問を行います。新年度が始まりまして町の新たな施策がスタートしております。その中の1つに高齢者や障がい者に救急医療情報キットを配布し万一の緊急時に備えると、この事業が始まったところであります。救急医療情報キットは全国の自治体で導入するケースが急速に進んでおります。先の3月定例会におきまして坂本議員からこの事業目的や対象者、運用方法といったような点について質問があったところでありまして、またいいじま未来飛行5月号に大きく取り上げておりまして、安心安全のためこれに期待する方も多いと思っております。そこで対象者への配布希望取りまとめは完了したという段階だと思いますので、希望者数がどのくらいだったのかについてこれは概数でも結構であります。併せて実際の配布方法はどうするのか。それから記載方法、書き方あるいは代筆、そういった説明、支援もするとこういうことでございますので、今後の日程的なことも含めまして先ず概要をお聞きいたします。

町 長

それでは倉田議員の質問お答えいたしますが、救急医療の情報キットの支給に関しまして希望とりまとめ後の進ちょく状況と段取りでございます。あの若干数字的なことも含めて申し上げますが、支給対象となっている方の内、支給を希望される方につきましては耕地や自治会組織を通じての取りまとめと、障がいをお持ちの皆さんへは個別案内によりまして5月末までに1次集約ができました。総計で331人の方から支給の希望が出されました。内訳といたしましては70歳以上のみの方の世帯の方につきましては対象者813人のうち186人、率にして23%の方から、それから障害者手帳をお持ちの方からは対象者153人のうち71人、これはパーセント、率にして46%、こうした方から、更にまた65歳以上で日中等に独り暮らし状態となってしまう、あるいは健康に不安があるという方からの支給希望は74人というふうになっておりまして、合計331人といった形になります。1次集約の配布希望数を参考にして救急医療情報キットの発注をかけまして表示シールのデザイン等検討を経て、7月初旬までには納品となるという見込みでございます。各ご家庭への配布はこれに合わせ順次進めていく予定でございますのでよろしくお願い申し上げます。

倉田議員

希望者が331人であるということ、それから7月納品そのうえで配当、そういう日 程的なことをお聞きをいたしました。先日といいますか先月、ある障がい者団体の会合で 次のような意見がありました。障がいの程度が重度でないということで支給対象外となっ ておりますが、そういったものがあれば安心できると、是非お願いしたいと、こういうこ とであります。担当課長、係長同席しておりまして直接聞いております。例えば伊那市で もキットの支給を行うということでありますが、対象外でも希望者には配布をするという ようであります。町の支給対象者の範囲ですけれども、これはあの支給事業実施要綱の第 3条に規程をしておりますが、要は高齢者と身体、知的、精神、3障がいのうち重度者と いうふうになっております。しかしこの年齢が65歳未満であるとかですね、または障が いが重度でなくてもこれを必要とする人はあると思います。逆に対象者でも必要がないと 考える人もあって、先程も希望者数が331とこういうことからもうかがえると思います。 まあそうしたことからですね対象外の希望者にも拡大ができないか、まあ言い換えればで すね実施要綱の第3条6号にその他町長が必要と認める者、まあこれがありますが、これ に該当する者として弾力的に運用すべきと考えるところでありますがいかがでしょうか。 まあこのようにしてもですね希望者が殺到するということはないのではないかと思ってい るんですがいかがですか。

町 長

このキットの支給対象者のほかにも希望があるけれどもその弾力的な運用ができないかということでございます。お話にございましたようにこの実施要綱3条でその対象者範囲を定めておるわけでございますけれども、その中に、その他町長が認めるものと必要な者というようなことも1項があるわけでございまして、やはりあの実態を把握の中でできるだけあの弾力的に対応してまいりたいというふうに考えております。今それに向けて準備をまとめておりますので担当課長の方から申し上げたいと思います。

住民福祉課長

それでは要綱の3条の第6項の該当について先ず最初にお答え申し上げたいと思いますけれども、これはまあ、町長が認める者という表現になっておりますけれども、このケースにつきましては例えば住民票上は世帯、家族がちゃんと居って該当にならないというご家庭なんですけれども、実態は高齢者の方が1人で70歳以上の方が別のところに住ん

でいるというような場合はまめ該当していこうというような者を想定しながらこの6項というものを作ったものでございます。ただご質問のように実費をお支払いいただきながらあの配布するっていうようなことにつきましては、たまたまある自治会の中でそういった趣旨は非常に理解できるので該当外の人もなんとか注文、実費でできないかというようなこともございまして、そういったことに対してのまああの支払はしていただくんですけれども配布は注文は同じ家族でいきたいというようなことでお話をしてございます。そういったことでなるべく希望者にはあの実費をいただくことがありますけれども配布をしていきたいというような基本で、具体的な手続き等について検討している状況でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

倉田議員

できるだけですね住民ニーズを応えるまあそういう観点から弾力的にこれを運用して いっていただきたいと思います。次に3番目の質問に移ります。救急医療情報キットが配 布されまして、まあこれからきちんと保管し記載内容も適時に更新をしていくということ になりますが、対象者は常に在宅とは限りません。だれでも外出はしますしデイサービス など日中は通所している人も多いと思います。買い物も当然あれば通勤・通学もあると思 います。まあそうした外出時に万一の緊急事態が起こりうるということを想定した時、外 出用の携帯用緊急安心カードこういうものが必要になってくると思います。で、このカー ドは名刺とかキャッシュカードくらいの大きさで財布などに入れて活用ができるもの、こ こにサンプルがありますけれども、これは少し拡大してコピーをしておりますが、こうい ったものですね。緊急安心カード、氏名、住所、牛年月日、その他記載する内容はキット と同様なことであります。でこれを4つにたたみますとだいたいキャッシュカードくらい の大きさに、いうものでありまして、まあ特に1人で外出をいたしますと家族がいる在宅 時よりも不安もまあ大きいと、それからまた周囲のサポートもないということもあります。 で全国の自治体でこのキットの導入が急速に進んでいると言いましたけれども、冷蔵庫に 入れておくキットとそれからこちらの携帯用のカード、これを併用しているところも実は 多いわけであります。そこで町のホームページにですねこの書式フォーマットを掲載する ことを提案をいたします。でキットの対象外の人でも必要な方は誰でもこれをダウンロー ドして使うことができるそうするものであります。まあこういった簡単なものであります。 お金もかかりません。このことを提案いたしますがいかがでしょうか。

町 長

あの確かにこのキットの活用は自宅とは限らない場合も多いわけでございまして、ごもっともだというふうに思います。今こうしたこの面につきましてもあの弾力的に取り組んでいくように検討しておりますので、担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長

質問の外出用の携帯安心カードについてでございますけれども、議員のご質問にもございましたが、このカードは名刺くらいの大きさのカードで救急時に必要となる氏名、生年月日、血液型、連絡先、治療中の病気や掛かりつけ医、等の情報を記載し、運転免許証など身分証明となるものと併せて外出時に携行することで、外出中の不測の事態に備えようとするものでございます。まだあまり普及しておりませんけれども、救急安心カードなどの名称で既に市町村や消防本部において取り組まれているところもございます。ご提案の外出用の携帯安心カードの書式を町のホームページ上に掲載することにつきましては救急医療情報キットと同様、安心安全なまちづくりのための1つのアイテムとして有効と思われますので、消防本部と協議の上、掲載を前提に検討させていただきたいというように

思っております。以上でございます

倉田議員

前向きな答弁をいただきました。是非、消防、関係機関と協議を整えていただきまし て早期に掲載をされることを期待をしております。次にうつ病、自殺対策についてお聞き をいたします。まあ自殺というものは大変な大きな問題であります。警察庁の発表により ますと平成23年の全国の自殺者数は30、584人ということであります。平成10年 に30,000人を突破してから14年連続で30,000人を超えるという危機的状況 が続いておりまして、これになかなか歯止めがかかりません。自殺は本人にとって最悪の 悲劇であります。まあそのことのみならず家族や周囲に計り知れない悲しみ、苦しみをも たらし、また社会全体にとっても大きな損失となるものであります。ちなみに平成23年 の交通事故死者数は4.612人でありまして、30.00人というのは交通事故によ る死亡者の実に6.6倍という大きな数字であります。日本の自殺率、これは人口100, 000人当たりの自殺者数でありますけれども、これは日本は25人でありまして、国際 比較で世界101カ国中第8位と高い国であります。先進国ではアメリカ11人の2倍以 上、それからイギリス7人の3倍以上と非常に高くなっております。男女別では男性が女 性の2倍、職業別では無職が全体の6割、無職には失業者を含んでおります。それから年 代別では40代から60代が高いということ、それから原因・動機別ではうつ病などの健 康問題が全体の約半数、経済、生活苦問題それから家庭問題と続いております。更に年齢 別の死亡原因を見ますと15歳から39歳までの死因の第1位が自殺となっております。 さて飯島町の状況はどうかということであります。少ない年で年間1人、2人、多い年で 6人、7人、平均しますと3人から4人とこういう状況になっております。最近の状況で すけれども平成23年が3人、22年が7人、これは22年度の行政報告書の説明時に7 人ということでありましたが、その後5人というふうに修正をされておるようであります。 まあこれはあの統計上の数字ですのでまあそういうことがあったんでしょう。それから2 1年が3人ということでありまして、まあこういった人数の方々が尊い命を絶っておりま す。別の視点で自殺率を比較をしてみますと全国が25人、長野県が25人、上伊那が3 0人と高くなっています。で飯島町は3人から4人ということでありますので、まあ30 人から40人ということになって、平均値で見ても高いということになっております。で こうしたことから国の自殺対策緊急強化事業によりまして、町は平成21年度以降講演会 やゲートキーパーの養成講座の開催、それからパンフレットの配布「たったひとつの大切 な命」保存版というふうにこれは全戸配布でやっております。それから未来飛行の広報記 事6回シリーズ等々いろんな取り組みをしてきておるところであります。まあこの取り組 みそのものはよくやっているというふうに評価をするものであります。ただこういった広 報等にはですね飯島町はこういう状況だとそういうものがなくてですね、まあ一般的な表 現といいますか年間30、000人とか交通事故の数倍だとかそういう表現になっている ためか、まあ町の実態というものが町民に十分知られているとはいないと思うんでありま す。まあそこでこの自殺率が高いというこの町の実情を含めた形での普及、啓発というも のを更に継続的、重点的に行うことが必要と考えるわけですが町長の見解はいかがでしょ うか。

町 長

2つ目のご質問は自殺予防対策について先ずこの啓発普及この徹底についてでございます。まあ深刻化するこの自殺問題に対する取り組みといたしまして、今お話にございま

したように、飯島町では自殺予防対策の緊急強化事業として国の10割補助事業が始まり ました平成21年度より、それまでの精神保健事業を更に強化する形で普及、啓発活動、 ゲートキーパー養成事業、心の相談、子育ての中の母親レンタル支援、といった総合的な 自殺予防対策事業に取り組んでまいりました。普及啓発活動といたしましては精神科医な どの心の健康やうつに関する講演会を開催をしたり、町の広報でシリーズ掲載したり、ま た町のオリジナルの啓発パンフレットやポケットティッシュを全戸配布をするなどして行 ってまいりました。この取り組みの中で心の相談の申し込みや、もしや自分はうつ病では ないかといったような相談や、少数ではありますが精神科受診に結び付いて適切な治療を 受けることができた方もいるなど、啓発活動の重要性を感じておるところでございます。 町といたしましては国の補助金をいただき自殺予防対策とはっきりと銘打って取り組みを はじめ4年目となりました。自殺率などについては長い目で見守っていくといたしまして も、保健センターへの相談状況などから少しずつその成果がもう現れているというふうに 感じておるところでございます。心がつらいときにだれに相談すればよいか、どんなふう にしたらよいか、またどんな支援があるかなど、大切な命を守る活動として飯島町の皆さ んへの啓発活動を今後とも継続していくことが重要であるというふうに考えております。 内容につきましてもまあいろいろ検討してまあ全国的には30、000人を上回るという ような統計数字も発表されるわけでありますけれども、この限られた飯島町内の中で数人 というような範囲の中でこの実人数を報告することがいいのかどうかも含めてですね、内 容を十分精査した上でできるだけの状況は公開してまいりたいというふうに思っておりま

倉田議員

啓発は重要であるとまあこういうご認識であるということをお聞きしました。次に移 ります。自殺未遂者は自殺者の10倍以上といわれております。そして自殺に及ぶ可能性 が高いハイリスク者であります。で、この自殺対策支援センター外部リンク、この調査に よりますと自殺で亡くなった人の実に72%が自殺前に精神科や行政などなんらかの専門 機関に相談をしていたということであります。しかもその内の6割以上が亡くなる1カ月 以内に相談をしていたとこういうことでありますので大変驚きであります。自殺は覚悟の 死と思われがちでありますけれども、この調査で解ってきましたのは多くの人が最後まで 生きることを望み、生きる道を模索していたということであります。死にたいというそう いうことではなくて追い込まれた末、自ら命を断つというこういう状況がとても多いとこ ういうことが調査で指摘をされております。まあそう考えていきますと自殺対策というも のは自殺に追い込まれようとしている人が生きる道を選択するための支援、生きる支援を 実施することが重要だということになってまいります。自殺対策基本法ではこの自殺防止 に関する教育や広報活動の推進、ハイリスク者の早期発見システムや発生回避などを自治 体の責務として定めております。特に町役場は町民の側にあります。町民の命を守る最前 線の活動拠点であります。まあそのことの認識を常に持ってやってはいけないということ です。役場を訪れた人の悩みに職員が気付いてですね適切な相談窓口につないでいく、そ ういった問題解決の道案内を最初に接する職員をゲートキーパーと位置付けてですね、人 材育成を図ることは大変重要と考えておりますがいかがですか。

町 長

お話がございましたように窓口で直接町の皆さんの対応をいたす職員、その職員がその人の心を理解をして自殺予防のゲートキーパーの役割を担うことは大変重要なことであ

るというふうに思います。そうしたことに対する研修といたしましては対人援助職を対象としたゲートキーパー研修に保健師、それから家庭相談員、地域包括支援センター職員など、町職員が自主学習で研修を受けております。また平成22年度から24年度の3年間の計画で職員のメンタルへルス研修を行っておりまして、この研修は職員自身のメンタルへルスのためでもありますけれども、複数回の研修を行うことによりまして相手の方の話をよく聞くこと、受け止めるそして相手が見通しをつけるお手伝いをすること、これらのまあコミュニケーションの技術を身につけることができる内容となって、大変まあ有益な内容でございます。この研修は今年度で計画は一旦は終了いたしますけれども、職員がゲートキーパーとして次の役割を担える力量をつけるためには更なる研鑚が求められておるわけでございまして、これらにつきましても継続した取り組みが今後必要と感じており、その取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

倉田議員

力を入れて研修をやっているということであります。更なる研修の継続を求めておきたいと思います。つぎに移ります。平成16年この年は長崎県佐世保の事件が起きました。このことをはじめとして子ども達をめぐる痛ましい事件が全国的に多発をいたしまして、尊い命が奪われるということがありました。また平成18年は全国的に子どもの自殺が相次いだ年であったということであります。こういったことはですねまあいじめに関連した問題として一気に注目を集めるわけでありますけれども、その後はまあ関係者の心の傷が長年にわたって残るのとは対照的に、社会の関心というものは短期間のうちに薄らいでしまいがちであります。また未成年者の自殺は、まあ30,000人という全体に占める割合は比較的少なくて2%以下と言われておりますが、からといって軽視してよい問題ではありません。そこで子どものころから自殺予防を含め命を大切にする心を育む教育を進めることは大変重要であると考えるものであります。毎日学校で子どもと接している教師の皆さんこそが子どもの発している救いを求める叫びを最初に受け止めるゲートキーパーであります。子どもの自殺予防対策それから生命の尊さ、死のむごさ、こういったものを理解し実感できるような道徳教育、こういったものにどのように取り組んでいるのか伺います。

教育長

学校現場というか教育の場ではどの様な扱いをということでありますが、あの事が事だけにですね自死を前面にあるいはストレートに扱うという授業は行っておりませんけれども、今ありましたように大きなショッキングな事件が起きた時についてはそれをあの担任の話として扱う場面もあろうかと思いますけれども、まあ普通の授業の中では小・中ともですね命についての学習は、やはり全ての教育活動、教科を通じて行っておりますし、まあ特設としてあの今お話がありましたように道徳の時間あるいはあの人権教育週間などを中心に、命を大切にする心、あるいはあの個人の命あるいは他者を尊重する心については重点的に扱っているということであります。まあその他、命の尊さ、自他共に思いやる心、またお話がありましたように、いじめに起因する悲惨なできごとを防止するためにも好ましい人間関係づくりなどを目指して、あらゆる学校生活の全ての場面を通じてまあ実践的な態度を育てていくということであります。またあの組織体制としては飯島町学校を拠点校にスクールカウンセラーを配置しているわけでありますけれども、不適応の子ども、あるいは悩みを抱える生徒のための支援を行っております。今年度からですね3校を共通としてあのこのような取り組みを始めたわけでありますけれども、毎月あの特定の日、こ

の日をというふうに定めて子どもと向き合う時間、この日を原則としてあらゆる会議をな くそうと、かつて子ども達と担任の先生が触れ合う時間があったわけですが、近年、会議 だとかあるいは出張だとかいうことでなかなか子どもと向き合う時間ができなくなったと いうことで、毎月必ずこの日をということで子どもに向き合う時間を、まあ小学校では一 緒に遊んだり、あるいはですね担任が配慮を要する子ども、あるいはこの子気になるなあ ということについては、あるいはちょっとした変化、あるいはサイン等を見つけたときに は、それぞれ時間を使って相談の時間を設けているということを今年度から3校とも開設 をしております。またあの保健センターではあの「つばさの会」というのがありまして、 小中学生を対象にした命の大切さの学習を行っておりますし、夏にはあの産業振興課と教 育委員会がタイアップしまして生き物環境調査ということを通してですね、身近な自然、 動植物をふれあいながら、やはり小さな生命でも大事にしていこうという、まあそういう ことを直接体験として学び取り組んでおります。まあ子どもの自殺といった悲劇は絶対に 起こしてはならない、まあそのためにも学校、家庭、地域、それからあらゆる機関がです ね十分連携して取り組んでいくことが大事だというふうに思っておりますし、まああの学 校現場においてはそうしたサインや兆候を見逃さず、早期対応を心がけるあらゆる体制を 作っていきたいというふうに考えております。

倉田議員

あらゆる場面、あらゆる角度からまたそういった活動を継続していっていただきたい と思います。それでは最後にうつ病対策についてお聞きをいたします。うつ病は自殺の大 きな要因となっております。一般住民の約15人に1人はうつ病を経験しているにもかか わらず、このうち4分の3は医療を受けていなかったとまあこういう調査結果もあります。 で、うつ病は本人をはじめ家族、周囲が適切に対処し、環境を整えることで早期発見・早 期治療ができると言われております。このための1つの手段として携帯電話やパソコンで 手軽に心の健康をチェックできる「こころの体温計」というものがあります。これは東海 大学医学部付属八王子病院で行われているメンタルチェックをシステム化したものであり まして、自分の健康状態や人間関係など13項目の質問に答えると、ストレスや落ち込み 度、これが水槽の中で泳ぐ金魚や水の透明度、猫や牛といったイラストで表示されるよう になっているものであります。ここにサンプルがありますけれども、金魚鉢がありまして 中に赤い金魚が泳いでいます、これがあの自分自身と考えていただいて、この黒っぽいも のは猫でありまして他所を向いております。金魚鉢の水は青く澄んで透明度が高いという 状況であります。これはあのストレスがない落ち込み度がないとまあ健全な状況でありま す。これに比べてですねこちらは非常にストレスが強くて落ち込みが激しいという状況で ありまして、赤い金魚、自分自身がここによく見ると包帯をして絆創膏を貼ってありまし て、自分自身の病気のストレス、レベルが上がるごとに怪我をしていくという状況になっ ております。それからこちらに黒い金魚がありまして大きな口を開けて襲いかかろうとし ておりますが、これは対人関係のストレスが非常に強いということで攻撃的になっており ます。それから金魚鉢にここにひびが入って大きくなっていくんですけれども、これは住 宅環境のストレスというものでレベルが上がるとひびが大きくなる、それからここに猫が 舌を出して手を差し伸べておりますが、これは猫は社会的なストレス、でレベルが上がる ごとに赤い金魚を脅かす存在になる、それから石がここに1個、2個、3個とありますけ れども、これはその他のストレスでレベルが上がるごとに個数が増える、それから水の透

明度なんですけれども、非常に濁ってきております。これはレベルが上がるごとに落ち込み度が強くなってまあこういう状況を表しておるもので、この2つを比較しますと大変違いがよくわかるということであります。でこれは危険水域ですのでこういうふうになったら危ないとそういうことの判断といいますか自己診断ができるとこういうものであります。それでこの自己診断の結果から相談窓口の紹介を行っておりまして、うつ病に早く気付けばそれだけ早く受診が早くなって予防につながるのではないかと、まあこういうことでこれを導入する自治体が増えてきておりますが、まあこういったものをですね町のホームページに導入してはどうかということを提案するものであります。それから先程あのこれ全戸配布の「たったひとつの大切な命」昨年ですか配布されたものでありますが、この3ページにあるんですね、ここに「うつ病の自己チェック」というのがありまして、5項目、でこのうち2つ以上が当てはまりその状態が2週間以上続いている場合はうつ病の可能性があると、早めに医療機関、保健福祉事務所などに相談してくださいとまあこのようになっております。がまあこちらの方がですねまあこれもいいんですけれども、より携帯とか工夫でできますので手軽にまたよりビジュアルにできますので、まあこういったものを導入してはどうかとこういうことを提案申し上げますが町長いかがでしょうか。

町 長

いわゆる「こころの体温計」このシステムについてのご質問でございます。「こころ の体温計」は自治体のホームページなどでメンタルヘルスの簡単なチェックを行い、その 結果によって心の状況を数値化をしてアドバイスを行って、各自治体の相談場所などをご 案内するシステムというふうに承知しております。町にも業者さんの方から「こころの体」 温計」に似たようなパソコン等を利用したメンタルチェックのシステムの導入の案内がい くつか現場には担当の方にはあるというふうに聞いておりますが、先ほども申し上げまし たように町の自殺予防対策の取り組みは、国の補助制度補助金によりまして今あの上限額 いっぱいの 1.500.000 円という補助を得て取り組んでおるわけでございますけれども、ど の事業も町の実情に合わせた内容でもってまあ取り組まさせていただいておるということ でございます。先ほど申し上げましたように倉田議員も一定の評価をいただいておるとい うことかと思いますけれども、そこであのこのご提案に関しましては若者の世代やパソコ ンを使いこなす皆さんにとっては気軽にまあできるものというふうには理解をいたします けれども、今申し上げたこうした現在の事業が定着をしてきておるということでございま すので、当面はこの現状の事業を更に充実をして継続していくということで対応してまい りたいと、で次のステップとしてこうしたまたパソコンシステム等への新しい課題として 取り組んでまいりたいということでございますので、当面は現在の事業の取り組みを継続 させていただきたいとふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

倉田議員

現状を継続して充実をさせてまあ次の段階でというまあこういう答弁をいただきました。まあこの自殺対策、第5次総合計画にもありますが、そのですね、心のケア対策の充実を図るなど町民の心の健康づくりを推進するとまあこのように謳われております。そして目標指標も総合計画の中にありまして平成27年これ目標年度ですけれども、これの目標値がですね長野県の平成19年現況値を目標とするとまあいうような指標になっています。まあこれ現状3人から4人をというものをですね一気に減らすということはなかなか大変なことであるということは理解をしております。で長野県の平成19年現況値というものはちなみに22.8であります。まあこれ目標のハードルとしてはそんなに高くはな

いといいますか、もう少しがんばったものでもというような気もしますけれども、まあ27年というのは3年後であります。是非ともこの目標達成させるべく今後の取り組みを続けていっていただくことを期待をいたしまして質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時00分といたします。休憩。

午前10時41分 休憩 午前11時00分 再開

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。 4番 三浦寿美子 議員

4番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に障がい者にやさしいまちづくりのためにということで質問をしたいと思います。私は平成22年3月定例会の一般質問で福祉の窓口へ福祉に精通する有資格者の配置と福祉のプロとして職員を育てることを提言をいたしました。町長からはプロの職員を育成するよう努めるとのご答弁をいただいております。障がい者の心に寄り添った対応のできる職員の育成と専属の職員を配置する必要性について事例を交えて町長の所見をお聞きをしたと記憶しております。思いを受け止めていただいたと認識をしております。福祉のプロ育成に私は期待をしております。現状はどうかお聞きをしたいと思います。

町 長

最後の質問者であります三浦議員のご質問にお答えいたします。障がい者に優しいまちづくりということで、福祉の窓口における職員養成対応でございます。現在、住民福祉課地域福祉係が障がいをお持ちの皆さんからのご相談や各種の手続きを担当しておりまして、4名の職員を配置してございます。主に障がい者の福祉業務を担当している職員は1名でございますが、国家資格である社会福祉士の資格を有しております。また他の職員につきましても障がいをお持ちの皆さんからのご相談を受けるための基礎的な知識を深めるために、県が開催する各種の研修会に時間の許す限り参加に努めており研修を深めておるという状況でございます。

三浦議員

ただいま町長からは福祉に関わる職員は社会福祉士の資格を持っている方で1人というふうにお聞きをいたしました。まああの福祉の専門家を育てるということでは基礎的な知識を学ぶことや、実際に障がい者の方たちと私は一緒に過ごすなど、体験としての研修が欠かせないというふうに考えております。であのまあ福祉の専門家が社会福祉士の職員ということですので専門家といえるとは思いますけれども、町の中にそうした福祉の専門家を育てていくという点ではとても大事なことだと思いますので、私はあの職員の皆さんに体験としての研修が欠かせないというふうに考えております。で、様々な研修を行っているというふうにもお聞きしておりますけれども、どの様な研修を行っているのかもう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

町 長

研修内容につきましてでございますけれども、社会福祉士の業務は極めて広範でございまして、その対象も障がいをお持ちの皆さんをはじめ高齢者の皆さん、生活保護の対象となる方、母子・父子の世帯、児童、様々でございまして、これらの皆さんへの支援の制

度も年々幅広く複雑となってきております。それぞれに専門的な知識を持って職員が対応 していくことは大変重要であるというふうに認識しておりますし、それからこれらの個々 のまた相談に対応するその素質と申しますか自分の知識というものも一層深めていかなき ゃならないというふうに考えておりまして、様々な取り組みをしておるところでございま す。具体的な内容、研修等の内容につきましては担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長

各種研修等の具体的な中身でございます。具体的には昨年度の例からとりますと、障がい者の相談支援従事者研修、これはあの新任と現任の2種類がございまして、新任に1名、それから現任研修に1名出ております。また障がいの程度区分認定の調査員の研修というのがございます。これの新任に1名出ております。また障がい福祉事務の担当者の基礎研修ということで基本的なところから学んでいくということで、それにも参加をしているところでございます。また今年度においても同じような研修がございますので、そういったものに参画をしながら基礎知識あるいは更なる具体的な教養を高めていくという研修に参画をしていく予定でございます。

三浦議員

ただいまあの研修の内容についてお聞きをいたしました。私はあの私自身が知的障が いを持った子どもとともに生きてまいりました。まあその中でそうした子どもとともに生 きてきたことですてきな出会いや、またいろいろと体験もさせてもらって今日に至ってお ります。障がいのあるなしや重いとか軽いとかではないと思いますが、一人ひとりを大切 にしたりして、また一人ひとりの人格を大切にしなくてはならないということをそういう 中で知らず知らずのうちに学ばせていただいてきたと思っております。私が言いたいこと なんですが、これはあの今本当にあの、先ほども課長の方から申されましたが、まああの 事務的な手続きとか基礎的な知識、非常にあの制度が変わるごとにも大変ですし、そうい うことをあの研修して身につけることも大事ですけれども、もう1つは体験をする、そし て関わることで認識を深める、そういうことが私は必要だと思います。私はあの実際にそ うした子どもがいることによって体験をし、またそういう皆さんと関わることで認識が変 わり人生観が変わり今があるというふうに思っております。ですから繊細な心を持つ障が い者の方に寄り添って行ける、そういう職員を育てていくためには基礎的な知識も当然で すけれども、町内外の障がい者の方の居るそういうそうした福祉施設などで職員の研修を していくこと、そういうことが私は必須ではないかというふうに考えております。その点 についての町長の所見をお聞きしたいと思います。

町 長

まあこのあの障がいをお持ちの方に対する職員対応ももちろんでございますけれども、 あの様々な立場の職場の職員がいろんな研修を重ね、しかもあの対外的なまた組織への勉 強を含めて派遣交流、人事交流といったような面に含めてのあの人材の育成、養成という ものは大変大事なことであるというふうに思っておりまして、特にあの現場への身をもっ た体験をすることによって身近なこの具体的な相談にも対応できるという1つのメリット もあろうかと思いますので、今後あの今お話にございましたようなことも含めて人事面で ひとつ検討してまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

是非、障がい者の方一人ひとりの気持ち、立場を受け止められる職員、福祉のプロを育てるための研修を具体的に私はあのプログラムを立てて実践をしてほしいなあと思っております。あの今、町長の答弁をいただいたようにそうした方向で現場での研修をしていきたいというふうにお答えをいただきましたので、是非あの来年度からと言わず今年度か

ら具体的にそうした場を設けて研修できるように対応をしていただきたいということを申 し述べて次の質問に移っていきたいと思います。是非よろしくお願いいたします。

次に社会福祉士の有資格者の配置を求める保護者の方からの切実な声があったというこ とで質問をしていきたいと思います。まあ先ほど町長からは社会福祉士が1人専任でいる というふうに、資格を持った方がいらっしゃるというふうにお聞きをいたしましたが、先 ほどもお話ありましたように、職員の仕事そのものはとても忙しく、そうしたなかなか対 応が個人個人には対応しきれないんじゃないかなというふうにも感じておるところです。 私はあの平成22年3月の質問でも、職員の声もあるということで福祉の専門家の配置を 求めてまいりました。まああのそういう方を配置しているというふうにはあの先程お話は ありましたけれども、人材の配置的にはとてもそうした皆さんの声に対応できるだけの余 裕がないのではないかなというふうに、今の仕事量からみて感じるところです。であの今 回、知的障がい者をお持ちの方のお母さんから切実な思いとしてお話をお聞きしてきまし たので、その思いをお伝えして社会福祉士の方の配置を求めたいというふうに考えてまい りました。でそのお母さんは息子さんと一生一緒にというわけにはいかない、順序からい けば親が先に死んでいくと、その後が心配で仕方がないというふうにおっしゃっておりま した。そして今までの経験を通して子どもの心に寄り添ってくれる専門家が身近にいてほ しい、と強い思いをお話をしてくださいました。人は障がいに関係なく一人ひとり性格も 人格も違い、トラブルも起きます。障がいのある人が一緒の生活の場や、仕事場で過ごす 中ではいろいろなトラブルが起こります。そういう時に対処、対応が適切でないと居場所 がなくなってしまうのだというふうに思います。そのお母さんは今までは外に出られなく なっても親がいたから乗り越えられてきたけれども、いつまでもそうはいかない、息子の 障がいを理解して対応してくれる専門家がいてほしいと涙を浮かべておりました。私はそ ういうお母さんの気持ちを考えたときにこの町で障がいをずっとお持ちの方も安心して暮 らせるそういう優しいまちづくりを進めるためにも、そういう立場での有資格者の配置を すべきだというふうに強く感じております。この点についての町長の所見をお聞きしたい と思います。

町 長

まああのこれから一層こうした福祉の相談に対する支援体制というものは、よりまあ専門的にそれから基礎的な部分を含めて対応していくことが求められるということは十分承知をいたしております。そこでまあ社会福祉士の有資格者、国家試験に基づく資格者の配置でございますが現在1名配置をして、他の職員がサポートする体制でもってまあ対応をしておるわけでございますけれども、一方でまたあの幅広い知識を持った職員の育成の観点からも定期的な人事異動も必要というふうに考えておるわけでございまして、当面の1つの考え方といたしまして、来年度4月新規に採用する職員、まあ若干名で今募集にかかっておるわけでありますけれども、現在の福祉の現場の実態を十分勘案をする中でこの社会福祉士の資格を有する者の採用も予定をしておるということでございまして、これから当町の福祉の行政に生かせれるような人材を是非確保したいということでございます。で、そうした資格を目指しておる職員の応募を是非期待をしておるところでございます。

三浦議員

大変うれしいご答弁だったと思います。あのまあ町内には知的障がい者の施設をこれから居場所づくりとして進めていかれるだろうなというふうにも思っております。この町で暮らすことを望む障がい者の方や家族の方も増えております。私はそうした皆さんの居

場所づくりとしては早いそうした施設の設置が望まれているというふうに思っておりますが、一方では今までにない悩みや相談事、増加するというふうにも思われます。困ったときの相談だけではなくて日常的な存在としての有資格者の方の配置は、本当に障がい者の方にとってまた保護者の方にとって心強いそういう存在だと思いますし、人間関係や信頼関係を築くことができるそうした大切なあの存在になるというふうに思っております。是非あのそういう意味でも住民の皆さんの中にあの広くそうした方の配置ということが知れて、あの多くの皆さんと関われるようなそんなふうにしていっていただきたいなと思います。大変に期待をしておりますので是非あの障がいをお持ちの皆さんに喜んでいただけるような存在になっていただけるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に153号線の伊南バイパスの開通後の保育園の通園方法についてということで質問をしたいと思います。実は最近、これから入園を迎える子どもさんのいる、私の住んでいる本郷の地域の方からなんですけれども、率直な思いとして通園についてどうなるのというような声を聞くようになってまいりました。だんだんとバイパスの橋梁もつながってきておりますし、工事も進んでおりますのでそんな思いを強くされているのというふうに思っております。で、保育園統合の際に153号線の伊南バイパスの開通まで通園バスを利用するというような内容の覚書があるというふうに私は認識をしております。ということは伊南バイパスの開通後は通園バスでの通園は行わないという解釈になるのだというふうに思います。しかしこれから対象になる保育園児の保護者は当時関っていないのではないかというふうにも思うわけです。でまあ生活環境の変化や子育ての環境の変化、保護者となる方たちの認識にずれが生まれていないだろうか、ということも思われます。でまあ本郷だけではなくて田切についてもそのことは同様だというふうに考えます。でまあ間近になってトラブルにならないように私は対応する必要があるというふうに感じております。この点について何か対応を検討しておられるかどうかお聞きをしたいと思います。

教育長

それではあの通園バスについてのご質問であります、お答えしたいと思いますが、あの今議員のお話のようにですね平成18年度末に田切区、本郷区と交わした覚書がありまして、送迎についてはバイパス開通時まで町有、町のバス1台にて行うものとするという覚書を交わしておりますが、あのその覚書を交わす経過につきましてもまああの保護者の中に自分たちで行いますと、自分たちで送迎をしますというご意見、それから送迎は大変ですのでお願いしたいという意見、まあ賛否両論、それからあのどちらでもいいという様々な意見がありまして、まあ様々な件であの区の皆さん区会の皆さん保護者の皆さんとあの総合的に検討したうえで覚書を交わしております。まあ従いましてあの覚書に沿って送迎バスは伊南バイパス開通時までとし、完成が今年度中の本郷区については来年3月をもって廃止の予定で進めております。このことにつきましてはあの今年度の東部保育園の入園式の際に、田切、本郷区の保護者の皆さんにお集まりいただきまして、経過と今後の方向について説明をしており理解をいただいていると認識しておりますし、またあの入園説明の折りにはこのことについてまた説明をしたいというふうに考えております。

三浦議員

ただいまあの教育長から今年の3月入園の時に保護者の皆さんにはお話をいただいて ご理解をいただいてあるというふうに認識をされているようにお伺いをいたしました。ま た今後入園される皆さんには申請をする際に説明をそういうお話をされるというふうには お聞きをいたしました。しかし先ほども申しましたけれども、社会環境の変化とかいろい

ろありますので、そうした点では是非理解をしていただきたいというだけでいいのかなっ ていうのを私は実は感じるのです。でまあ子育て支援の充実を掲げている中で今通園バス の存在が、ではどういう役割を果たしているのかということについてはどのような検証が されているのでしょうか。またメリット・デメリットは保護者の皆さんの目と保育者の目 とでは私は違いがあるようにも感じております。当然そこにいる子どものことが一番大切 なわけですけれども、保育園というものの役割から見ることも大切ですし、また統合によ って保育園が遠くなったことも事実であります。それぞれの立場でしっかり意見交換をし て納得のいく通園方法を私は再度検討をした方がよいのではないかというのが、そうした 声を聞く中で感じているところなんですけれども、もうあのそういう覚書があるからもう あのそうした入園式とか申請をする場で保護者に説明をすればそれでよいのかという点で は、少し私は甘いのかなと、あのそこでもう1つやはりそうした皆さんの声を直接聞きな がらあのお互いに譲れるところは譲ったり、納得をしていく、そのたんび保育園はずっと いるところではありませんので、そのたんび入園児も変わりますし保護者の方も変わって いきます。そのたんびに認識は変わっていくんだというふうに思いますので、その辺のと ころはもう少し配慮をした対応が必要だというふうに私は思いますが、その点いかがでし ようか。

教育長

それではあの私の2つの視点からお答えをしたいと思っておりますが、あの1つ目は これは適切な例えかどうかわかりませんけれども、小学校からですね中学校へ進学する際 にですね小学生は校則がなくて自由に伸び伸びと生活をしています。ところが中学へ入学 しますと定められた制服、定められた運動着、定められた上履き、それから生活の最小限 の約束があります。小学生は中学校に入学する時にですねそんな校則は知らないよという わけにはいきません。定められた校則、決まりあるいは約束に従って生活をする、これが 社会の決まりといいますか定められたものに従う最初の出会いではないかなというふうに 私は思っております。これが1点目です。2点目、保育園バスは私も乗車して先月ですね 保育園バスに乗車して実態を見ました。田切保育園の送迎についてどういうふうになって いるのかという。朝保育園に出向きまして保育士と一緒に園児の乗車の様子、それから保 護者の対応について見てきた経過があります。その中で思ったことですけれども保育園は ですねやはり保護者が保育士のところに向かって預けて、その折りに昨日はこういう体の 調子であったとか、あるいは保育士は園児を返すときに園では友人関係でこういうちょっ とトラブルがあって落ち込んでいるかもしれないけれども家庭で励ましてほしい、重要な 保育士と保護者との接点の場、それはバスではできないというふうに私は思っております。 あの生活の変化とか利便性を求めると失っていくものが多いのではないかなということは 私は常々思っております。保育園バスの小さなことかもしれませんけれども、生活環境が 変わったからこそ是非子どものことをですね園に送っていって担任と情報交換をし、ある いはまた引き受けるときに園の様子をお聞きする重要な場ではないかなと、これは例えが よくありませんけれども、あの宅配便のごとく子どもをバスに乗せて預けることがいいの かどうかということを私は常々思っておりました。そういう現状で私も乗車をし、開通し た折りにはですね不便かもしれないけれども是非保護者の皆さんには園児を保育園へ送っ ていただきたいという強い思いもあります。以上です。

三浦議員

ただいま教育長の2点に及ぶお話を見解をお伺いしました。まあ保育士と直接子ども

について話をするということは本当にあの保護者としてもこどもの立場としても私は大事 なことだと思います。だったら本当に言わせていただければ統合するということがこの問 題を生んでいるだけで、今までだったらそんな必要はなかったんじゃないかなということ も私の頭の中をよぎりました。ということであの本当にあの保育士の立場でも保護者の立 場でもそれは直接お話をして、子どものためにそこまで保育園まで送迎をするということ はとても大切なことだと思います。しかしまあたぶん本郷の統合の時にもそんな話があっ たと思いますけれども、保育園までだれが送迎をするかということになれば、今までは近 くの保育園に歩いておじいちゃんおばあちゃんでも車のない方でもお迎えに行って先生と 保育士と直接お話をお聞きして子どもを連れて家に帰るということもできたのが、統合さ れたことで遠くなったということの中でまあ一歩譲って通園バスという経過になったとい うふうに私は思っております。まあということはこれからもまあバイパスがつながっても、 車を持ってまた仕事の関係でもその時間に子供さんの送り迎えきちっとできる家庭環境に あればそれはよかったと、それでいいかもしれませんけれども、そうでない方がいた場合 には本当に重荷になる、仕事を途中でやめて帰ってこなければならないとか、誰かに頼ま なければいけないとか、ということになってしまうのかなという思いもあるわけです。そ れぞれにいろいろな環境の方がおいでになるので、そういう点でもいろんなお話をちゃん ときちっとしながら、納得の上でやっぱり決めていくということが私は求められているん じゃないかと、どうなるのかなあと言われた方の気持を考えると、それでいいということ でなくて不安に思っているということでありますので、是非その辺のところを受けとめて いただいて、そういう懇談をする場というか対応を検討していただきたいと思いますがい かがでしょうか。

教育長

個々のケースについてそれぞれ特殊な事情があろうかと思いますので、入園の説明会の折りにご理解をいただくよう、またどういう送迎がいいのかということについては個々のケースであろうかと思いますのでお話をしていただき、理解を求めていきたいというふうに思っております。あのやはり数名の保育の中よりも東部保育園の大きなあの統合した中で子ども達が元気に動いている姿を見れば、やはり統合のいろんな議論があったかと思いますけれども、やはり大きな園で集団で生活するメリットは失いたくないなというふうに思っておりますが、これは付け加えでお話をさせていただきました。以上です。

三浦議員

是非あの後々に禍根を残さないような取り組みをしながら、安心して子どもさんが気持ちよく保育園に通園できるような対応をお願いしたいと思います。それでは3つ目の質問に移ります。乳幼児のためのワクチンの接種についてということで質問をしたいと思います。今、乳幼児のロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチン、おたふくかぜワクチン、それから水痘ワクチン、水ぼうそうですね、についての問い合わせや接種も増えていると聞いております。背景と実状についてどのように認識をしているのかお聞きをしたいと思います。

町 長

それでは乳幼児のためのワクチン接種ということに関しまして、先ずこの背景と実状についての認識でございますが、少し申し上げてみたいと思います。子どもの健康を守ることは大変重要な課題でございまして、国では予防接種法で定期、任意の予防接種を行っております。ご質問の4つのこのワクチンは全て接種希望のある方がお医者さまとの相談によって判断をして、厚生労働省が許可したワクチン接種を行う任意の予防接種でござい

ます。この内昨日も竹沢議員の方にお答えしたことと重なる部分がございますが、B型肝 炎、それからおたふくかぜ、水痘の3ワクチンにつきましては今後定期接種化の検討対象 となっておりまして、今その実施に向けまして厚生科学審議会というところの感染予防分 科会ですか、ここで関係者の連携と協力による円滑な導入、それから安全安定的なワクチ ン供給、実施体制の確保、継続的な接種に対する財源の確保等々を課題として必要として おりまして、今後詳細な検討をしたうえで実施に向けていきたいということで検討が進め られております。またあのロタウイルスというのがございますが、これにつきましては2 4年度内を目途として専門家の医学的・科学的の観点からの評価を行うことというふうに なっております。これまた慎重な検討を行うということになっておりますので国の動向を いま見守っておるというところでございます。このような中で国では既に平成22年度か ら実施しております予防接種制度の抜本的な改正に向けて今検討を進めておりまして、国 では任意の予防接種であります子宮頸がん、ヒブ、それから小児用の肺炎球菌接種費用の 補助を行いまして、25年度に向けて3ワクチンについても定期接種化を優先する方向で 今検討しておるということになります。飯島町ではこの内、ヒブや肺炎球菌予防接種を他 の町村に先行して実施をした経過もございます。その接種率は80から90%と多くの方 が接種をいただいておる状況でございます。それからまた今年度は秋からこのポリオの予 防接種の不活化ワクチンへの切り替えというのがございまして、日本脳炎ワクチンの実施 をしなかった年齢の子どもさんへの接種を行うなど、乳幼児の予防接種については近年に ないこの過度期となっているのが実状でございます。まあこのような状況でございますの で、町といたしましては先ず定期の予防接種を確実に実施をしていくことを主眼におきま して、また乳幼児の接種回数が多くなることによる予防接種の接種間隔の管理など安全に 対することへの配慮を最重要事項として考えてまいる、このような認識の下に今進めてお るところでございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

三浦議員

ただいまの町長の方からもお話ありましたけれども、乳幼児に必要なワクチンとして 様々なワクチンが開発が進んでおります。まああのこのロタウイルスワクチンやまたB型 肝炎、おたふくかぜワクチン、水痘ワクチンについては問い合わせや接種が増えていると いうことは、本当にあの幼い命を守るための関心の高さの表れというふうに受け止めて、 歓迎すべきことだというふうに思います。であの子宮頸がんワクチンの接種も補助制度に よって接種者が一気に増加したというふうにお聞きをしております。で、ロタウイルスの ワクチンは生後6週目から2回の接種が必要だそうです。で、1回の費用が13,000円前 後するとお聞きしております。それからB型肝炎のワクチンは生後2カ月から3回の接種 が必要で1回の費用が6,000円掛かるそうです。それからまた、おたふくかぜや水ぼうそ うは1歳で1回 6,000 円から 7,000 円の費用が掛かるというお話をお聞きしました。でま あ若い子育て世代の方には大変に負担が重く、お金の有る無しでワクチンの接種に格差が ついてはならないというふうにも思います。まあ先ほどあの国の方でも定期接種のために まあ準備をしているというふうにもお聞きをしましたけれども、子宮頸がんのワクチン、 ヒブワクチンのときのように町が先行して補助をするということも是非検討をしていただ きたいなあというふうに思います。あの先ほども申しましたけれども、本当にもう産まれ てすぐから接種をする必要のあるロタウイルスのワクチンとか、本当にまだ1歳に満たな い6カ月で接種をするB型肝炎のワクチンとか、まあ本当にあの子育て世代の皆さんには

あの関心もあり受けたいけれどもという、本当に無理をしてあの頑張ってお金を捻出して接種をされている方もおいでになるともお聞きをしました。そのくらい本当にあの小さな大切な命を守ろうという若い子育て世代の皆さんの気持ちを受けとめていただいて、是非早い接種を、あの後に後にいけばもうあの生まれてすぐなんですから受けなきゃいけないのが受けられないで先に行ってしまうということにもなるわけですので、是非あの子育て支援という面からもこのあの補助については早急に検討をしていただきたいなあというふうに私は思っておりますがいかがでしょうかお聞きをいたします。

町 長

まああの次から次へとこの補助の問題で大変頭の痛いわけでありますけれども、あの 町では今まで申し上げておりますように、子宮頸がん、それからヒブや小児用の肺炎球菌 の任意予防接種3ワクチンについて接種費用の補助を行ってきております。平成23年度 の接種、こうした掛かる費用 13,500,000 円ということになりました。この内から国からは 子宮頸がん予防ワクチンの接種緊急事業を適用いたしまして、6,080,000 円の補助を受け ておる現実がございます。で今も申し上げました国ではこの3ワクチンを25年度に向け て定期予防接種化をしていこうということでまあ検討に入っておりますし、またこの秋か らはこのポリオ予防接種の不活化ワクチン、これへの切り替えを検討しておるというよう なことになってまいりまして、こうしたあの定期予防接種が法制化制度化されますと勢い 町の負担も当然あの今までと違って嵩んでまいります。そうしたことを踏まえて先行をし ておりますこのそれぞれの任意の町の補助体制というものを兼ね合わせて考えましたとき に、やはりこれはあの少子化の中での子どもの健康を守るということは大変重要な施策と いうことで真剣に取り組んでおるところでございますけれども、今あるこの定期的な予防 接種制度に基づいたものを着実に実施をしていくということを全力を掲げ、それから町の できる財政の中でまた任意のことも補助の対象として考えていきたいというようなことで ございますけれども、当面はちょっと今すぐというわけにはまいりません。今後の検討課 題とさせていただいてまあ全体のまた動向の中で判断をさせていただきたいというふうに 思っております。

三浦議員

あのなかなか本当にいくつもいくつもいろんな病気も発見され、またその対応についてワクチンも開発をされ、それを受ける子どもさんのことも考えれば本当に大変だなあとも思いますし、それをまた支える保護者の皆さん、また行政の立場も大変だなあといろいろと思うところですけれども、本当にあの小さな命を守って初めてこの少子高齢化の中で子どもさんを育んで、また将来につなげていくということもありますので、是非あの、まあすぐとはいかないとか、先にあのまあ国の動向を見てということもありますが、できれば対応を今年度中にも考えていただいて、いずれ必要なあれですからもう今のうちに町の子どもを子育てをするために、そこはちょっと頑張るということもあっていいかなと私は思いますので、一言もう一度町長の所見をお聞きして質問を終わりたいと思います。

町 長

まああのできればというお話でございますが、できれば対応をいたします。できなければ対応できませんのでひとつご理解をいただきたいと思います。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前11時42分 散会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程(第4号) 平成24年6月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 請願・陳情等の処理について

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員(12名)

1番 久保島 巖2番 宮下 寿3番 浜田 稔4番 三浦寿美子5番 竹沢秀幸6番 北沢正文7番 倉田晋司8番 中村明美9番 坂本紀子10番 堀内克美11番 平沢 晃12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高 坂 宗 昭	副 町 長 箕浦税夫総務課長 鎌倉清治住民福祉課長 吉川秀幸産業振興課長 唐沢 隆建設水道課長 紫芝 守会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長浜田幸雄議会事務局書記市村晶子

本会議再開

開議

平成24年6月18日 午前9時10分

議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 町当局並びに議員各位には大変ご苦労さまです。

本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして、提出されました案件について大変ご熱心に審査にあたられ感謝を申し上げます。

去る8日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件3件について、各委員 長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。

本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うとともに、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。

本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議長

日程第1 諸般の報告はありません。

議長

日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

先程申し上げましたとおり、去る6月8日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

ここで議事進行についてお諮りします。各請願・陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

竹沢総務産業委員長。

総務産業 委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審査するため6月14日本委員会を開催いたしました。24陳情第2号「TPP(環太平洋連携協定)への参加判断に関する要請書」について、提出者は上伊那農政対策委員会委員長、上伊那農業協同組合代表理事組合長、宮下勝義氏であり、上伊那農協飯島支所の村沢支所長を参考人として出席願い説明を求め審査を行いました。お手元の報告書のとおりですが採択すべきものと決定をいたしました。反対意見は、「TPPもFTAも同様の自由貿易である。日本の主張を通じての自由貿易でありTPPはアメリカの主導権として伝わっているがどこの国ともすべきである。政府の統一方針が確立するまでは事前協議するなとは統一方針が確立されたらよいということにもなるので採択に反対。」、一方賛成意見は「FTAでTPP参加国も交渉をしている。TPPは例外なき関税の撤廃であり国の主権が主張できない。TPPは地域を総括するものでは国がTPP交渉に参加すべきでなく農業や環境を守るため本陳情採択に賛成する。」、また別の意見として「TPPの交

渉過程が国民に明らかにされていない。TPPの各種試算も不十分である。TPPに参加すると国民の安全安心が海外ルールにより制約される。よって本陳情採択に賛成する。」、討論を踏まえ採決の結果、お手元の報告書のとおり本陳情を採択すべきものと決定しましたので報告いたします。

議長

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。 次に社会文教委員長からの報告を求めます。

三浦社会文教委員長。

社会文教 委員長

それでは社会文教委員会の報告を行います。6月8日本会議で付託されました請願2件につきまして6月14日に委員会を開催し、説明員として請願提出者の長野県上伊那郡飯島町公立学校教職員組合代表者の藤原健吾氏の出席を求め、支持説明、質疑応答を経て慎重に審議を行った結果、24請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」、24請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」のいずれもお手元に配布のとおり採択すべきものと決定をいたしました。審査の中で請願第1号では、「1985年から国庫負担が減り続けている。義務教育は国の責任で行うものであり自治体により教育環境に格差ができてはならない。」、請願第2号では「文部科学省は2010年に新義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定した。長野県では35人規模学級を進めているが全国ではそのようになっていない。国が教職員の定数を増やせば負担が軽くなる。安定した教育が受けられるように早期の改善を望む。」との意見がありました。以上で社会文教委員会の委員会報告を終わりにいたします。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議 1番 久保島議員

委員長にお伺いいたします。この請願に関しましては例年出されておるということでございまして、その度私ども議会では採択をしているということでございますけれども、例年採択しているにもかかわらずこの請願が出てくるということは、実現性の可能性ということについては多少疑問があるんではないかというところもあるわけでございます。まあ2番目に関しましては多少ですね表題が変わってきたというところもございますが、35人学級を求めるというところかというように思います。まあ県で35人学級が実現されているという状況にありますので当町で出す必要性はないんではないかと、そんなような議論があったかどうかお聞きいたします。

社会文教 委員長

最初に質問されました例年出ているこの請願についてどうかという質問ですけれども、 そのようなことはありませんでした。それから2つ目の35人学級についてですけれども、 説明者の話の中では非常にあの35人学級は長野県として有効で、あの長野県だけじゃな くて全国に是非広げてほしいというお話もありました。議論の中であのそのことについて は特別議論されておりません。以上です。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これより各案件ごとに順次、討論・採決を行います。

最初に24陳情第2号「TPP(環太平洋連携協定)への参加判断に関する要請書」について討論を行います。討論はありませんか。

1番 久保島議員

私は不採択という立場で議論をさせていただきたいと思います。そもそもですね情報公開がないというふうな、ここにも載っていますけれども、参加していない限り情報はそんなに入ってこないということでございまして、情報を得て我が国がですね有効な手段をとっていくということに関しましては交渉に参加すべきだというふうに私は考えております。医療制度それから食品の安全性に対するですねことについて譲歩することは決してないというふうに私は思っておりますし、する必要はないと、私も日本の権益を守りながら日本の交易っていうことに関しまして取り組んでいくべきだと、これはTPPにしろ、FTAにしろ、同じスタンスで臨むべきであると思います。従いましてこの参加判断に関する要請書につきましては不採択とさせていただきます。

議長

賛成討論はありませんか。

3番

浜田議員

この要請書に賛成する立場から討論いたします。1つは情報公開の問題でありますけれども、既に参加を前提とする交渉の中で秘密協議事項があるということが再三報道されております。従って仮にですね協定に参加したとしてもですね、多くの重要な事柄が国民に知らされないまま事態が推移するという危険は十分に考えられるというふうに考えております。それからこの協定の本質は既に繰り返し説明されているとおり、例外なき関税撤廃であります。それと毒素条項と言われていますあの国内法だけで関税障壁を作ることができないという条件も取りざたされています。そういう意味ではですねこれは建設的な意味での貿易の自由化ではなくてですね、言ってみれは最大の経済大国であるアメリカのルールに参加国が従わざるを得ないという性格を帯びていることはですね繰り返し報道されているとおりであります。まあこの2点からTPPには参加すべきではなく、この要請書を採択すべきだというふうに考えます。

議長

他に反対討論はありませんか。

賛成計論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24陳情第2号「TPP(環太平洋連携協定)への参加判断に関する要請書」について 採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択 です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立を願います。

「賛成者起立〕

お座りください。起立多数です。よって24請願第2号は採択とすることに決定しました。

議長

次に24請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を

行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

9番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。この請願は毎年教職員組合から出されているもので当議会では採択をし国に提出していますが、それにもかかわらず現状が変わってきていないのが現在でおります。現在の子どもの数が減っているにもかかわらず、子ども達にとっては手厚い教育体制になっているかというとそうではありません。義務教育費が一般財源化されたことで平等の教育水準が保たれず自治体格差が生まれてきています。で、人口過密地帯では授業に就いて行けない子どもや登校拒否などの子ども達が増えたりして学力格差ができ、授業崩壊になっている学校もあります。格差のない教育行政を行うため国が国庫負担金としてきちんとこの制度を担保すべきだと思いますので、よってこの請願に対して賛成の立場といたします。

議長

反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

計論なしと認めます。これにて計論を終わります。

24請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって24請願第1号は採択することに決定しました。

議長

次に24請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書 提出に関する請願書」について討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成計論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出 に関する請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告 は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって24請願第2号は採択することに決定しました。

議長

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査とい

たします。

議長

ここで暫時休憩といたします。休憩。

「追加日程・追加議案配布]

午前 9時29分 休憩 午前 9時31分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、坂本紀子議員、倉田晋司議員から計2件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従いまして議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しま した。

議長

追加日程第1 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議 長 (議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 9番 坂本紀子 議員。

9番

坂本議員

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についての趣旨説明を行います。義務教 育費国庫負担制度は教育における妥当な規模と内容を向上するため、国が必要な経費を負 担することで教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的に、1953年に施 行され充実されてきておりました。しかし1985年から旅費、教材費が一般財源化され、 また義務教育費の総額でも年々減額され、2006年三位一体改革によって大きく減額さ れ、なおかつ国の負担率が2分の1から3分の1に削減されてきております。当町では子 どもの数が減ってきておりますが、現場では先生方の仕事量が増えているということで加 配をし、その一部の費用を町が負担してきております。本来は義務教育費国庫負担制度に より国が負担すべきだと思っております。現在、財政規模の小さな自治体では一般財源化 されたことによる影響が出てきており、税収の良い自治体とそうでない自治体とでは教育 の整備、環境において格差が出てきております。国全体の財政を思うと、東日本大震災、 原発事故そして日本経済の低迷など税収が厳しいことは十分わかりますが、子ども達の教 育は未来の日本の礎となるものであります。よって国は義務教育を無償にし、教育条件を 全国一律にする責務があると思います。県や市町村の財政状況による教育格差が広がらな いよう最低限の財政保障をする責務を国に守らせるため、義務教育費国庫負担制度の堅持 を求める意見書を国に提出するものであります。多くの方のご賛同をいただけますようよ ろしくお願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番 北沢正文 議員

6番

北沢議員

それではあの賛成する立場から意見を申し上げます。この意見書の趣旨につきましては 今提案者の申したとおりでございまして、国庫負担制度を堅持すること、それから負担率 を 2 分の 1 に復元すること、それから国庫負担から既に除外されている教材費、旅費、それから共済費、退職手当てなどを復元すること、この 3 つの意見を求めるものでありまして状況の説明の中ではこの負担率 2 分の 1 については恒久措置でなく、今後全般を含めた検討がなされる危険もあるとこういったことが報告されておりますし、国庫負担制度の堅持の問題につきましては、私はあの子ども達というのはいわゆる地域を担う、ひいては日本の将来を担う人材を育成するそういった部分でありますので、国が責任を持ってこの教育費の確保に当たるとこういったことは必要であるというふうに考えるところであります。そういった内容をもちまして今回この制度を出していくと、更にその負担率 2 分の 1 の部分につきましては、現行の 3 分の 1 が更に削減されるという恐れもあるということから、今年もこの意見書の採択を求めるものでありまして、是非採択をお願いしたいという内容であります。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

3番 浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論を行います。この意見書はまあ例年提出されている わけでありますけれども、大事なことはですね、状況が変化せずにその中で私どもが要求 しているということではないということですね。あの提出者からの説明にもありましたけ れども、昭和60年度以降ですね教育費の支出率をグラフにしてみますと毎年毎年様々な 制度によって削られてきています。つまりマイナスの状況が起こっていることに対してど うやって食い止めるかということがですね大事なことでありまして、それは我々国民が声 を上げ続ける必要があるというふうに考えます。その中でも特にその手法の1つとして教 **育費の一部が一般財源化されるという手法が使われます。これは非常に危険なやり方であ** りましてですね、要するに苦しい市町村であればそれは必ずしも教育費に回す必要はない ということの中でですね、一般財源化された部分の教育費は他の費用に充当されてしまう 危険を常にはらんでいるということになります。で、教育というのは言うまでもなくナシ ョナルミニマム、要するに国民が等しく保障されなければいけない権利でありますけれど も、これが自治体の豊かさによってですね左右されるようなことがあっては決してならな いというふうに考えます。それからもう1点、ある統計グラフを見て大変興味を持ったん ですけれども、あの少子高齢化の中で世界の各国のですね女性の特殊出生率、要するに 1 人の女性が一生のうちに何人子どもを産むかという率とですね、それからその国が幼少時 に対してどれだけの予算を配分しているかというあの金額の中にかなりきれいな相関関係

がありました。つまり子どもを大切にしない国ほど出生率が低いというグラフでありました。まあそれはあの完全に客観的なものであるかどうかはわかりませんけれども、少なくとも統計的にはそういうことが示されているということであります。私たちはやはり将来を担う子ども達に対してですね、それにふさわしい手厚い政策をとるべきだという立場からこの意見書に賛成するものであります。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第2 発議第4号「新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)

事務局長 議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 倉田晋司 議員

7番 倉田議員

新たな教職員定数改善計画の着実な推進と教育予算の増額を求める意見書につきまして提案の趣旨説明をいたします。この発議は前文で申し上げておりますように、平成22年8月に文部科学省が策定した新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)を確実に実施するよう国へ求めるものであります。強い人材の実現は成長の原動力としての未来への投資であります。世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務となっております。このため30年ぶりに40人学級を見直し、35人、30人学級の実現など10年ぶりの新たな教職員定数改善計画を策定したものであります。少人数学級の推進はわが国の義務教育水準の維持向上を図る上で効果的であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。また少人数学級への移行は加配で行うのではなく、標準定数法を改正して恒久的に行うことが求められます。よって冒頭申し上げましたように本意見書を提出することを提案いたします。全議員のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

8番 中村明美 議員

8番 中村議員

賛成の立場で討論いたします。現在、長野県では中学 2 年までの3 5 人学級が実施されていますが、加配定数での対応であるため自治体負担が多く、本来平等であるべき義務教育が地方財政により教育環境の格差が生じています。また複式学級は子ども達の学力向上を妨げる要因の1つに考えられています。このことは当町においても今後心配される課題でもあります。新・公立義務教育諸学校職員定数改善計画(案)策定にあたり文科省は少

人数学級が基礎学力の定着度を向上させ良好な人間形成、不登校の減少につながるとの研究結果を出しています。そして自治体が計画的に学級編成できるよう加配定数から順次標準定数に改定すること、そのために必要な財源の確保に努めるともあります。また改善計画案では複式学級解消のため編成基準の改定が盛り込まれており、速やかな推進を求めるものであります。従ってこの改善計画案の着実な推進と教育予算の増額を求める意見書に替成いたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第4号「新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町 長

それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。夫る8 日から本日まで11日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会の間、議員各位 におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました案件全てを原案のとおり議決、 承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でござ います。さて今定例会一般質問におきましては過日4日間にわたり開催をいたしましたま ちづくり懇談会のご質問もあったわけでありますが、懇談会では地域の防災をテーマに多 くの方々の出席をいただき、またその中では町の防災への対応や地域の連携、絆の大切さ など多くのご意見をいただいたところであります。地震や洪水、土砂災害、竜巻などの大 規模な自然災害におきましては発生そのものを防ぐことはできませんし、防災への各種の 対策にも限界がございます。そこで今は被害を最小限に図ろうとしていく減災対策という ものが大変重要であるというふうに考えられるようになってまいりましたが、この減災の ひとつとして自主防災組織の活動も重要視をされております。答弁でもお話をいたしまし たが、本年度の防災訓練は地域の声を取り入れた自主防災組織や地域の助け合いを中心と した訓練を主体に実施をしていくことも考えております。地域の皆さんにはなるべく早め に実施内容等の協議をお願いをしてまいる予定でございますので、どうぞよろしくお願い 申し上げたいというふうに思います。

さて与野党3党は15日消費税増税法案を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案の 修正合意がなされましたが、国民不在の政争、論争のみに終始している現実になんともや りきれなさを感じるとともに、果たして与党内での合意形成ができるのであるかどうか、 また採決はどうなるのか、会期は延長となるのかどうか、まさにここ数日間が最大の山場 であり、かたずを呑んで今見守っているところでございます。一方現在、浜岡原発をはじめ全国17カ所の原子力発電所の全てが安全対策や点検などの実施により稼働を停止している中、政府は16日福井県の大飯原発を来月再稼働をすることを正式に決定をいたしました。原発の事故組織そのものへの方向がまだ見えていない中、更にまた事故への検証や新たな安全基準の制定などこれを待たずこれが再開に至るということになりましたことは、安全安心に対する国民の不安が一層今増幅をしておる状況でございます。国は国民に対し一層の安全対策と取り組みを明確にすべきと考えます。いずれにいたしましても今年の夏も日本全国で電力不足が心配をされます。こうした中、中部電力管内でも平成22年度に対して5%節電の要請協議があったところでございます。LEDへの対応、太陽光発電への取り組みをはじめといたしまして、町でも飯島町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の節電、節水等、省エネルギー対策に実践に取り組んでおりますが、議会や町民の皆様は庁舎の冷房温度の調整や窓口における節電など、一部にご不便をおかけすることもあろうかと思いますが、町を挙げて省エネルギー対策に取り組んでおりますのでなにとぞご理解ご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

関東甲信地方も6月の9日に梅雨入りをしたとみられると発表をされました。やがて引き続いて台風シーズンともなり、現在北上中の台風4号の上陸も気になるところでございます。暴風雨災害、土砂災害などの発生がないことを願うところでありますが、開会のごあいさつでも申し上げましたが近年予測不能の局地的原油的な、ゲリラ的な降雨の傾向が強まってきております。町民の皆様には防災備品や備蓄食料など有事に対する日ごろからの備えをお願いをいたしますとともに、高齢の皆様などご近所の助け合いについても日ごろからご配慮をいただければというふうに思います。平成24年度も早、三月を過ぎようとしております。経済情勢や雇用情勢は大変厳しく先行き極めて不透明感はありますが、第5次総合計画2年目の本年度も、計画をいたしました各種の事業、また予算執行にあたりましては住民の皆様のご理解とご協力を賜りながら計画的に推進をし、その負託に応えてまいる所存であります。また今議会の議案審議や一般質問を通じて賜りました数々のご意見、ご提案等につきましてはしっかりと胸に留めおきまして、町政運営に全力を傾けてまいりたいと考えております。なにとぞご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員各位には時節柄、健康には十分ご留意をいただきまして、一層 のご活躍を心からお祈りを申し上げ、6月議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつ とさせていただきます。大変お世話になりましてありがとうございました。

議長

以上をもって、平成24年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午前9時59分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員